

倉敷市子ども・子育て支援事業計画素案へのパブリックコメント実施結果

・平成26年8月8日（金）～9月8日（月）に計画素案へのご意見を募集したところ、計13人の方から、計103件のご意見をいただきました。

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
1	子ども・子育て支援新制度について、市民のみなさんにお知らせすることを、早急に実行してください。 （申請・認定の手続きについて、幼保連携型等の認定こども園・小規模事業保育施設の内容、保育料等を具体的に…保護者が十分検討できる期間が必要）	新制度の広報については、広報くらしき8月号で特集を組み、10月号で入園案内などをお知らせしたところで、保育料予定額については、保育・幼稚園課でお知らせするほか、保育・幼稚園課のホームページにも掲載をする予定です。 なお、教育・保育関係者の方々とは、園長会など様々な機会を通じ、情報交換を行っておりますし、個別の相談も受けているところです。	子ども・子育て支援新制度準備室
2	子ども・子育て支援新制度について、保護者、保育関係者への説明が十分に周知徹底してから、実施をしてください。拙速な導入は避けてください。		
3	「くらしき子ども未来プラン」は乳児や幼児の項目はよく書かれているが、小・中・高校生に対する項目が少ないと感じました。その点を補充されることを期待します。	単施設策10「学校教育の環境や学習内容を充実させる」に項目を追加しましたが、引き続き検討をします。	子ども・子育て支援新制度準備室
4	「子ども・子育て支援新制度」が出されていますが、公的責任の後退にならないように願っております。	保育に関してのご意見かと思いますが、児童福祉法第24条第1項に規定する保育所での保育に関しては、新制度になっても引き続き、現在の制度と同様に市町村が保育の実施義務を担っております。 民間保育所に関しても、現行どおり、保護者が市町村と契約し、費用は市町村から委託費として支払われ、保育料の徴収も市町村が行います。 また、認定こども園などでの保育も含め、市町村が利用調整や利用可能な施設の斡旋を行うなど、必要な保育を確保するための措置を講じることとなっております。 したがって、市町村の責任が後退することはなく、保護者が安心して保育を利用できる仕組みとなっております。	子ども・子育て支援新制度準備室
5	【計画素案 計画の位置づけと性格】（2～3ページ） ・子ども・子育て支援法第61条第2項～5項の内容を組み込んだ方がよいのではないかと思います。 ・子ども・子育て支援法第61条第6項に「市町村地域福祉計画」や「教育振興基本計画」が明記されているので、この計画も書き込んだ方がよいと思います。	子ども・子育て支援法の目的や基本理念、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める事項（第61条）を参照できるように、法律の抜粋を追記するとともに、「地域福祉計画」を関連計画の一つとして、追記しました。（教育振興基本計画はすでに記載しています。）	子ども・子育て支援新制度準備室

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
6	<p>【計画素案 計画の実施体制等】（5～6ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法第61条第7項～8項に策定と変更に関する規定があります。素案には、策定に関する記述はありますが、変更する場合の記述がないので、記入しておく必要があると思います。 行動計画の際には、PDCAサイクルを踏まえた実施とフォローアップの記述があったと思いますが、この計画にも入れておいた方がよいと思います。 	<p>「第6章 計画の推進のために」の中で、PDCAサイクルによる計画の進行管理を記載しておりますが、変更に関する記載はしておりませんでしたので、その進行管理の中に追記をしました。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度準備室</p>
7	<p>【計画素案 基本理念】（7～8ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法第1条、2条の内容を書き込んだ方がよいと思います。 子ども・子育て支援法の第6条には用語の規定がありますが、この計画のなかに書いておいたほうがよいのではないのでしょうか。（第1章の方がよいかもかもしれません。） 	<p>子ども・子育て支援法の目的や基本理念を参照できるように、法律の抜粋を追記するとともに、「子ども」「保護者」の定義をそれぞれ3ページと2ページに記載しました。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度準備室</p>
8	<p>素案のアンケート結果（自由記載）に、要件の検討希望を含め、いろいろな希望が上がっていますが、それに対する市の姿勢が見えません。アンケート結果を載せるだけでなく、具体的にどの部署で対応をしているか考えているかだけでも載せていただくとアンケートがお飾りではなく、市政に反映されるのだなという信頼性が出てくるように思います。</p>	<p>第4章の各単位施策で対応することとなりますので、その旨を記載しました。各事業、担当部署については、今後、整理する事業一覧の中でお示しをさせていただきます。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度準備室</p>
9	<p>【計画素案 柱/領域別の課題】（14～19ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <主な課題>は、資料編に解説があるのですが、解説ぬきにここで取り上げてあると、なぜ主要な課題なのかよくわかりません。 アンケート調査やヒヤリングから主要な課題がでてきているので、主な課題を取り上げるならば、資料編の解説を本文にいられた方がわかりやすくなると思います。 組立を再度検討してみてください。 	<p>組立を検討し、施策領域ごとの課題を整理し直して、記載をしました。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度準備室</p>
10	<p>学童保育についての記述ですが、「指導員の安定確保と資質向上を図る」とありますが、そのためにはよい研修をすることと業務に見合った報酬を支払うということが大切だと思います。現在、委託料算定の基準となる指導員の給料はあまりにも低く、正規雇用ができるような状態ではありません。これは指導員の安定雇用を阻害しているだけでなく、質の低下を招いています。扶養の範囲内のパートでは、責任ある指導員は育ちません。「施策の概要」を見させていただいてもこの指導員の質の向上のための予算を見つけることができなかつたのですが、本当に考えていただいているのでしょうか。資料_11では指導員の資格化が指導員離れを生むような記述がみられますが、むしろ新たな若者たちの雇用を生むとは考えられないのでしょうか。指導員の質の向上は、障がいのある子どもの受け入れにもつながっていきます。何の知識もない指導員が一人増えたからといって、対応できるものではありません。やはりそれなりの勉強をした指導員がいてこそ障がいのある子どもにも対応でき、そんな子どもたちも通えるようなクラブができるのです。国は指導員の報酬アップの方向へ動いていると聞いています。倉敷市も必ずやそのための予算をとってください。そしてそれを私たち現場の運営委員会に還元してください。</p>	<p>業務内容・量に見合う報酬を支払うことは当然であると考えます。市の委託事業においては、今後も引き続き、国の動向を注視しながら委託料の算定を行います。</p> <p>ただし、本事業計画は、家庭における子育てを中心に、学校園等、地域、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。具体的な予算措置等については、国の動向、事業計画に基づき、議会の承認を得ながら行っていくものであるため、事業計画の中に盛り込むことは適切ではないと考えております。</p>	<p>子育て支援課</p>

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
11	放課後児童クラブにおいて、指導員の安定確保と資質向上も大事ですが、施設（広さ、規模等の基準）の充実も重要な課題であると思います。加筆してください。	ご意見を踏まえ、「各児童クラブの運営委員会の運営力を強化する必要があります。」を「各児童クラブの運営委員会の運営力の強化や、施設を充実していく必要があります。」と変更しました。 また、単位施策20「安心して子どもが生活できる場所を確保する」に、児童クラブの施設整備に関する項目を新たに加えました。	子育て支援課
12	【計画素案P16上から8行目】 学童待機児数を把握し、放課後児童クラブの施設基準（広さ、規模）を国基準に向けよくしていくことも課題では？		子育て支援課
13	放課後児童クラブにおいて、指導員の安定確保と資質向上も大事ですが、施設の広さや規模等も重要な課題です。		子育て支援課
14	倉敷市は就学援助を受けている割合が全国平均に比べ低い。必要としている人が受けられるよう工夫してほしい。「貸与型奨学金」でなく、「給付型奨学金」を充実してください。	給付型奨学金については、大学、短期大学、専修学校は月額8,000円、高等学校は月額5,000円となっております。県内で給付型奨学金を実施している市町村は、27市町村のうち4市町のみです。対象人員、総額については、県内の他市町と比較しても多く、平成23年度には採用人数を増加させるなど、手厚く対応しております。	学事課
15	【計画素案P20, 21】 単位施策の隣に施策番号やページ数があると見やすいと思います。	施策体系の単位施策にNo.を記載するとともに、目次において、「単位施策」とページ番号を加え、施策内容がすぐ参照できるようにしました。	子ども・子育て支援新制度準備室
16	【計画素案 単位施策1】（22ページ） ・2つめの項目の「……また、保護者が、こどもの人権……」を単独の項目にし、保護者だけではなく、子どもや学校園等関係者そして地域の人たちも入れ、以下のようにしてはどうでしょうか。 「子ども、保護者、学校園等関係者そして地域の人たちが、こどもの人権や人権侵害を予防するための方法を学び、理解を深めることができる機会の充実に努めます。」	ご意見を踏まえ、記載内容の見直しを行いました。	子ども・子育て支援新制度準備室 子ども相談センター

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
17	<p>毎年、立入調査したり、公開保育等で保育園の保育内容は分からないと思います。虐待が見られました。虐待もどこまでどんな場合や場所で、子どもどのような保育や接し方で、保育なのでしょう？</p> <p>また、虐待の基準という文書はありますか。現在の「躰」と「虐待」の境界線はどこで違うのでしょうか？子どもに暴言を言ったり、叩いて怒ったり、感情的に怒っています。このような事は、日常あるので、研修を何度もしてほしいです。</p>	<p>「しつけ（躰）」とは、保護者（又は大人）が子どもに自分で行動を制御する力をつけさせるための行為、「虐待」とは、保護者の意図に関わらず、子どもの健全な成長を阻害する不適切な行為と定義しています。実務的には、保護者が子どもの感情や思いをくみ取ることができ、かつ、子どもの立場に立てているかを判断基準としています。</p> <p>本市におきましては、児童相談所、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、保育所、医師会、教育委員会、弁護士会、警察署、保健所などで構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、毎年8月にこの協議会主催で虐待にかかる研修会を開催しています。</p> <p>今後も、こうした研修により、様々な組織の職員等の虐待対策にかかる資質を高めるとともに、連携を強化します。</p> <p>なお、文中に「虐待が見られました。」とあったため、事実関係を調査しましたが、虐待に当てはまるような行為や事実は確認できませんでした。</p>	<p>保育・幼稚園課 子ども相談センター</p>
18	<p>給食は原則直営となっています。食育という保育の中身にもつながります。認定こども園だから、より教育的な意味で公的な職員で行うべきです。調理員をおくこと。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の食事の提供については、原則、自園調理となります。（満3歳以上の園児への食事の提供は外部搬入も可能ですが、これは、現行の保育園の基準と同様の取扱いを規定したものです。）</p> <p>なお、地域型保育事業では、連携施設等からの搬入は可能としてはおりますが、この要件は、地域型保育の卒園後の受け皿となる保育所などの連携施設か、地域型保育を行っている法人が経営する社会福祉施設等か、学校給食センターの3種類からの搬入のみと国の省令に基づいて規定しており、いわゆる外部の給食業者からの搬入は認めておりません。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度準備室</p>
19	<p>認定こども園教育・保育要領でも、給食は食育という保育の中身にもつながります。給食は直営で調理員の配置をしてください。</p>	<p>（この項目は18番と重複する内容のため、ここでは記載しません。）</p>	<p>子ども・子育て支援新制度準備室</p>

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
20	<p>【計画素案P23 単位施策5】 食育の件で、食物アレルギーのある子どもに対する配慮が書かれてありホッとしました。文面だけでなく、実践面でしっかり徹底してやってほしいと思います。もし万一事故が起きた場合のことも書いていただければと思いました。</p>	<p>【保育・幼稚園課】 ご意見のとおり、しっかりと実践してまいります。 事故対策については、保育園・幼稚園・その他児童等を預かる施設において、誤食事故の防止、万が一事故が発生した場合への対応（エピペン（抗アレルギー薬）の使用研修など）に取り組みます。</p> <p>【保健体育課】 食物アレルギーの対応については、対応開始前に該当保護者とは学校関係者で次の内容で話し合いを行います。 （学校生活での注意事項、食事対応、薬について） また、対応決定時に医師の意見書（診断者）を必要としており、その内容から非常時の対応を学校内で決定します。</p>	保育・幼稚園課 保健体育課
21	<p>【計画素案P23 単位施策5】 三白として白米の大事な事は、大切な栄養がそこなわれる所があり、またそれを補うのは不合理だと思います。せめて、7分、8分はどうでしょうか。農薬が問題なら薬を減らそう。芽止めされた玉ねぎ、じゃがいもは止めてほしい。給食無料化をお願いします。</p>	<p>【保育・幼稚園課】 地産地消に取り組むとともに、できるだけ農薬等の使用が少ない、より安全な食材の使用に努めます。 なお、給食無料化については、現段階では考えておりません。</p> <p>【保健体育課】 白米で実施していますが、強化米（ビタミンB1）を混合して炊飯したものを提供しています。また、じゃがいもについては、芽止め処理をしていないものを使用しています。玉ねぎは国産を使用しています。国産は芽止め処理はされていません。給食費無料化については、国の方針に従って実施の有無を協議する方針です。</p>	保育・幼稚園課 保健体育課
22	<p>倉敷市として、児童福祉法第24条第1項の保育の実施責任をしっかりと果たしてください。そのためには、公立の保育所の充実が重要です。</p>	<p>児童福祉法第24条第1項に定められた市の役割りを果たします。このため、公民を問わず、幼稚園、保育所及び認定こども園など全ての施設において、新制度の目的の一つでもある幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。</p>	保育・幼稚園課
23	<p>倉敷市として、児童福祉法第24条第1項の保育の実施責任を果たすべく、公立の保育園の充実をしてください。他の施設との格差がないようにしてください。</p>		保育・幼稚園課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
24	倉敷地区に公立保育園を増やし、0才、1才、2才の子どもの待機児を解消して下さい。	待機児童の解消を目指して、平成25年度に2園、平成26年度に3園の保育所を倉敷地区に創設しました。今後とも、幼稚園の多機能化や認定こども園への移行など、早期に待機児童の解消に努めます。	保育・幼稚園課
25	<p>日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、倉敷市の「子育て計画」の基本理念とされていることを頼もしく思います。そして人権を尊重し、家庭と地域、行政が手を取り合い「すべての子どもが幸せに暮らせること」を展望しつつ「未来プラン」を作成されていることに敬意を表します。</p> <p>以上の立場にたち、プランを作成されるのであるならば、以下の課題については直ちに克服されることを要望します。</p> <p>(1) 保育所「入所待機児童」の解消 (統計上は48人ですが、200人とも300人とも言われています。改定児童福祉法24条で行政の責任は明確)</p> <p>(2) 「教育・保育提供」を採算ベースで考えない (子どもは未来への宝 大切に育てることが求められるし「適正規模」「適正配置」を前面に論ずることは「地域」の衰退を招くことは岡山県の高校配置で実証済み)</p> <p>(3) ひとり親家庭への就労支援と経済的支援の強化 (理念から行政の特別支援が必要)</p>	<p>【保育・幼稚園課】 (1) (2) について 児童福祉法第24条第1項に定められた市の役割りを果たします。このため、公民を問わず、幼稚園、保育所及び認定こども園など全ての施設において、新制度の目的の一つでもある幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。</p> <p>【子育て支援課】 (3) について ひとり親家庭の子どもの健やかな成長のために、ひとり親家庭の経済的な自立は重要です。国の動向等に注視しながら、ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援施策の充実を図ってまいります。</p>	保育・幼稚園課 子育て支援課
26	小規模事業の保育士は専門的な仕事です。全員有資格者としてください。	<p>地域型保育事業については、省令により、保育士又は保育士と同等以上の知識と経験を有する者などが従事できることとされており、本市の基準にあっても同様の取扱いとしております。</p> <p>なお、例えば、小規模保育B型では職員の2分の1以上が保育士としておりますが、この割合を高める取り組みをした事業所にあつては、その割合に応じて加算されることとなっております。</p>	保育・幼稚園課
27	小規模事業の保育士も専門的な仕事です。全員保育士資格の有資格者としてください。	<p>また、この地域型保育事業は、需要と供給のバランスを見ながら、市として、どの類型を認めるかという判断がありますので、職員配置についても、その際の判断基準の大きな要素になるものと考えています。</p>	保育・幼稚園課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
28	新しく幼保連携型中洲認定こども園では、3歳児からしか入園できないのですか。兄弟のいる3歳児以上児の下の子どもも同時に入園できるようにしてほしい。待機児は0～2歳の乳幼児に多く、実際のニーズの乳幼児が入園できる、認可施設をつくるべきではないですか。		子ども・子育て支援新制度準備室
29	幼保連携型認定こども園となる予定の中洲認定こども園では、3歳児からの入園だけとのことですが、待機児は主に0～2歳の乳幼児です。乳幼児が入園できる、認定こども園にしてください。	新制度では3歳児における幼児教育・保育の需要が相当見込まれていることから、今回の中洲の認定こども園については、3歳児の受け入れ増を主眼とし、また、幼稚園からの移行を目指しておりますので、円滑な運営も目的に、3歳児からの受け入れで実施することとしております。 公立幼稚園における3歳児保育や預かり保育の拡大、それに伴う各保育園の乳児受入れの拡大により、待機児童対策を行うこととしております。	子ども・子育て支援新制度準備室
30	認定こども園の計画に中洲認定こども園が浮上していますが、3歳以上からではなく、0、1、2歳児も入園できるようにして下さい。働きたい母親のサポート面からぜひよろしくお願い致します。		子ども・子育て支援新制度準備室
31	認定こども園では、教育・保育となっていますが、学校の準備をするための施設ではありません。子どもの楽しい遊びや体験を通して成長・発達することを重視してください。	認定こども園の教育・保育要領では、幼稚園、保育所と同様に、環境を通して教育・保育を行うことが基本とされており、「自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である」と遊びを定義しています。認定こども園でも、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるように、遊びを通しての指導を行ってまいります。	子ども・子育て支援新制度準備室
32	認定こども園では午前中が教育時間で、午後から保育時間となっていますが、学校の授業のような、準備施設ではありません。カリキュラムは子どもたちの楽しい遊びの実践を中心としたものにして下さい。	幼稚園児にあたる子ども（1号認定）と保育園児にあたる子ども（2号認定）とが一緒に生活する3歳以上の子どもについては、一緒に遊ぶ共通の教育時間は友達と一緒に集中して遊ぶことを中心としています。また、1号認定の子どもの降園後は、ゆったりと家庭的な雰囲気の中でくつろぐことを中心に考えて教育・保育を行うことを基本としています。園児の在園時間の長短や一日の生活のリズムに配慮した具体的なカリキュラムを作成し、教育・保育を行ってまいります。	子ども・子育て支援新制度準備室

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
33	<p>認定こども園では、幼稚園型と長時間型の子どもと一緒に生活するようになりますが、心身ともに安定して生活ができるよう、細切れの保育にならないようにしてください。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供を柱の1つとしており、認定こども園でも、共通に標準4時間の幼児教育を受けることができることを前提に議論が進められております。</p> <p>したがって、全ての子どもが経験する必要がある活動、例えば運動会に向けての活動なども、共通の教育時間内に行われることとなります。</p> <p>また、現在、保育園においても、保護者の就労形態により、降園時刻は様々ですが、一人ひとりの生活のリズムを大切に保育が行われております。</p> <p>今後、認定こども園においても、幼稚園や保育園で培ってきたよい面を引き継いでいきます。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度準備室</p>
34	<p>認定こども園では、保育教諭となり、保育士と幼稚園教諭と一緒に働くこととなります。職務内容や賃金、待遇に差がないようにしてください。また、園内の行事やカリキュラムについても、よく話し合って摺合せを行う時間を、事前に確保してください。</p>	<p>本市の公立の認定こども園には、配置基準に基づき、保育教諭を配置いたします。保育教諭として配置される職員の職務内容等につきましては、基本的に同じ内容となります。</p> <p>現在、本市におきましては、幼稚園、保育園、認定こども園のいずれにおいても、重点を置いて保育をしていく方向性を示すものとして、「幼児教育・保育共通カリキュラム」を作成しております。幼稚園、保育園現場の先生方で、日々接している子どもの具体的な姿をもとに、情緒の安定や生活習慣、他者への思いやりなど、視点を絞って各年齢に合った保育を積み重ねていくことができるように指導内容を考えたものです。</p> <p>また、この共通カリキュラムにおいては、職員同士が保育内容を共通理解することや、園と保護者が互いに理解し協力していくために連携を深めていくことなどが必要であるとしております。</p> <p>今後、今年度中に、この共通カリキュラムをもとに研修を行い、幼稚園、保育園の職員が共通理解することができるようにしてまいります。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度準備室</p>

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
35	<p>気になるのが保育園入所要件です。育休に入った場合、退所しなければいけないとなりますが、これでは二人目、三人目の育休取得を安心してできません。子育て支援では育休制度利用の推進をうたいながら、育休を取得後に仕事復帰を考えても、待機児童の多い現状で一度退所した児童と二人目、三人目を同時に入所させるのは困難ではないでしょうか。この要件ができた背景に待機児童がということであれば、住民アンケートにある、利用意向（幼稚園・保育所を利用していない人）「新たに利用したり、今後利用日数を増やしたいとは思わない」52.2%という結果と矛盾しないでしょうか。</p> <p>半数以上がこの様に考えているなかで、待機児童が増加の一途をたどるとは思えません。この回答の背後に、「どうせ入れないなら子供が小さいうちは可愛いし手元で育てよう」という潜在的な「利用希望者」が隠れているかもしれませんが、この数値だけを見ると昨今追加された要件は必要ないのではないのでしょうか。</p> <p>また、児童数に対する保育園、幼稚園の入所率は高くありませんが、保育園、幼稚園定員数に対する入所率はほぼ100%という状況を見るに、要件云々で解決できる問題ではないように感じます。（保育園の新設を進めている動きには期待しています。）</p> <p>現在、初めての育児をしています。産後二か月で仕事復帰というのは身体的にも精神的にも厳しいものを感じています。このように感じる人は大勢いると思います。アンケート調査の母親の就労希望「1年以上先、一番下の子どもが口歳になったころに就労したい」49.9%にも表れているのではないのでしょうか。私の母親世代においては産後休暇しか認められず、復帰をしていましたが正直とても大変だったとのこと。母乳育児をしている場合は母乳を与えることが出来ず止まってしまうこともあったと。母体にとってはかなりの負担があります。また、母乳育児を推奨している最近の流れと逆行しているのではないのでしょうか。</p> <p>二人目の妊娠を希望していますが、育休を取得できず復帰をしなければならないと考えると、二の足を踏んでしまうのと、仕事復帰をやめようかという考えも出てきています。女性の労働力を確保するための障害とも言えるのではないのでしょうか。職場では産休育休の取得が可能であっても、それをさせない要件はおかしいと考えます。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、「育児休業をする場合であって、現に兄弟が保育施設等を利用しており、当該保育施設等を兄弟が引き続き利用することが必要であると認められる場合」が保育を必要とする要件として新たに追加されました。</p> <p>本市におきましては、従前より、「次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」（国基準）において、市独自に、4歳以上の児童の継続入所を認めているところです。</p> <p>新制度は、3歳以上の児童に質の高い幼児教育を提供することを目的としているため、本市におきましても順次幼稚園の3歳児保育を拡大しているところです。</p> <p>つきましては、3歳児において幼児教育の利用を希望する場合には、幼稚園又は認定こども園における幼児教育の利用をお願いします。</p> <p>待機児童の解消については、解消を目指して、平成25年度に2園、平成26年度に3園の保育所を倉敷地区に創設しました。今後とも、幼稚園の多機能化や認定こども園への移行など、早期に待機児童の解消に努めます。</p>	保育・幼稚園課
36	<p>公定価格で示された金額がなぜ短時間の幼稚園型1号の子どもと長時間保育の2号の子どもの金額に差がないのか疑問です。保育料は自治体で決めるのであれば、幼稚園の利用料と同様に低くしていただきたい。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度における公定価格については、施設種別、地域区分及び定員ごとに単価が設定されています。</p> <p>幼稚園と保育園では、提供されるサービスの内容、開所時間、職員の配置基準、対象児童の年齢などが異なるため、単純に単価を比較できるものではないと考えております。保育所保育料については、平成26年度までの水準と同額程度を基本に検討しています。</p>	保育・幼稚園課
37	<p>保育料は実質値上げとならないようにしてください。</p>	<p>幼稚園保育料については、従前、応益負担（世帯の所得にかかわらず一律の料金）で料金設定をしていましたが、新たに応能負担（所得の多い世帯は高く、所得の少ない世帯は安い料金）となります。</p> <p>なお、幼稚園保育料の応能負担への移行には、経過措置を設けます。</p>	保育・幼稚園課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
38	<p>今、保育園では、正規先生よりも臨時先生が半数以上です。正規先生は昼休憩もバッチリ取っています。その分臨時先生がこどもの教室に入って休憩保障をしています。だから臨時先生は昼休憩があまり取れません。臨時先生は書類もあり、持ち帰ってしています。正規先生は残って書いても残業手当がつきます。が、臨時先生はそういう訳には行きません。私は、臨時先生が担当保育をするなら、なんらかの手当を出すべきだと思います。</p> <p>正規先生は、夜いつまでも残業しないで、19時には帰宅してほしい。21時まで残っています。早く帰ってゆっくり休んで、次の日子ども達の為に明るく元気に仕事をしてほしいです。</p>	<p>公立保育園では、正規職員か非正規職員かを問わず、適切な労務管理を行っております。また、民間の施設に関しても、こうしたことにかかる実地指導や監査等を実施しています。</p>	保育・幼稚園課
39	<p>保育園・幼稚園でも同じですが、正規職の人が少なく臨時職の大勢です。しかし、臨時職の先生は研修が少ないせいか、質が悪いです。子どもたちの行動・態度など、また人間関係にもみそが出来ています。全員昔のように正規職にして、楽しく、明るく、元気な保育に戻ってほしいです。</p>	<p>本市には、保育士等への研修実施を行う組織として倉敷市保育所協議会があり、市内全ての保育園が加盟しております。この協議会は、非正規職員も会員になることができ、現に、多くの方が会員として研修に参加しております。</p>	保育・幼稚園課
40	<p>保育園などで、障がい者の認定されていない、子どもの支援者がいないこと。ふつうの子どもばかりでないので、その中に何人かのグールドゾーンの子どもがいたら、普通の子どもたちと同じ保育しないでそのこどもに合う保育をしてほしい。先生がこどもの心が理解出来ていなくて、叱ったり、怒ったりしてイライラしています。先生の中でこどもの心が理解出来ていない先生が多いです。これは質の問題です。先生達が高い質の研修を受けてほしいです。</p>	<p>本市の保育園では、公民を問わず多くの保育園で障がい児等を受け入れ、統合保育を行っています。統合保育とは、障がい児等有る児童と障がい等が無い児童を合同して保育を行うもので、療育施設等で行われている個別対応とは異なるものです。</p> <p>新制度は、幼児教育・保育の質の向上を目的としており、本市においても、研修や指導等を通じて引き続き、保育の質の向上に取り組みます。</p>	保育・幼稚園課
41	<p>今、倉敷市では、担当保育を行っていますが、この担当保育というのは、子どもたちにとって、やさしくて、うれしくて、たのしい保育なのでしょうか。私は現在担当保育をしています。日々子どもたちは、泣いています。先生も子どもたちもなかなか保育や先生に慣れません。</p> <p>また、担当の先生が年休の日は、臨時の先生が毎回変わって入るので、子どもたちも、落ち着きがありません。集団保育は落ち着きのない保育はないと思います。子どもたちの「心」を考えてほしいと思います。</p>	<p>本市の保育園では、3歳未満児の保育を行うにあたっては、公民を問わず大半の保育園が担当保育で保育を行っています。3歳未満児については、子どもと保育者の間に強固な信頼関係が要求されるため、担当保育が適切と考えております。</p>	保育・幼稚園課
42	<p>【計画素案P27】 ネットやラインが原因でいじめや不登校がおきるが増えています。岡山県いじめ問題対策基本方針では、県方針をベースに市町村や各学校にも独自の方針をまとめるよう求めています。市の方針を事業計画の中にいれてください。</p>	<p>地方公共団体において、「地方いじめ防止基本方針」の策定は努力義務となっておりますが、現在、本市では「倉敷市いじめ問題対策基本方針」を策定中です。策定後は、各種事業計画等にどのように反映させていくかを検討してまいります。</p>	指導課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
43	学力テストの学校別成績公表は、競争に拍車をかけるので、公表はしないでください。	学力・学習状況調査の学校ごとの結果公表につきましては、調査で計ることができるのは、学力の一部であること、また、過度の競争や序列化をまねくおそれがあることから、行わないこととしています。	指導課
44	【計画素案P26】 ・学力テストなど、過度の競争で子どもを追い詰めないよう最大限留意してください。学力テストの学校別成績公表は、競争に拍車をかけます。公表はしないでください。		指導課
45	学力テストの学校別成績公表はしないでください。		指導課
46	学力テストの学校別成績公表は競争に拍車をかけます。公表はしないで下さい。		指導課
47	【計画素案P26 単位施策10】 学力の把握とは何を意味するのか。学力テストなのか、毎日の学習で教育者は学力をどう理解したのか、してないのか、常に把握していないと育てていけないと思う。その細かい成長が楽しめたら、先生も子どもも良い関係になるのではなかろうか。ゆとり教育と言いながら反対で、学力の差をどんどんつけるしくみ、これでは未来はない思います。教育環境にとって安心して教育がなせるようお願いします。	ご意見を踏まえ、一人一人の子どもに確かな学力をつけるための取り組みを推進してまいります。	指導課
48	経済的に困難な家庭の児童に学習支援などの取り組みをしてください。そのための教職員の指導体制を充実してください。	【指導課】 経済的な状況にかかわらず、全ての子どもに基礎的な学力をしっかりとつけていくことが、教育に求められていると考えています。そのため、学力の定着度合に応じて、放課後や長期休業中等に補充学習を行ったり、習熟度に応じた少人数指導を行う環境を整えたりしています。 【生活福祉課】 被保護世帯の親から子への貧困の連鎖を防ぐため、被保護世帯の中学生を中心とした子どもたちを対象に学習会を開催し、基礎学力の向上のための学力支援を行っております。このことを新たに追記しました。	指導課 生活福祉課
49	【計画素案P32 単位施策24】 ・経済的に困難な家庭の児童（生活保護世帯だけでなく）に学習支援などの取組をしてください。そのための教職員の指導体制を充実してください。		指導課 生活福祉課
50	経済的に困難な家庭の児童に学習支援などの取組をしてください。		指導課 生活福祉課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
51	いじめ・不登校を問題に、「支援員を配置する」とあるが、臨床心理士の資格を持つスクールソーシャルワーカーの増員配置をしてください。また、正規の教職員の増員が最も必要です。	いじめ・不登校の未然防止、早期解決のための様々な取り組みを行っていますが、当事者家庭の環境にも働きかけ、関係機関との連携を促進する働きを行うスクールソーシャルワーカーの派遣要望は年々増加しています。現在、スクールソーシャルワーカーの派遣事業は岡山県が行っていますが、県も平成25年度からスクールソーシャルワーカーを大幅に増員しています。本市においても、年々スクールソーシャルワーカーを活用する件数が増えてきていることから、今後もスクールソーシャルワーカーの役割や有効性を学校や保護者に周知して、活用を図ってまいります。なお、県のスクールソーシャルワーカーは社会福祉士・精神保健福祉士のどちらかあるいは両方の資格を持っています。	指導課
52	【計画素案P26】 いじめ・不登校を問題に、「支援員を配置する」とあるが、臨床心理士の資格を持つスクールソーシャルワーカーの増員配置をしてください。また、正規の教職員の増員が最も必要です。	また、児童生徒、保護者のカウンセリングについては、スクールカウンセラーが主に行っています。本市では、市内の全ての小・中・高・特別支援学校及び適応指導教室にスクールカウンセラーを配置、または派遣してカウンセリングの要望に応えられるようにしています。スクールカウンセラーの多くは臨床心理士の資格を持っています。	指導課
53	いじめ・不登校を問題に、支援員を配置とありますが、臨床心理士の資格を持つスクールソーシャルワーカーの増員配置をしてください。また、正規の教職員の増員が最も必要です。	また、児童生徒、保護者のカウンセリングについては、スクールカウンセラーが主に行っています。本市では、市内の全ての小・中・高・特別支援学校及び適応指導教室にスクールカウンセラーを配置、または派遣してカウンセリングの要望に応えられるようにしています。スクールカウンセラーの多くは臨床心理士の資格を持っています。	指導課
54	【計画素案 単位施策10】 学校教育の環境を整える事が最優先である。 1 正規雇用教職員の大幅増員 2 30人以下学級実現（障がい児については症状によりクラスを細分化） 3 スクールソーシャルワーカーを全校に配置 4 児童生徒の心豊かな時間を作るために重要な役割をになう学校司書を正規雇用で全校配置 5 心のケアを健康管理と共に行う養護教諭の複数配置 6 教職員の初任者研修・経験年数別研修のほか…とあるが、特に障害児教育の中でも発達障害は症状が個々違い、健常児として扱われ子供がストレスを抱え、正しい指導が出来ていないと思うので、重点的に研修を行う 7 小中学校にクーラーの設置 以上を予算措置をとり計画的に具体的に推進して欲しい。	1 教職員の定年による大量退職に伴い、県教委は、新採用職員を増やして採用を行っております。引き続き、配置を県教委に要望しているところです。 2 まずは、全学年の35人学級の実現をめざし、今後も国や県に対し要望してまいりたいと考えております。また、個別の対応が必要な児童については、学校との連絡を密にし、実態を把握した上で、支援員の配置等適切な対応を考えてまいります。 3 (No.51～53において、記載) 4 現在、市内全ての小・中・支援学校に各1名ずつ、専任の学校司書を非常勤職員として配置していますので、今後、正規職員を配置することは、考えておりません。 5 養護教諭については、法律で定められた人員が配置されております。多様化の学校現場において、その重要性・必要性は十分認識しております。今後も、複数配置について、国や県に要望してまいります。 6 特別支援教育は、倉敷の教育の中でも重要な課題として捉えています。そこで、各校種ごとに「発達障がい研修講座」として、連続研修を実施しています。また、特別支援教育推進室の指導主事や、医療等の専門家が学校園からの要請により訪問し、直接指導する事業を実施し、学校現場の研修を支援しています。 7 (No.55～58において、記載)	指導課 学事課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
55	小中学校にクーラーの設置をしてください（早急に）。	平成26年9月1日に「倉敷市立学校空調設備整備検討委員会」を設置しており、公立小・中学校へのエアコン（クーラー）の設置について、検討することとしております。	教育施設課
56	【計画素案P26】 ・小中学校にエアコンの設置をしてください（早急に）。		教育施設課
57	小中学校にクーラーの設置をしてください。		教育施設課
58	【計画素案 単位施策10】 学校教育の環境を整える事が最優先である。 1 正規雇用教職員の大幅増員 2 30人以下学級実現（障がい児については症状によりクラスを細分化） 3 スクールソーシャルワーカーを全校に配置 4 児童生徒の心豊かな時間を作るために重要な役割をになう学校司書を正規雇用で全校配置 5 心のケアを健康管理と共に行う養護教諭の複数配置 6 教職員の初任者研修・経験年数別研修のほか…とあるが、特に障害児教育の中でも発達障害は症状が個々違い、健常児として扱われ子供がストレスを抱え、正しい指導が出来ていないと思うので、重点的に研修を行う 7 小中学校にクーラーの設置 以上を予算措置をとり計画的に具体的に推進して欲しい。		教育施設課
59	男性の育児参加を促し、 <u>10代の教育課程で男子にも育児の喜びを教える取組をしてください。</u>	中学校家庭科の学習指導要領の中に、「家族・家庭と子どもの成長」の学習として、男女ともに、家庭の子どもを育てる機能について学習するようになっています。その具体的な手法として、幼児と触れ合うなどの具体的な体験を行うことが一般的で、幼稚園や保育園に出向き、教諭や保育士と一緒に保育を体験しています。このような体験を通して、幼児の発達・発育を正しく理解することができることも、育児の喜びも味わうことができると考えています。	指導課
60	【計画素案P28単位施策14】 男性の育児参加を促し、 <u>10代の教育課程で男子にも育児の喜びを教える取組が必要ではないでしょうか。</u>		指導課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
61	<p>【計画素案 単位施策35】（37ページ） ・最近、いくつかの自治体では「望まない妊娠」や「10代の女性の妊娠」などの相談や支援が行われています。今後、必要な施策となると思いますので取り上げてください。単位施策4（22ページ）の母子保健に関する施策のところでもよいと思います。</p>	<p>本市においても、現在、相談に応じておりますので、単位施策12「思春期保健対策や相談体制を充実させる」の中の文言を一部修正しました。</p>	健康づくり課
62	<p>男性の育児参加を促し、10代の教育課程で男子にも育児の喜びを教える取組をしてください。</p>	<p>男性の育児参加については、女性の育児の負担軽減や就労などの社会での活躍の機会を広げるために、これからますます必要になってくると考えております。本市では、各地域子育て支援拠点などにおいてイクメン講座を開催しており、今後も引き続き開催をしていく予定です。</p>	子育て支援課
63	<p>【計画素案P28単位施策14】 男性の育児参加を促し、10代の教育課程で男子にも育児の喜びを教える取組が必要ではないでしょうか。</p>		子育て支援課
64	<p>【計画素案P14 2】 産後、本人元気に戻るまで、家族の支援が足りない方は、ホームヘルパーのような支援はどうか。</p>	<p>単位施策17「子育ての相談体制を充実させる」の「～。また、支援が必要な場合には、適切なサービス提供に結びつけます。」の取り組みとして、産後まもなくの体調不良のため、家事・育児が困難な核家族などの家庭に対して、保育士などを派遣しております。（原則、有料です。）</p>	子ども相談センター
65	<p>【計画素案P33 単位施策27】 暮らしき広報に子育て支援について、何でもページを増やし、市民・地域で考えるようできたらいいのでは。</p>	<p>子育て支援の情報については、広報くらしきやポータルサイト、子育て支援情報コーナーなど、各媒体の特性を生かしつつ、効果的に周知できるよう工夫しながら、情報発信の充実に努めます。</p>	子育て支援課
66	<p>現在倉敷市ではすべてのクラブに静養室があるということですが、これはカーテンを引いただけのお粗末なものです。クラブによっては、その下に物が置いてあったりしてまったく機能していないところもあると聞いています。もちろん施設については予算もありますので、全クラブに立派な独立した静養室を設けるのは困難なことです。いずれはそういう施設ができるよう目標にしていきたいと思います。単位施策20にある障がいのある子どもの受け入れを促進するならば、独立した空間はなくてはならないものです。どんなに指導員を育成しても、むしろ質の高い指導員であればあるほど、そうした空間の必要性を感じることでしょう。</p>	<p>児童が落ち着けるスペースは必要であると考えておりますが、児童クラブ室は、プレハブや学校の余裕教室以外にも、近隣の空き家の活用、地域の集会所の借用など、構造・設備がそれぞれ異なります。また、限られたスペースを有効活用するという観点からも、個室の整備以外にも、必要に応じて学校の保健室や教室等を借りるなど学校等とも連携しながら、障がいを持つ子どもが安心して利用できる環境整備に取り組んでまいります。なお、単位施策20「安心して子どもが生活できる場所を確保する」に、児童クラブの施設整備に関する項目を新たに加えています。</p>	子育て支援課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
67	<p>児童クラブへの入所条件として「祖父母が同居または近居でないこと」という要件があります。これは保育所への入所の時にも聞かれることです。しかし保育所と児童クラブの入所条件が同じというのも、子どもの年齢が全く違うにも関わらずおかしい話だと思います。確かに小学校就学前くらいの子どもなら、家にいる祖父母で対応できるかもしれませんが、しかし、子どもは大きくなればなるほど行動範囲も広がり、力も強くなり、足も速くなります。そんな子どもをおばあちゃんが放課後ずっと見られるでしょうか。毎日毎日帰りが遅い父母に代わり、おじいちゃんおばあちゃんと長い時間過ごす子どもたちは、豊かな放課後を過ごしているでしょうか。祖父母が悪いと言っているのではありません。子どもたちには年齢に合った子ども同士遊ぶことが必要であり、また自分の話に耳を傾けてくれる大人が必要であり、そのための安全な場所が必要なのです。そう考えると、祖父母の要件は児童クラブの入所条件にはそぐわないと思えます。どうも保育所と児童クラブの需要をひとくくりに考えてしまう傾向があるような気がするのですが、私には別物に思えます。</p>	<p>放課後児童クラブは、保護者が労働等によって昼間家庭にいない児童を対象とする、就労支援が目的の事業であるため、全ての児童を対象としていません。また、倉敷市子ども条例にも保護者の役割として、保護者（親や親に代わって子どもを育てる立場にある人）が子どもの育成に対して第一義的な責任を有することが定められていることや、自助、共助、公助という考え方からも、祖父母の状況によっては入所できないケースが生じると考えます。</p> <p>もちろん、いただいたご意見のとおり、子ども同士のつながり、大人のつながりは子どもの健やかな育ちという観点からも重要であり、そのためにも、地域全体で子育てを支援していくことが必要であると考えますので、放課後子ども教室などとも連携しながら、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支えてまいります。</p>	子育て支援課
68	<p>【計画素案P30】 「単位施策20」から「放課後児童クラブ」を別に単独施策とすることを提案します。 「放課後児童クラブ」は安心して生活できる場であるとともに基準骨子案にあるように「心身ともに健やかに育成されることを保障」する場であり、そのために指導員の知識・技能を修得するよう定められました。条例化に伴い単独施策とした方がよいと思います。</p>	<p>別に単独施策を設けることはしませんでした。放課後児童クラブの項目を一つ追加して、施策内容の充実を努めました。</p>	子育て支援課
69	<p>日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、倉敷市の「子育て計画」の基本理念とされていることを頼もしく思います。そして人権を尊重し、家庭と地域、行政が手を取り合い「すべての子どもが幸せに暮らせること」を展望しつつ「未来プラン」を作成されていることに敬意を表します。</p> <p>以上の立場にたち、プランを作成されるのであれば、以下の課題については直ちに克服されることを要望します。</p> <p>(1) (2) は記載省略（⇒No.25に記載） (3) ひとり親家庭への就労支援と経済的支援の強化 （理念から行政の特別支援が必要）</p>	<p>ひとり親家庭の子どもへの健やかな成長のために、ひとり親家庭の経済的な自立は重要と考えております。国の動向等に注視しながら、ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援施策の充実を図ってまいります。</p>	子育て支援課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
70	<p>【計画素案 単位施策23】 「障がいのある子どもとその家族に対する生活支援を充実させる」について 2番目の○の内容を、児童発達センターを核として、地域の子育て支援拠点・幼稚園・保育所・認定こども園・学校と療育専門家とのかかわりを深め…と改めてください。 発達障害の子どもへの早期発見、早期療育が重要だと指摘がある中で、0～3歳の子どもと保護者が利用する拠点での対応が進むことは、重要だと考えるからです。</p>		障がい福祉課
71	<p>【計画素案 単位施策23：障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる】 「児童発達支援センターを核として、幼稚園・保育所・認定こども園、学校と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまづきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実を図ります。」について</p> <p>幼稚園・保育所等に入園前の子どもとその保護者が利用する場の一つとして、地域子育て支援拠点があります。地域子育て支援拠点は一般施策としての子育て支援の場であり、あらゆる親子が利用しています（発達の課題が明確でない子どもも含む）。さらに1歳6か月健診や3歳児健診で保健師から発達の課題について指摘を受けた子どもをはじめ、配慮が必要な子ども・保護者（保護者への深い関わりが継続的に必要ということ）で保健師から紹介を受けて来る親子なども利用している現状です。就園前の子育て支援の場として地域子育て支援拠点は、障がいのある子ども・家族だけではなく、疑いのある子ども・家族も受け入れ、さらに、その先にある機関（幼稚園・保育所・認定こども園、学校など）としっかりと連携するべきであると考えます。したがって、子どもを取り巻くネットワークに「地域子育て支援拠点」を加える必要があります。</p> <p>参考：障害児支援のあり方に関する検討会（平成26年7月16日） 「今後の障害児支援のあり方について（報告書） ～「発達支援」が必要な子どもの支援のあり方はどうあるべきか～」</p>	<p>「地域子育て支援拠点」は地域の子育てを支える核となる存在であることから、ご意見のとおり、追記をしました。</p>	障がい福祉課
72	<p>【計画素案 単位施策20】（30ページ） ・障害児のための学童保育である「放課後児童デイサービス事業」があるので、これを充実するという項目をいれてください。単位施策23（31ページ）でもよいと思います。</p>	<p>本市においては、日中一時支援事業が該当しますが、単位施策23「障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる」の中で記載しております。</p>	障がい福祉課
73	<p>【計画素案P32単位施策24】 ・単位施策名を「子育てに伴う経済的負担を軽減し、子どもを支援する」としてはどうでしょう。</p>	<p>この計画には、子どもを直接の対象とする取り組みのほか、子どもが生活し成長する家庭やそれらを支える団体等を対象とする取り組みなどありますが、この施策をはじめ、どの施策も、子どもの健やかな成長のためのものと考えております。各施策間の調和を考え、元の施策名のままとしております。</p>	子ども・子育て支援新制度準備室

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
74	8月29日に閣議決定された、「子供の貧困対策に関する大綱について」の中身を反映させてください。	子供の貧困対策については、「子供の貧困対策の推進に関する法律」に基づき、総合的に取り組んでいくこととなります。ひとり親家庭への支援や子育てに伴う経済的負担の単位施策を中心に、すでに反映をしておりましたが、ご意見を踏まえ、新たに学習支援の内容を単位施策10「学校教育の環境や学習内容を充実させる」に追記しました。	子育て支援課
75	【計画素案P32単位施策24】 ・8月29日に閣議決定された、「子供の貧困対策に関する大綱について」の中身を反映させてください。		子育て支援課
76	医療費無料を、順次、中学生、高校生に広げていく。	子ども医療費助成の拡大は、財源の確保が課題と考えておりますので、国や県の保健医療行政の動向を踏まえ、検討してまいります。	医療給付課
77	【計画素案P32単位施策24】 ・医療費無料を、順次中学生、高校生も無料に広げていく。		医療給付課
78	医療費無料を、順次、中学生、高校生に広げてください。		医療給付課
79	子どもの医療費無料を中学生迄ひろげて下さい。安心して病院にかかれるので。		医療給付課
80	【計画素案P32 単位施策24】 中学生・高校生への医療費無料化を早急に進めてほしい。所得制限基準を生活保護の基準の1.5倍に引き上げ、子育てを支援してほしい。		医療給付課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
81	<p>倉敷市は就学援助を受けている割合が全国平均に比べ低い。必要としている人が受けられるよう工夫してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準の目安を明記し、就学援助の周知広報に努める ・申請書に就学援助が権利であることを表記する ・申請方法を簡単にする（希望者は所得・課税証明書の提出不要な市もあります） ・受付場所の窓口を学校だけでなく、市役所でも受け付ける ・所得制限基準を生活保護基準以上にする 	<p>就学援助の広報につきまして、制度の目的や対象者となる要件、援助内容などについて記載したお知らせ文書を、倉敷市の小・中学校等に通う全ての児童生徒の保護者に対して、配布しています。また、ホームページ、広報紙にも掲載し、広報に努めております。</p> <p>申請の手続きにつきましては、当年度の1月1日に、当市に住居登録がある世帯については、所得課税証明書の添付を不要とするなど、保護者の負担軽減を図っており、申請書の提出先は学校としています。</p> <p>対象者の審査については、世帯の収入で判断する場合は、生活保護基準に準じた額により審査しています。</p> <p>児童生徒が安心して勉強できるよう、今後とも広報等に取り組んでまいります。</p>	学事課
82	<p>【計画素案P32単位施策24】 倉敷市は就学援助を受けている割合が全国平均に比べ低いです。本来義務教育は無償です。必要としている人が受けられるよう工夫がほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請書に就学援助が権利であることを表記する。 ○申請方法を簡単にする（希望する人は所得・課税証明書が提出不要な市もあります）。 ○受付場所を学校だけでなく、市役所でも受け付ける。 ○所得制限基準を生活保護基準の1.5倍に引き上げる。 ○認定基準の目安を明記し、就学援助の周知広報に努める。 	<p>就学援助の広報につきまして、制度の目的や対象者となる要件、援助内容などについて記載したお知らせ文書を、倉敷市の小・中学校等に通う全ての児童生徒の保護者に対して、配布しています。また、ホームページ、広報紙にも掲載し、広報に努めております。</p> <p>申請の手続きにつきましては、当年度の1月1日に、当市に住居登録がある世帯については、所得課税証明書の添付を不要とするなど、保護者の負担軽減を図っており、申請書の提出先は学校としています。</p> <p>対象者の審査については、世帯の収入で判断する場合は、生活保護基準に準じた額により審査しています。</p> <p>児童生徒が安心して勉強できるよう、今後とも広報等に取り組んでまいります。</p>	学事課
83	<p>「貸与型奨学金」は「給付型」が常識です。貧困の連鎖を断ち切るために、「給付型奨学金」を充実してください。</p>	<p>給付型奨学金については、大学、短期大学、専修学校は月額8,000円、高等学校は月額5,000円となっております。県内で給付型奨学金を実施している市町村は、27市町村のうち4市町のみです。対象人員、総額については、県内の他市町と比較しても多く、平成23年度には採用人数を増加させるなど、手厚く対応しております。</p>	学事課
84	<p>【計画素案P32単位施策24】 ・「貸与型奨学金」は「学生ローン」です。世界は「給付型」が常識です。貧困の連鎖を断ち切るために、「給付型奨学金」を充実してください。</p>	<p>給付型奨学金については、大学、短期大学、専修学校は月額8,000円、高等学校は月額5,000円となっております。県内で給付型奨学金を実施している市町村は、27市町村のうち4市町のみです。対象人員、総額については、県内の他市町と比較しても多く、平成23年度には採用人数を増加させるなど、手厚く対応しております。</p>	学事課
85	<p>【計画素案 単位施策27】 お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める。 この中の具体的な施策として、地域の公園で、親子連れや、子どもがもっと外遊びをするなかで地域のつながりが育つよう、プレーパークのような事業を支援する。としてほしいです。</p>	<p>プレーパークのような地域で子育て支援と子どもたちの健全育成に取り組まれている活動の支援については、単位施策25「子育てボランティアを育成するとともに、組織づくりと活動を支援する」の中で記載をしております。</p>	生涯学習課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
86	<p>【計画素案 単位施策27】 「お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める」について より身近な地域コミュニティを考えたとき、その地域の核となる機関・団体等を明確にしたネットワークを考える必要があると思います。また、胎児から18歳まで切れ目のない支援を可能にするネットワークを組織する必要があります。そのためには、産前産後に関わる医療専門職・機関等もネットワークに取り込む必要があります。</p> <p>一方、子どもや親の立場からすると、気軽に相談に行ける中立的に関われる場所（学校以外）の確保も重要と考えます。たとえば、「地域子育て支援拠点」も子どもや親にとっての気軽かつ有効な相談場所となり得るポテンシャルがあると考えます。</p>	<p>地域子育て支援拠点を、各地域の中心的存在・核として、市内大学の子育てカレッジによる知識的サポートを受けながら、地域の子育て関連施設や団体等とのネットワークづくりや団体間の連携強化を図ることで、地域の子育て力を高めたいと考えています。</p>	子育て支援課
87	<p>「被爆体験者懇話会」を「戦争体験者懇話会」とし、幅広く話が聞けるようにしてください。被害、加害を含め身近な戦争の歴史を伝えてください。戦争は過去の問題ではありません。今も世界中に紛争があり、子どもが犠牲になっていることを伝えてください。</p>	<p>【総務課】 本市では、過去の苦い核被爆の経験、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に語り伝えていくことを目的として、「戦災のきろく展」「広島平和のバス」「平和の鐘とアンネ・フランクの旅」「長崎平和大使」「平和アニメ上映会」「原爆被爆体験者の語り部の会」などの平和啓発事業を実施しています。</p>	総務課
88	<p>【計画素案P37 単位施策34】 ・「被爆体験者懇話会」を「戦争体験者懇話会」とし、幅広く話が聞けるようにしてください。被害・加害を含め身近な戦争の歴史（亀島山、水島、満蒙開拓団、中国残留孤児など）を伝えてください。 ・戦争は過去の問題ではありません。今も地球上には核兵器が多く存在し、核戦争の危険は過去の問題ではありません。また、世界中に紛争があり、子どもが犠牲になっていることを伝えてほしいと思います。 ・外国の人とイベントや交流を通じて友好を深め、お互いの立場、気持ちを理解できるようにしてください。</p>	<p>これらの事業については、広く市民の皆様に参加を呼びかけており、「平和の鐘」の打鐘行事や「広島平和のバス」には、市内在住の外国人の方にも御参加いただいております。</p>	総務課
89	<p>外国の人とイベントや交流を通じて友好を深め、お互いの立場、気持ちを理解できるようにしてください。</p>	<p>また、身近な戦争の歴史を語り伝えていくことについては、亀島山地下工場内部の映像を収録したDVDを平和学習の教材として活用してもらうために市内の小・中学校、図書館などに配付しているほか、水島空襲の被害の様子を知っていただくためのパネル等の展示を「戦災のきろく展」において行っています。</p>	子ども・子育て支援新制度準備室
90	<p>【計画素案P37 単位施策34】 平和学習として、体験者学習会は年齢的には無理があると思う。それより歴史の真実をこれからの若い人達が世界の中に対等に貢献できるような教育が必要だと思う。今もなお戦争とはなぜ起きるのか現実はどうだったのか、そして敗戦へと真実はなかなか明かされず、また不安な教育が押し寄せてきているようだ。ゆとりある倉敷予算どう進めるのか楽しみにしています。</p>	<p>現在も地球上には多数の核兵器が存在することや紛争により大勢の子どもたちが犠牲になっていることを伝える事業等の実施の検討も含め、今後も平和啓発事業の更なる充実に努めてまいります。</p>	総務課
91	<p>就職しても、厳しい労働条件で病気や退職する若者が多くいます。労働者の権利を学べるようにしてください。就労の悩みだけでなく、広く若者の悩みを相談できる窓口を設置してください。</p>	<p>【子ども・子育て支援新制度準備室】 現在実施している多文化共生に関する事業を、今後、整理する事業一覧に加えることを検討します。</p>	労働政策課
92	<p>【計画素案P37 単位施策34】 ・就職しても、厳しい労働条件（ブラック企業含め）で病気や退職する若者が多くいます。労働者の権利を学べるようにしてください。就労の悩みだけでなく、広く若者の悩みを相談できる窓口を設置してください。</p>	<p>国や県と連携した相談窓口である「おかやま若者就職支援センター」などで、労働条件などの働くときのルールを学ぶことができ、また、個別の労働条件（いわゆるブラック企業）についての相談にも対応しております。</p>	労働政策課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
93	フリースペース、フリースクールへの経費負担補助してください。		生涯学習課
94	【計画素案P37単位施策35】 ・フリースペース、フリースクールへの経費負担補助してください。	困難を有する子ども・若者やその家族の支援については、単位施策35「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」で記載しております。より具体的な取り組みについては、記載しておりませんが、いただいたご意見については参考にさせていただきます。	生涯学習課
95	フリースペース、フリースクールへの経費負担補助してください。		生涯学習課
96	不登校児童の保護者だけでなく、民生委員、児童委員をはじめ広く市民が不登校について学ぶ場があると良いと思います。		教育委員会としましては、市民の方々からの要望があれば、不登校の現状や、現在市が行っている対策等について、説明をさせていただきます。
97	【計画素案P37単位施策35】 ・1992年に文部科学省は「不登校はどの子にも起こり得る。主に学校に要因がある」としました。不登校児童の保護者だけでなく、民生委員、児童委員をはじめ広く市民が不登校について学ぶ場があると良いと思います。	指導課	
98	【計画素案P37 単位施策35】 困難を有する子どもの件で、小・中・高校生が不登校やひきこもりで悩んでいる家庭が増えています。相談窓口を具体的に示していただくとよいのではと思います。	教育委員会指導課や青少年育成センターのホームページに、相談窓口情報を掲載しておりますので、ご活用ください。	指導課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
99	<p>この事業計画の対象者はすべての子ども(お腹の中～18歳未満)としていますが、いわゆる子育て中といわれる年齢の子どもに厚く、中学生以上の子どもに対する施策がお粗末に感じます。大切な思春期をどう育てるかはとても大切なことです。この時期の育ち方で、場合によっては将来の犯罪者を作ってしまうかねません。それなのに、単位施策35では、「不登校や引きこもり、ニート、スネップに対して…支援の在り方を検討します。」で終わっています。これから10年間かけて検討していくのですか。また、今この世代で一番問題視されているネット依存についてもまったく言及されていません。これは、いじめの原因にもなりやすく私たち親も学校も一番頭を悩ませていることだと思います。これに対して倉敷市は全く問題視していないのでしょうか。対象を広くすべての子どもとするならば、ぜひこの世代の施策も真剣に考えていただきたいと思います。「子育てするなら倉敷で！」のローガンに恥ずかしくない施策を期待しております。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画は、総合計画の分野別計画であるため、施策の対象が限定されております。児童・生徒への教育的な支援については、「倉敷市教育振興基本計画」等で施策の方向性を示し、様々な施策を実施しているところです。「不登校や引きこもり、ニート、スネップ」といった問題は一人一人事情が異なるため、きめ細やかな対応が必要となり、課題解決に向けて、今後も柔軟に検討を進めていくことが重要であると考えています。また、ご意見にある「子どもたちのネット依存」については、この計画では具体的に触れておりませんが、急激に進展する高速情報通信環境に伴い、ここ数年で新たな課題として捉えられてきており、既に学校や地域で課題への対応についての取り組みが進められているところです。</p>	生涯学習課
100	<p>【計画素案 単位施策35】 困難を有する子ども・若者やその家族を支援するについて 倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）のP39「エ 思春期保健対策や相談体制を充実する」とした項目の一番最後に記載されていた「子ども若者に関する様々な相談に応じ関係機関の紹介その他助言等を行う拠点（若者に関するノンストップ相談窓口）の設置について調査研究します。」とありましたが、今回の計画では、記載がありません。若者のニートや引きこもりなどへの対策は重要で当事者や家族にとってのそうした拠点の設置は早急に求められていると思います。ぜひとも対策が進むことを望みます。</p>	<p>他の自治体の設置状況調査や各所属で専門的に行っている相談窓口との比較検討など、次世代育成支援行動計画にしたがって、若者に関するノンストップ相談窓口の設置について、調査研究を進めてまいりました。子ども・子育て支援事業計画でも、単位施策35において「小・中・高等学校の不登校の児童生徒や引きこもり、ニート、スネップなど社会生活からの孤立に伴う生活のしづらさがある人に対して、一人一人の状況に応じた切れ目ない継続的な支援のあり方を検討します。」と記載しておりますとおり、引き続き、研究を進めてまいりたいと考えています。</p>	生涯学習課
101	<p>【資料11】 ・「指導員の資格化」の箇所 指導員の質向上を保護者が一番望んでおり、重要なことから国が資格化の方向を示したのだと思います。ここの文章を下記のようにした方がいいのではないのでしょうか？ ⇒「資格化と処遇改善が図られた場合、保育士や教員になろうとする大学生や福祉に関心がある高校生などの就職の場になり、雇用は拡大されます」</p>	<p>ご意見を踏まえ、文言の見直しを行い、「資格化と処遇改善が図られた場合、新たな雇用の機会確保につながる一方、本市においては、現在指導員をしている人が辞めることも懸念されます。」としました。</p>	子育て支援課
102	<p>【資料11】 ・「いたちごっこ」の箇所 ここの文章を下記のようにした方がいいのではないのでしょうか。 ⇒「小学校児童数は年々減少しているが、クラブの児童数、また入所を希望する児童数は増えています。クラブの増設が必要です」</p>	<p>ご意見のとおり、文言の見直しを行いました。今後の方策については、「放課後児童クラブの質と運営の更なる向上を。」において、「施設整備や専門家による研修会等を計画的に実施することが必要となっております。」と記載をしております。</p>	子育て支援課

No.	お寄せいただいたご意見の内容	市の考え方	担当部署
103	<p>【資料編の統計等の諸指標】 以下の統計やサービスの状況を示すデータがあればよいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児に関する統計やサービスに関するデータ ・地域子育て支援拠点事業に関するデータ ・子育てcafeに関するデータ ・児童館・児童センターの状況のところに「幼児クラブ」（子育て支援）のデータ 	ご意見のとおり、新たにデータを加えました。	子ども・子育て支援新制度準備室

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市子ども・子育て支援事業計画素案について
2 募集期間
平成26年8月8日(金)～平成26年9月8日(月)
3 趣旨
<p>平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度においては、「市町村は、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定める」とされており、</p> <p>このため、本市では、「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」を基本理念とする『倉敷市子ども・子育て支援事業計画』の策定準備を進めており、今回のパブリックコメントでは、その計画素案について、市民の皆様の御意見を募集します。</p>
4 資料閲覧場所
本庁子ども・子育て支援新制度準備室、子育て支援課、保育・幼稚園課、教育企画総務課、学事課、生涯学習課、保健所健康づくり課、児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課、玉島保健福祉センター真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所、情報公開室、市ホームページ
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 子ども・子育て支援新制度準備室 ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 子ども・子育て支援新制度準備室 ※消印有効 (3)FAX 086-427-7335 (4)Eメール kosodate@city.kurashiki.okayama.jp
6 問合せ先
倉敷市 保健福祉局 子ども未来部 子ども・子育て支援新制度準備室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 【TEL】086-426-3335 【FAX】086-427-7335 【E-Mail】kosodate@city.kurashiki.okayama.jp



●
●
● 《 倉敷市子ども・子育て支援事業計画 》
●

● くらしき子ども未来プラン

● (平成27～36年度)



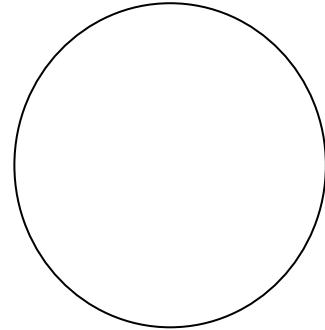
●
●
●
●
● パブコメ／資料
●

● 計 画 素 案
●

● 平成 年 月
● 倉 敷 市
●



計画の策定にあたって



倉敷市長 伊 東 香 織

子どもはかけがえのない存在であり、まさに‘地域の宝’です。

～～～ 次代を担うかけがえのない，‘倉敷の宝’である子どもたちが，いきいきと健やかに育つことができるよう，～～～

○ 伊東倉敷市長の挨拶を掲載します。

平成 27 年 3 月

目次

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景.....#
2. 計画の位置付けと性格.....#
3. 計画の期間.....#
4. 計画の策定体制等.....#

第2章 基本理念

すべての子どもが幸せに暮らせるまち

第3章 柱／領域別にみる，子ども・子育ての課題

1. 子ども・子育ての概況.....#
2. 柱／領域別の課題.....#

第4章 子ども・子育ての施策

1. 施策の体系.....#
2. 柱ごとの施策.....#

第5章 今後五カ年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

第6章 計画の推進のために

■ 資料編

第1章

はじめに

1. 計画策定の背景

わが国では、平成2（1,990）年の「1.57ショック」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6（1994）年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が取り組まれてきました。また、平成22（2010）年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととしました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、保育所においては待機児童などが生じております。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援の更なる充実を図ることとしています。この新制度は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、必要な支援を行っていくことで、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しようというものです。

本市においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、中間年度の平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、国の動向を踏まえつつ、計画的に子ども・子育て支援の取り組みを充実させてきたところです。

また、平成24年4月1日からは、子育て・子育てを地域社会全体で支援^{*}する「倉敷市子ども条例」を施行し、地域ぐるみで、子どもと子育て家庭を支えています。

この度、「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」の計画期間が終了すること、また

『子ども・子育て支援新制度』が始まることから、倉敷市子ども条例を踏まえた、今後10年間の子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、子ども・子育て支援法に基づく「倉敷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各取り組みの更なる充実を図ります。

※【子育て支援】：子どもはみんな「自ら学び、考え、行動する」力をもっている。子育て支援とは、子どもが本来もっている力を発揮できるように、大人たちが、それぞれの役割と責任のもと、お互いに連携しながら、子どもの育ちを支えることをいう。

【子育て支援】：保護者は様々な悩みや不安を抱えながら、子育てをしている。子育て支援とは、保護者が安心とゆとりをもって子育てを楽しめるよう、保護者の子育てをする力を尊重しながら、それぞれの役割に応じて、子育てを支えることをいう。

2. 計画の位置付けと性格

(1) 法的根拠と性格

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画で、平成24年4月1日施行の「倉敷市子ども条例」を最上位の規範としています。

法が内容規定する「事業計画」に留まらず、「倉敷市第六次総合計画」の分野別計画、本市の子ども・子育てに関する「基本計画」の役割を有し、「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」の内容を引き継いで策定しています。

家庭における子育てを中心に、学校園等、地域、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

※【学校園等】：幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの子どもが育ち、学ぶことを目的とするすべての施設をいう。

(2) 関連計画との関係

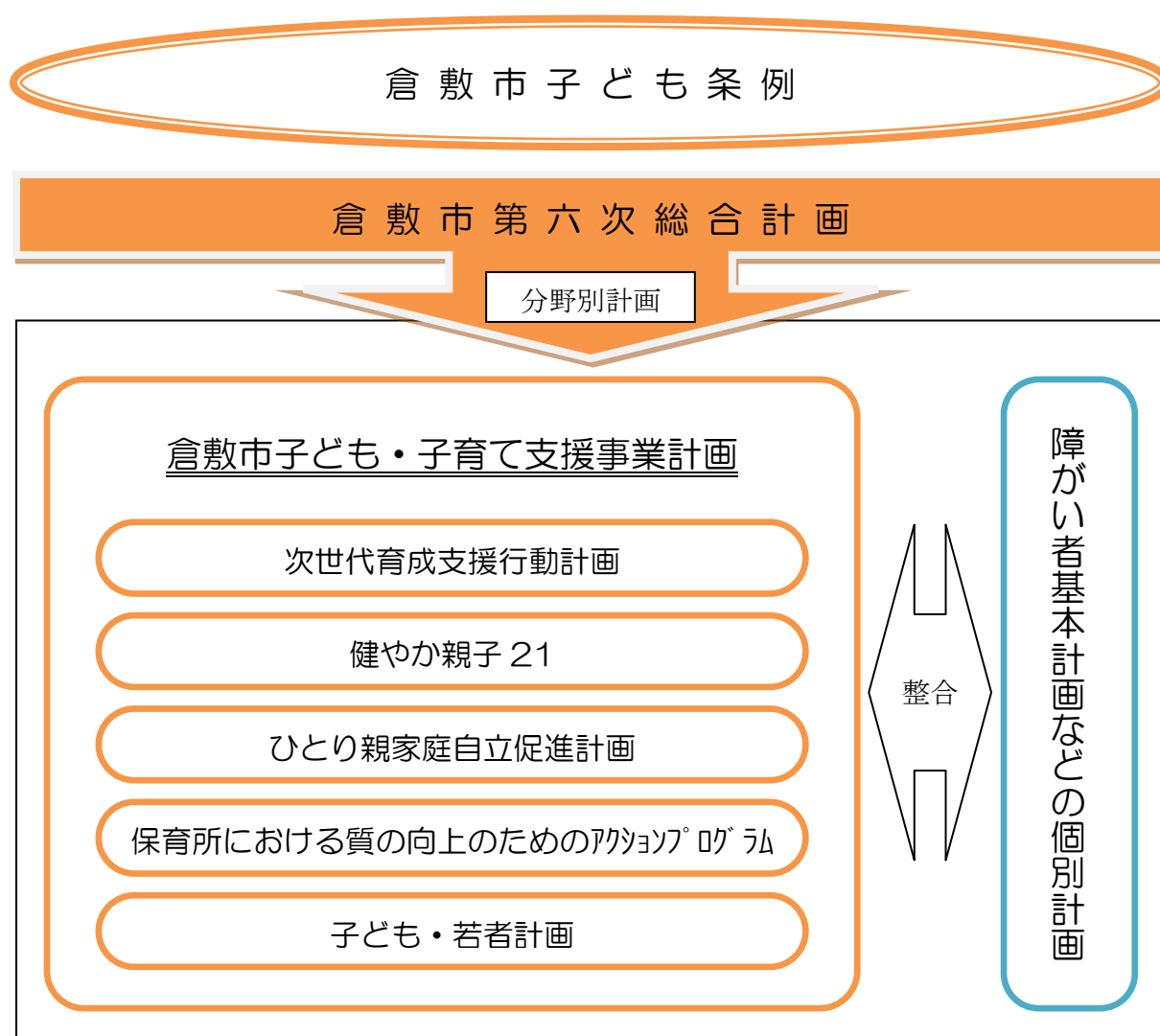
この計画は、国の「健やか親子21」（21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画）に係る取り組みや、国の指針に基づく「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」の内容を含みます。

また、「健康くらしき21」「倉敷市障がい者基本計画」「倉敷市教育振興基本計画」など、本市の保健・福祉・教育をはじめ、各分野の個別計画との整合を保ちつつ推進するものです。

(3) 計画の対象

この計画が支える対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子ども（お腹の中～18歳未満）と子育て家庭です。ただし、子ども・若者計画に係る施策の対象は30歳未満の者とし、雇用など特定の施策分野においては40歳未満の者も含むこととします。

◆ この計画の位置付けと構成



3. 計画の期間

この計画は、平成 27（2015）年度を初年度とし、平成 36（2024）年度を目標年度とする 10 か年計画とします。

ただし、評価指標の目標値は、前期（平成 27～31 年度）分のみを示し、後期（平成 32～36 年度）分については、中間年度の平成 31（2019）年度に計画を改定する際、前期の進捗と達成の状況を踏まえて設定を行います。

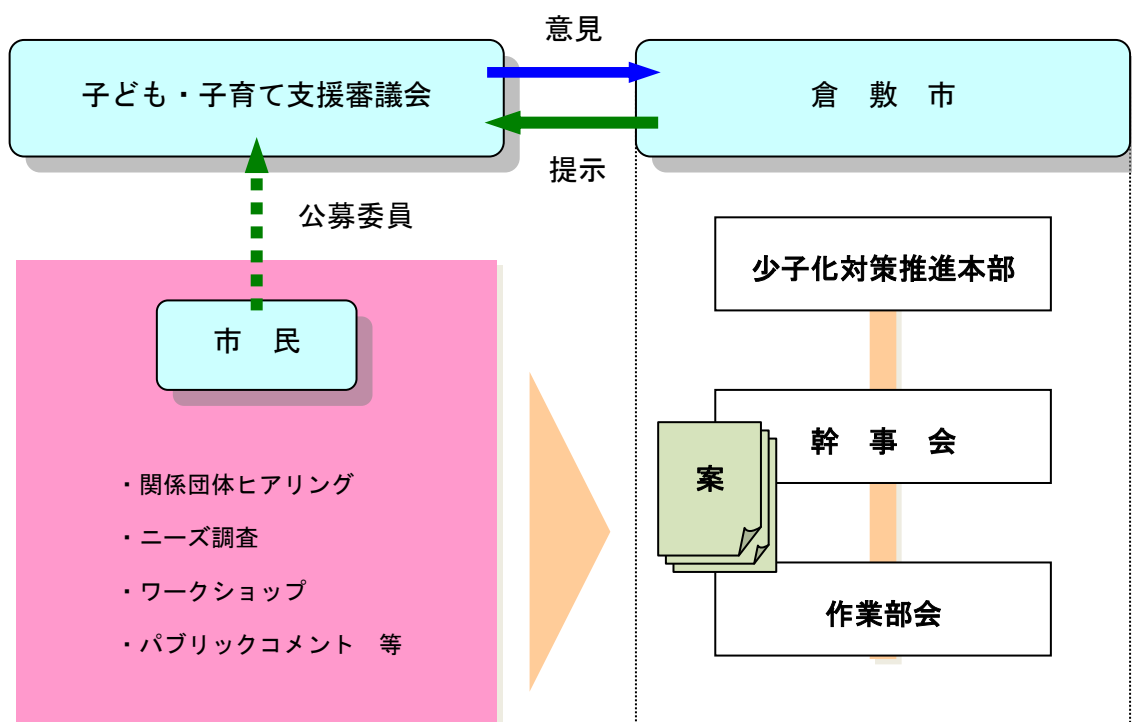
◆ 本市における、子ども・子育てに関する計画の変遷

計 画 名 称 ＜ 計画の性格など ＞	計 画 期 間
① くらしき 子どものすこやか育成プラン ・ 0歳から 18 歳までの子どもの環境づくりに関する指針 ・ 倉敷版「エンゼルプラン」	平成 9～18 年度 目標年度：平成 13 年度 平成 18 年度
② くらしき 子どものすこやか育成プラン ・ ①の見直し計画 ・ 倉敷版「新エンゼルプラン」	平成 13～17 年度
③ 倉敷よい子いっぱい育成プラン ・ 市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針 ・ 倉敷版「市町村行動計画」	平成 17～26 年度 目標年度：平成 21 年度
④ 倉敷市次世代育成支援行動計画（後期） ・ ③の見直し計画 ・ 倉敷版「市町村行動計画」（後期）	平成 22～26 年度
⑤ 倉敷市子ども・子育て支援事業計画 ・ ④を継承する計画 ・ 倉敷版「市町村子ども・子育て支援事業計画」	平成 27～36 年度 目標年度：平成 31 年度

4. 計画の策定体制等

(1) 策定体制

各種基礎調査結果、市民参加過程を踏まえた計画の案について、庁内で検討した上で、これを「倉敷市子ども・子育て支援審議会」に諮ったのち、計画案を確定、計画を策定する体制としました。



① 倉敷市子ども・子育て支援審議会

審議会は、幅広い立場からご意見をいただくため、児童福祉関係者や学識経験者のほか、市民代表である公募委員2名を含む20名（平成26年6月までは19名）で構成し、平成25年5月から平成26年*月まで計*回の会議を開催して、計画内容を入念にご審議いただきました。

② 庁内策定体制

審議会に提示する計画案を作成するため、市長・副市長・教育長と庁内関係各局の代表者で構成する「少子化対策推進本部」、また、庁内関係各部の代表者で構成する「幹事会」、及び作業部会を設置して、意見交換と調整を図りました。

(2) 市民意向・関係団体意見の把握

① 関係団体ヒアリング

日々、地域で子育て・子育てを支えている団体などから、現状に関する気づきや意見・要望などをうかがいました。

② ニーズ調査（新たな子ども・子育て支援制度に関するアンケート調査）

就学前児童の保護者から、子どもの健やかな育ちに必要なことや、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の各事業の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などをうかがい、倉敷市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

③ ワークショップ

倉敷市では、地域で子育て・子育てを支えている人たちを参加者として、ほっと一息つきながら親睦を深める「子育て cafe」を各地区で開催しています。平成 25 年度においては、この子育て cafe の場を生かして、倉敷・水島・児島・玉島の各地区で 1 回ずつ、「子育てするなら〇〇で！」（〇〇は地区名、身近な地域）をテーマとしたワークショップを行いました。

平成 26 年度には、平成 25 年度の成果も踏まえつつ、市全体で 1 回、また、小学生と中高生を対象としたワークショップをそれぞれ 1 回ずつ行いました。

…（注）中高生対象は 8 月 11 日に開催する予定。小学生については準備中。

④ パブリックコメント

倉敷市子ども・子育て支援審議会による、6 回の審議を経て作成した計画素案について、平成 26 年 8 月 8 日から 9 月 8 日の 1 か月間、市民から意見を募集し、パブリックコメントの手続きを行いました。

第2章

基本理念

すべての子どもが幸せに暮らせるまち

この基本理念は、私たちが将来に求める“まちのあるべき姿”であり、この計画に基づく子ども・子育て支援の取り組みが向かう先を照らしています。

倉敷市では、子ども・子育てに係る最上位の規範として「倉敷市子ども条例」を定めており、その前文の中で、すべての子どもが未来の希望であり、まちのかけがえのない宝であること、子どもがこの地で健やかに学び育つことを保障することが大人の責務であることなどを示すとともに、「倉敷市で育つすべての子どもが幸せに暮らせること」をめざし各条項を掲げています。

条例の内容、込められた想いは、すべて日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえたものであると同時に、今般、国が示した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の基本的な考え方とも合致しています。すなわち、「『父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する』という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、（中略）、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取り組みを通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない」というものです。

こうしたことを踏まえて、この計画の基本理念を「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」とし、家庭、学校園等、地域、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら、子どもが幸せに暮らせること第一に尊重する倉敷市を将来に展望することとします。

この基本理念のもと、倉敷市における、子ども・子育てに関する従前の計画である「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」の枠組みを勘案して、計画目標を「子ども」「子育て」「地域」の3つの観点を‘柱’に、‘領域’ごとの目標として、次のとおり設定します。

柱	領域	目標
子ども	人権尊重	すべての子どもが守られ、その子らしさを尊重されている
	母子保健, 医療	妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健康やかに育っている
	就学前教育・保育	子どもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている
	生きる力	子どもが豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育んでいる
子育て	家族・家庭	家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる
	親育ち	親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている
	子育て支援	身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている
	安心・ゆとり	総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている
地域	地域連携	地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、子どもと子育てを支えている
	就労環境	子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている
	安全環境	子どもや子ども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている
	青少年	子ども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている

● 倉敷市子ども条例

平成23年12月16日
条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの主体性の育み（第4条・第5条）

第3章 大人の役割（第6条—第10条）

第4章 基本となる施策（第11条—第15条）

第5章 計画と評価（第16条・第17条）

第6章 国や県などとの協力（第18条）

第7章 雑則（第19条）

附則

すべての子どもは未来の希望であり、わたしたちのまちのかけがえのない宝です。

わたしたち大人は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を尊重し、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりに取り組みます。

子どもは、子どもの権利を学ぶことによって、自分の権利だけではなく、他の人にも権利があることを学びます。そこから、自分を大切にすする心、他者への思いやり、規範意識等が育まれ、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

大人が子どもにかかわるときは、子どもの学び育つ力を尊重し、正面から向き合って、誠実に子どもの声を聞き、信頼関係を築いていくことが大切です。

そのため、大人は、子どもの模範として行動するとともに、積極的な対話を通じて、お互いにふれあいを深め、強いきずなを結び、それぞれの役割と責任を自覚し、協働することによって、次代の地域社会の担い手としての子どもが、自立した社会性のある大人として成長できるよう支援に努めていきます。

山や海に囲まれた自然に恵まれ、長い歴史と伝統に育まれた文化があり、ものづくりの集積地である倉敷のまちで、子どもが夢と希望を抱き、自分を愛し、人を愛し、命を慈しみ、健やかに生まれ、大人になっても、倉敷の地を愛し、安心して子どもを生み育てることができるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大人の役割を明確にし、子どもの育成に関する基本的な事柄を定めることにより、倉敷市で育つすべての子どもが幸せに暮らせることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳になっていないすべての人をいいます。
- (2) 保護者 親や親に代わって子どもを育てる立場にある人をいいます。
- (3) 学校園等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの子どもが育ち、学ぶことを目的とするすべての施設をいいます。
- (4) 事業者 市内に事務所や事業所を有する個人、法人などで、事業活動を行うものをいいます。
- (5) 地域住民 地域に住んでいる人や地域のために活動を行う団体をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 子どもの育成に関する大人の役割等の考え方は次のとおりです。

- (1) 子どもが健やかに育つことができるよう相互に協働します。
- (2) 子どもとの信頼関係を築くため、積極的な対話に努めます。
- (3) 子どもの健全育成を図るために、大人同士が積極的な対話を行い、共通の認識を持つよう情報交換に努めます。
- (4) 子どもが健やかに育つことのできる環境づくりに努めます。
- (5) 子どもの年齢や成長に応じて、子どもの意見を尊重し、最善の利益をもたらすよう努めます。
- (6) 子どもの学び育つ力を尊重し、子どもが豊かな人間性を養うことにより、自分で考え、判断し、その行動に対して責任を果たすようその支援に努めます。
- (7) 保護者の子育てをする力を尊重し、安心して子どもを生み育てることができるようその支援に努めます。

第2章 子どもの主体性の育み

(子どもの主体性)

第4条 子どもは、その年齢や成長に応じ、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次のことについて自ら学び、考え、行動することに努めます。

- (1) 自分を大切にすする心、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け、社会の決まりを守ること。
- (3) 社会における様々な活動に参加し、主体的に生きる力を高めること。

(子育て支援)

第5条 大人は、子どもの主体性を尊重し、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、お互いに連携することにより、次代の担い手としての子どもが自立した大人となるよう支えていきます。

2 大人は、子どもが生活体験、社会体験、自然体験といった遊びや活動を通して、社会への参加を促すよう努めていきます。

第3章 大人の役割

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの育成に対して、第一義的な責任を有するとともに、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たしていることを認識し、子どもが健やかに育つよう全力で努めます。

(学校園等の役割)

第7条 学校園等は、子どもの豊かな人間性と将来の可能性を育む場であることをふまえ、保護者や地域住民と一体となって、開かれた学校園づくりの推進に努めていきます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、学校園等や地域住民が行う子育てに関する活動に協力するよう努めていきます。

(地域住民の役割)

第9条 地域住民は、地域が子どもの社会性と豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域の連帯意識を培いながら、子どもの育成のために相互にかかわりを深めるよう努めていきます。

(市の役割)

第10条 市は、保健、福祉、教育など様々な分野の連携や調整を行うことによって、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 市は、保護者、学校園等、事業者、地域住民がその役割を果たすことができるよう必要に応じて支援し、相互に連携が図れるよう調整します。

3 市は、保護者、学校園等、事業者、地域住民と協働しながら良好な子育て・子育ての環境を整備します。

4 市は、保護者や地域住民などとの対話やふれあいが子どもの育ちに大切なものであることを認識し、大人と子どもが積極的に対話し、きずなを強める仕組みづくりに努めていきます。

5 市は、この条例の趣旨について大人と子どもの理解を深めるため、広報活動に努めていきます。

第4章 基本となる施策

(子育て支援)

第11条 市は、保護者が安心して子どもを生き育てることができるよう総合的な支援に取り組みます。

(相談への対応)

第12条 市は、子どもからの相談や子どもについての相談に対し、速やかに対応するとともに、必要な擁護に努めていきます。

(虐待やいじめなどへの対応)

第13条 市は、子どもに対する虐待、いじめや不審者などによる危害を防ぎ、また、子どもが非行に走ることを防ぐために、関係する機関と連携を図り、必要な仕組みづくりに努めていきます。

(安全、安心な環境づくり)

第14条 市は、子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めていきます。

(子どもの意見の尊重)

第15条 市は、子どもについての施策について適切な情報を提供し、子どもから意見を聞く機会を設け、自らの思いや考えを反映できる仕組みづくりに努めていきます。

第5章 計画と評価

(計画)

第16条 市は、第4章の基本となる施策を進めるための計画（以下「計画」という。）をつくります。

2 市は、計画をつくるときは、大人と子どもの意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 市は、計画をつくったときは、速やかに公表します。

(評価)

第17条 市は、第4章の基本となる施策を有効に進めていくため、計画に沿って実施した結果について評価します。

2 市は、計画に沿って実施した結果について評価するときは、大人と子どもの意見を聞きます。

3 市は、計画に沿って実施した結果について評価したときは、速やかにその内容を公表します。

第6章 国や県などとの協力

(国や岡山県などとの協力)

第18条 市は、国や岡山県などに協力を求めて、子どもが健やかに育つための必要な施策の推進に努めていきます。

第7章 雑則

(委任)

第19条 この条例について必要な事柄は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第3章

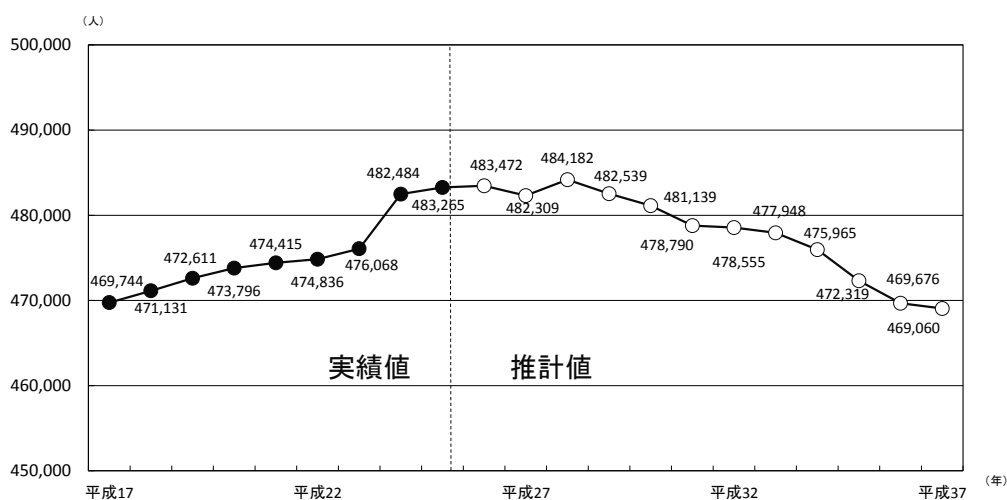
柱／領域別にみる、 子ども・子育ての課題

1. 子ども・子育ての概況

(1) 子どもの数

本市の人口はここ数年をピークとして、平成28年以降減少に転じ、平成36年は約46.9万人になると推計しています。そうした中、0～11歳人口についても、各地区とも減少を見込んでおり、市全体で約1割の減少となっています。こうした傾向に歯止めをかけるためにも、地域ぐるみで、子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。

■ 倉敷市の人口動向



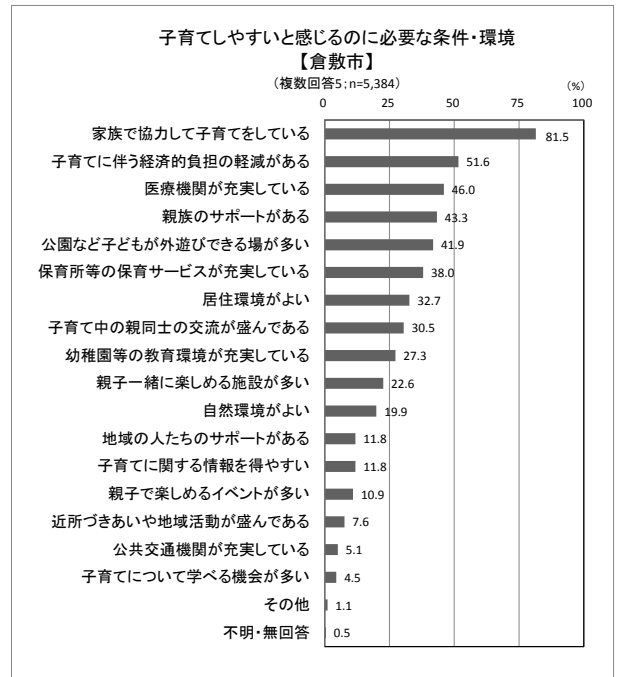
■ 0～11歳人口の予測（平成25年実績・平成36年推計人口の比較）

	平成25年 (実績値)	平成36年 (推計値)	増減率 (%)
倉敷	28,579	26,630	△6.8
水島	10,090	8,271	△18.0
児島	6,901	5,620	△18.6
玉島	10,238	9,443	△7.8
倉敷市	55,808	49,964	△10.5

(2) 子育て環境への希望

ニーズ調査（新たな子ども・子育て支援制度に関するアンケート調査）結果において、「『子育てしやすい』と感じるために必要な条件・環境」をみると、「家族で協力して子育てをしている」が最も多く81.5%、次いで「子育てに伴う経済的負担の軽減がある」が51.6%、「医療機関が充実している」が46.0%、「親族のサポートがある」が43.3%、「公園など子どもが外遊びできる場が多い」が41.9%などとなっており、各施策の充実が求められます。

そして、この結果を、世帯の型別にみると、ひとり親世帯において、「保育所等の保育サービスが充実している」「子育てに伴う経済的負担の軽減がある」が多くなっており、保育所の優先利用や経済的な支援など、ひとり親家庭への配慮が必要となっています。



■世帯の型別子育てしやすいと感じるのに必要な条件・環境

	合計	比率 (%)							
		*家族で協力して子育てをしている	*子育て中の親同士の交流が盛んである	*親族のサポートがある	地域の人たちのサポートがある	居住環境がよい	*自然環境がよい	*幼稚園等の教育環境が充実している	*保育所等の保育サービスが充実している
核家族世帯 (n=3,554)	490.4%	83.3	31.2	46.6	11.5	32.2	18.6	26.6	38.5
3世代世帯 (n=734)	494.3%	88.1	33.5	31.3	11.3	34.2	24.8	31.2	30.8
ひとり親世帯 (n=283)	478.4%	59.0	21.2	39.9	15.2	33.2	21.2	21.6	52.7
合計 (n=4,571)	490.3%	82.5	30.9	43.7	11.7	32.6	19.8	27.0	38.1

(複数回答: 5項目まで)

*医療機関が充実している	公共交通機関が充実している	親子一緒に楽しめる施設が多い	親子で楽しめるイベントが多い	公園など子どもが外遊びできる場が多い	子育てについて学べる機会が多い	子育てに関する情報を得やすい	*子育てに伴う経済的負担の軽減がある	近所づきあいや地域活動が盛んである
45.4	5.0	23.0	10.8	42.1	4.2	11.6	52.4	7.6
51.5	4.4	23.0	10.6	44.6	5.3	12.7	49.0	7.9
42.8	5.7	19.4	15.5	42.0	4.6	11.3	65.4	7.8
46.2	5.0	22.8	11.1	42.5	4.4	11.7	52.7	7.6

※ 「*」は調査結果が有意であることを示しています。

また、この調査の自由記述に寄せられた意見について整理すると、次のとおりとなっており、ニーズに即した各取り組みの充実が求められているところです。

【アンケート調査の自由記述】

- 子育て支援全体について…………… 513 件
 - ・ 子育ての経済的支援（127 件）、子育てについて、どのようなサービスが受けられるか、情報を知りたい（91 件）、子育てには家族や周囲の協力、理解が必要である（53 件）、親子クラブや子育てサロンの利用について（52 件）、気軽に相談できる窓口の整備（48 件）、地域ぐるみの子育てができる環境づくり（36 件）、親子で参加できるイベントを開催してほしい（31 件）など
- 幼稚園について…………… 452 件
 - ・ 預かり保育の充実（129 件）、3 年保育の充実（84 件）、保育時間の延長（41 件）など
- 保育所について…………… 805 件
 - ・ 利用・入所条件の見直し（240 件）、施設数や定員の拡大（120 件）、保育料の見直し（114 件）など
- 小中学校について…………… 185 件
 - ・ 学力や教育レベルの向上（33 件）、施設数の増加（33 件）など
- 児童クラブについて…………… 173 件
 - ・ 長期休暇時だけでも利用可能な制度にしてほしい（37 件）、指導や運営の充実（31 件）、利用時間の延長（30 件）など
- 子どものための施設・学習や運動の場などについて…………… 397 件
 - ・ 公園を整備してほしい（222 件）、安全に遊べる場所が必要（80 件）など
- 医療・保健・福祉について…………… 254 件
 - ・ 医療費補助の充実（120 件）、障がいのある児童の療育の充実（75 件）など
- 多様な子どもの預かりサービスについて…………… 234 件
 - ・ 病児保育の充実（95 件）、一時預かりの充実（75 件）など
- 子育てしながらの就労について…………… 195 件
 - ・ 職場の協力、理解が得にくい（62 件）、子育てしながら働ける環境づくり（54 件）など
- 子育てする地域の防犯・交通安全等について…………… 69 件
 - ・ 道路がせまく、整備も悪く、交通量が多い（35 件）、外灯などの整備（11 件）など
- その他…………… 88 件

2. 柱／領域別の課題

(1) 子ども

<主要な課題>

- すべての子どもと子育て家庭が、この子ども・子育て支援新制度を適切に、確実に利用できるようにしなければなりません。
- 就学前の子どもに対し、関係機関との連携のもと、質の高い教育・保育を提供する必要があります。
- 増加する保育需要に対し、各地域の実情を踏まえながら、施設・サービスの“総合力”で対応するなど、子どもが健やかに育つ環境をさらに充実させる必要があります。

<領域別の課題>

① 人権尊重

- ・ 家庭、学校園等、地域社会などが連携しながら、児童虐待、いじめなどの人権侵害や、不登校や引きこもりなど、子どもをめぐる問題を解決していく必要があります。
- ・ 虐待の通報義務に関する市民への啓発や、早期発見・早期対応・未然防止のための取り組みが重要であり、家庭内や地域で孤立した子育て（孤育て）にならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができる仕組みの充実が必要です。
- ・ 虐待やいじめの被害に遭った子どもに対しては、きめ細かな心身のケアと、その家庭を含めて、再発防止に向けた継続的な支援・関わりが必要です。

② 母子保健、医療

- ・ 妊娠中や出産時の状況から発育や発達が心配される子ども、近年増加している母親の産後うつなどに、より丁寧に、きめ細やかに対応する必要があります。
- ・ それまで元気であった乳幼児（主に1歳未満の乳児）が睡眠中に何の前触れもなくなくなってしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止のため、係る知識の普及を図る必要があります。
- ・ 子どもの健康にとって、乳幼児期からの望ましい生活習慣や適度な運動が非常に重要であることについて、保護者の理解を促進していく必要があります。
- ・ 疾病因子の早期発見などに資する乳幼児健康診査について、受診率を高く維持する必要があります。

- ・障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関が連携し、障がいのある乳幼児、児童、生徒一人一人の状況に応じた適切な支援・指導・教育を行う必要があります。
- ・子どもへの予防接種について、保護者の理解を促進し、接種率を高く維持することが必要です。
- ・朝食抜き、一人で食事をする孤食など、子どもの栄養（食事）に関する諸問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成をめざすためにも、食育の推進が重要です。

③ 就学前教育・保育

- ・就学前のすべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、就学前教育・保育施設における人材確保と職員の資質向上に取り組む必要があります。
- ・保護者が、子育ての悩みを軽減でき、ゆとりをもって子育てができるよう、身近な地域で、いつでも安心して子どもを預けられる場所を確保する必要があります。

④ 生きる力

- ・変化の激しいこれからの社会を生きるために、家庭、学校園等、地域社会全体で子どもの教育に取り組み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てていく必要があります。
- ・子どもが基礎的・基本的な学習内容を習得できるよう指導方法の工夫を行い、分かりやすく質の高い授業を実現していく必要があります。
- ・特別な支援を必要とする子どもは年々増加しており、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育や必要な支援の更なる充実が求められています。
- ・学習指導要領の完全実施、学力向上などに対応するため、授業改善を行い、教員の授業力・指導力の向上を図っていく必要があります。
- ・学校施設の約 8 割が昭和50年代以前の建設であり、老朽化が進行していることや、子どもの生活スタイルも様変わりしているため、実情に合せた学校施設の大規模改修を計画的に進める必要があります。また、安全・安心な学校給食を支える調理場の設備の更新も計画的に進めていく必要があります。
- ・集団生活の中で子ども自らが考え、判断し、行動できる、その自主性を重視した、楽しく学べる学校園づくりを保護者や地域とともに考える必要があります。
- ・子どもが、環境について関心を持ち、環境問題に対する理解を深め、環境保全のために必要な知識や生活習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じた環境教育を推進する必要があります。
- ・性に関する教育や、飲酒、喫煙、薬物乱用防止などの指導の充実が必要です。
- ・不登校・家庭内暴力・摂食障がいなど、思春期に発生する様々な心の問題を抱えた子どもとその保護者が、それぞれに安心して相談できるよう、相談員の確保と資質向上、関係機関との連携強化などが必要です。

(2) 子育て

<主要な課題>

- 子育てを家族の喜びとして、「家族みんなで子育て」ができるよう、そのことを支える地域社会づくりが求められます。
- 各家庭の子育てが孤立した子育て（孤育て）にならないよう、地域子育て支援拠点などにおける相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場を増やし、親子の利用促進を図る必要があります。
- 地域で子育て・子育てを支えている支援者同士のネットワークを、対話に根ざし、強固にしつつも、さらに輪を広げ、地域ぐるみの子育て支援を充実する必要があります。
- 放課後児童クラブにおいて、指導員の安定確保と資質向上を図るとともに、各児童クラブの運営委員会の運営力を強化する必要があります。また、地域で子育てを助け合う、倉敷ファミリー・サポート・センターの活動を充実する必要があります。

<領域別の課題>

① 家族・家庭

- ・ 男性も女性も、ともに子育てを楽しむことができ、自らが望むワーク・ライフ・バランスを選ぶことができるよう、様々な社会条件・環境を整えていくことが求められます。
- ・ 夫婦においては、子育ての楽しさや喜び、不安や悩みなどをふたりで共有し、お互いの理解や信頼をより深めていくことが望まれます。

② 親育ち

- ・ 保護者が、子どもの発達や成長にあわせて、継続的に「親」として学び、成長していけるよう、ときには寄り添い、支えていく必要があります。

③ 子育て支援

- ・ 妊娠中の母体と胎児の健康を守り、安全な出産に導くため、妊娠初期から継続する適切な健康管理への支援と、正しい知識や情報の提供に努めることが必要です。
- ・ 各種子育て講座・講演会など子育てについて学べる機会の提供や、同じ立場で学びあえる仲間づくりの支援など、保護者が悩みや不安も合わせて子育てを楽しむことができるよう応援していく必要があります。

④ 安心・ゆとり

- ひとり親家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、ひとり親家庭が自立し、安心した暮らしを送るための相談体制や情報提供、生活支援、就業支援、経済的支援等のきめ細かい福祉サービスをより充実させ、生活の安定と向上をめざす必要があります。
- 父子家庭が必要としている日常生活の支援や経済的支援をさらに充実させ、母子家庭・父子家庭の区別なく、ひとり親家庭全体への対策とすることが求められます。
- 倉敷市総合療育相談センターや倉敷発達障がい者支援センターなどを中心に、障がいのある子どもの保護者に対する相談の体制を充実する必要があります。
- 子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれない人に対して、不妊治療にかかる費用を助成することで、経済的負担を軽減することが求められます。
- 子どもの成長や発育、将来にわたる所得や就労状況での不利につながる「子どもの貧困」対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく総合的な取り組みが必要です。
- 就学に必要な費用を負担することが困難な保護者に対して、就学援助や奨学金の貸付・給付を行う必要があります。

(3) 地域

<主要な課題>

- 生活のしづらさがある家庭に対し、様々な関係機関や団体の連携のもと、エンパワメント※・アプローチに根ざした、継続的で切れ目のない対応が必要です。また、ひとり親家庭が子育てと生活に困らないよう、支えていく必要があります。
- 性と出産、身近な暴力等についての、若者啓発と相談対応の充実が必要です。

※【エンパワメント】：本人に内在する力を引き出すこと、自分らしく生きてゆく力を高めることをいう。

<領域別の課題>

① 地域連携

- ・ 地域で活動する民生委員・児童委員，主任児童委員，愛育委員及び栄養委員が中心となって，子育て家庭に関わりをもち，各家庭のニーズにあった支援を行うことが求められます。
- ・ 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター・つどいの広場），児童館・児童センター，幼稚園・保育所・認定こども園，学校などが連携し，地域における子育て支援のネットワークづくりを進めることが重要です。
- ・ 地域で子育てを支える活動は，住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり，支えられる家族と支える側の住民が，日頃から交流をもっておくことが必要です。
- ・ 日々のあいさつや，子ども会活動，祭りなど地域行事への家族での参加等を通じ，高齢の人など様々な世代の人との交流の中で，子どもが，地域住民から「地域の子ども」として認識されるよう図っていくことが必要です。

② 就労環境

- ・ 子育てと仕事が両立しやすい就労環境を実現していくため，国や県，関係団体と連携し，自宅・身近な地域でも，子ども連れでも利用しやすい，情報提供・相談等のサービスを充実させる必要があります。

③ 安全環境

- ・ 子育てしやすい良質な住宅・住環境を，子育て世帯が得ることができるよう，住宅に係る相談や助成制度等の情報提供について，充実を図っていく必要があります。
- ・ 子どもや子ども連れの人々が安心して外出できるよう，安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくるとともに，公共施設や交通環境におけるユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

- 家庭での乳幼児期の事故防止対策をより積極的に取り組む必要があります。
- 子どもの安全を脅かす事件，事故に対して，危険を予測して的確な判断のもと，安全に行動できるように安全教育を推進するとともに，学校園等・家庭・地域が連携し，学校や通学路の安全を確保する取り組みを推進する必要があります。
- 子どもが，災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるよう，防災教育を充実する必要があります。
- 地域の大人たち一人一人が，「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもつとともに，地域・学校園等・団体・警察などが連携を強化し，常に子どもの安全を気に向け，継続的に見守っていくことが必要です。

④ 青少年

- 青少年が自分の夢や希望をもち，適性や能力に応じた職業選択を行い，充実した生活を営むことができるよう，必要な知識や技術を身に付けることを支援することが必要です。
- 青少年一人一人の状況や成長段階に応じた支援のため，地域社会全体の取り組みとして，地域住民・関係機関の連携体制を充実させていく必要があります。

第4章

子ども・子育ての施策

1. 施策の体系

基本理念に基づく施策について、3つの柱からなる体系を次のとおり整理します。

すべての子どもが幸せに暮らせるまち

柱	施策領域と施策目標	単位施策
子ども	人権尊重	子どもの人権についての教育・啓発を推進する
	すべての子どもが守られ、その暮らしを尊重されている	学校園等における人権教育を推進する
		児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる
		母子保健、医療
	妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育っている	母子の健康の確保・増進を図る
		子どもの発達段階に応じた食育を推進する
		地域保健・小児医療体制を充実させる
	就学前教育・保育	就学前教育・保育実践の改善・向上を図る
	子どもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている	就学前教育・保育施設における子どもの健康や安全を確保する
		就学前教育・保育基盤を強化する
		生きる力
	子どもが豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育てている	学校教育の環境や学習内容を充実させる
		様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる
		思春期保健対策や相談体制を充実させる

家族・家庭

家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる

男女平等と共同参画を推進する

男性の育児参加を促進する

子どもと一緒に楽しめる機会を充実させる

親育ち

親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている

親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する

子育ての相談体制を充実させる

子育てに関する情報発信を充実させる

子育て支援

身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている

地域の子育て支援拠点を充実させる

安心して子どもが生活できる場所を確保する

子育ての支え合いのしくみを充実させる

安心・ゆとり

総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている

ひとり親家庭への支援を充実させる

障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる

子育てに伴う経済的負担を軽減する

地域連携

地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、子どもと子育てを支えている

子育てボランティアを育成するとともに、組織づくりと活動を支援する

地域と学校・大学との連携を進める

お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める

就労環境

子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

育児休業制度などの利用を促進する

子育てしやすい職場環境づくりを促進する

出産・育児後の再就職の支援を充実させる

安全環境

子どもや子ども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている

バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する

子どもの事故防止対策を充実させる

子どもを犯罪等から守るための活動を推進する

青少年

子ども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている

子ども・若者の、将来を拓く力を応援する

困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

地域とともに青少年の健全育成を進める

2. 柱ごとの施策

3つの柱ごとの、具体的な施策内容は、次のとおりです。

ア. 「子ども」に関する施策

(1) 人権尊重

施策目標

すべての子どもが守られ、その子らしさを尊重されている

単位施策1 : 子どもの人権についての教育・啓発を推進する

- 子育て・子育てを地域社会全体で支援する「倉敷市子ども条例」（平成24年4月施行）の理念を普及啓発するため、出前講座やリーフレットの配布などを行い、子どもの人権と「地域の子どもは地域で育む」という市民意識の高揚を図ります。
- 「オレンジリボン運動」の推進など、子どもの人権侵害の最たるものである児童虐待に係る啓発を行います。また、保護者が、子どもの人権や子どもの育成に関する大人の役割について、理解を深めることができる機会の充実に努めます。

単位施策2 : 学校園等における人権教育を推進する

- 人間尊重の精神を基盤とする人権教育を総合的に推進し、すべての人々が互いに尊重し、支え合いながら生活する「共生社会」をめざすとともに、自分の大切さと同じように他の人の大切さを認めることができる心豊かな子どもを育成します。

単位施策3 : 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる

- 医療・保健・福祉・教育・警察等の関係機関で構成される倉敷市要保護児童対策地域協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関との連携のもと、組織的かつ専門的対応の徹底を図るとともに、研修会など、学校園関係者の資質向上に努めます。
- 乳幼児のいる家庭への訪問やフリーダイヤルでの受付など、気軽にアクセスできる多様な相談窓口の運用や、子どもの養育に不安を抱える家庭への支援、妊娠届出時や健診時などでの虐待リスクの早期発見・早期対応に努めます。
- 被害に遭った子どもに対しては、児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携をして、心のケアに努めるとともに、児童虐待に至った家族に長期的に寄り添い、家族の絆の回復と自立への支援に努めます。

(2) 母子保健, 医療

施策目標

妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育っている

単位施策4 : 母子の健康の確保・増進を図る

- 妊婦一般健康診査の受診を促進するとともに、個別の支援を必要とする妊産婦に対する保健指導の充実を図ります。また、妊産婦への心遣いを促すマタニティマークの普及など、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- およこ健康手帳交付時などを契機として、妊娠中から授乳期にかけての健康管理や、眠っている間に事故や窒息ではなく突然死亡してしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）とその予防についての正しい知識の普及に努めます。
- 乳幼児健康診査や各種相談を通じて乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、健診未受診児等については、訪問等による状況把握・受診勧奨を行い、児童虐待の早期発見や、育児に悩む保護者への支援につなぎます。
- 医療機関など関係機関との連携のもと、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、乳幼児こころの発達相談などにより、疾病や障がいの早期発見に努め、早期療育への適切なつなぎを図ります。
- 医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との情報共有や連携による療育体制のもと、子どもの成長・発達に応じて、障がいに対する気づきから障がい受容、療育、就学まで切れ目のない総合的な支援を研究・実践します。
- ワクチンで予防できる疾病について「保健所だより」等を用いて、正しい知識と予防接種の重要性についてPRを行うとともに、出生届・転入届に伴って予防接種シール・予診票等を対象児に郵送し、医療機関での接種を促します。

単位施策5 : 子どもの発達段階に応じた食育を推進する

- 食事・栄養に関する知識と望ましい食生活の実践方法について、妊娠中から乳幼児期に実施している栄養相談、離乳食教室等を通じた普及啓発を行い、対象者(児)が望ましい食習慣を身に付けられるよう支援します。
- 食習慣の形成時期である幼児期から学童期を重視し、発達段階に応じた子どもへの食の指導を給食も教材としながら行うとともに、この時期の食生活の重要性と家庭の役割についての知識普及と意識啓発などを行います。
- 給食を提供する学校園等において、食物アレルギーのある子どもに対し、保護者や担任、調理担当者などで、その子の症状・状態を把握・共有するとともに、適切な調理・給食の方針を検討し、除去食または代替食の提供などを行います。

単位施策6：地域保健・小児医療体制を充実させる

- 医師会等の協力により、必要な時に小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。また、市民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、出前講座などによる応急処置法の指導・啓発に努めます。

(3) 就学前教育・保育

施策目標

子どもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている

単位施策7：就学前教育・保育実践の改善・向上を図る

- 県との連携のもとで、新たに保育士になろうとする人の資格取得と就職を支援するとともに、保育所・認定こども園の職場環境の改善により働き続けたい職場としての魅力を高めるなど、保育士確保対策の充実を図ります。
- 講演会や公開保育、研究会を通して幼児教育・保育の専門性を高めるとともに、各幼稚園・保育所・認定こども園内での園内研修など、様々な研修を充実させることで、職員の資質向上を図ります。
- 障がいのある子どもが、生まれ育った地域の保育所・幼稚園・認定こども園などで保育を受けられるように努めます。また、子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるよう教育・保育内容の充実を図ります。

単位施策8：就学前教育・保育施設における子どもの健康や安全を確保する

- 定期的な健康診断を行うとともに、体調不良等の子どもへの対応の充実を図ります。子どもに感染症やその疑いが発生した場合には、保護者・嘱託医と連携をとりながら迅速・適切な対応を行います。

単位施策9：就学前教育・保育基盤を強化する

- 「倉敷市子ども条例」の理念のもとで、就学前教育・保育に係る各地区での需要動向と、提供者等の意向を踏まえながら、必要な教育・保育資源の適正配置を行うとともに、量の確保を計画的に進めます。
- 保育コンシェルジュを配置し、子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、幼稚園や保育所、一時預かり等の情報を提供します。保育所入所未決定となった保護者には、保育状況や意向確認等を行い、適切な預け先が見つかるよう支援します。
- 就学前教育・保育施設の耐震性の確保を着実に進めて、地震に対する安全性を高めます。また、公立幼稚園・公立保育所においては、園庭芝生化などを行い、地球温暖化対策を併せた環境改善を行います。

(4) 生きる力

施策目標

子どもが豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育てている

単位施策 10 : 学校教育の環境や学習内容を充実させる

- 児童生徒の学力を把握して学習指導の工夫・改善に生かすことで、個別・少人数・習熟度別などによる、きめ細かな学習指導を行います。また、英語教育や情報教育について重視した学習指導を行います。
 - 小学校生活のスタートの1年間が、児童にとって心豊かで充実した成長の場となるよう、小1グッドスタート支援員等を学級・学校に配置することで、「小1プロブレム」や集団へのなじみづらさをサポートします。
 - 発達障がいを含めすべて障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、個別の指導計画、教育支援計画の作成や、関係機関、医療機関とのコーディネートなど、適切な指導及び必要な支援を行います。
 - 生徒指導や不登校の支援員、また、スクールカウンセラー等を配置し、子どもと家庭への積極的な働きかけにより、学級崩壊や学校の荒れ、不登校などの未然防止や状況改善に努めるほか、学校問題への総合的な対応を図ります。
 - 初任者研修・経験年数別研修のほか、人権教育や情報教育・障がい児教育、教育相談等の今日的課題についての研修を行います。また、退職教員等による、現任教員への授業力アップ支援を継続的に実施します。
 - 学校教育施設等について、建替時の対応や補強による耐震化を着実に進めて、地震に対する安全性を高めます。また、校庭芝生化や壁面緑化、ICT（情報通信技術）機器の更新及び拡張整備、調理場の機能更新などの環境改善を行います。
 - 学校評議員制度※を充実させ、保護者、地域住民の学校運営への参画を推進し、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めます。また、学校の自己評価や学校関係者評価など学校評価の充実により、各取り組みの改善を図ります。
- ※ 【小1プロブレム】：小学校に入学したばかりの1年生について、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。
- ※ 【学校評議員制度】：保護者や地域住民の意向を学校運営（公立幼稚園を含む）に反映させるため、地域の住民や関係機関などを評議員として委嘱し、開かれた学校づくりを推進する制度。

単位施策 11：様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる

- 子どもの主体的な体験・学びを促すため、自然や科学、スポーツ・文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。また、地域・学校の特色に応じた課題などを探求する総合的な学習時間の充実を図ります。
- 「倉敷市子ども読書活動推進計画」に基づいて、子どもが多くの本と出会い、自分らしく生き、成長できるよう啓発に努めるとともに、読書環境を整備し、子どもの読書活動の一層の充実を図ります。
- 公園・緑地、芝生広場など子どもの遊び場の充実を図るとともに、子どもセンター等が企画したイベントや、幼稚園・保育所・認定こども園、児童館等で実施する各種行事を通じて、親子の相互理解やふれあいを促進します。
- 家庭・学校園等・地域など多様な場で、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進します。環境学習センターでは、各種環境学習講座や自然観察会、海辺・水辺教室などを行い、環境意識の向上を図ります。

単位施策 12：思春期保健対策や相談体制を充実させる

- 生命の大切さ・尊さを実感できるよう、小学校では、自他の生命の大切さに気づき適切な行動ができるよう指導を充実させます。また、中学校等では、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会の充実を図ります。
- 中学校等において、保健学習や学級活動での保健指導や、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育など、健康教育の充実を図ります。また、望まない妊娠や性感染症を防ぐ正しい知識の習得など性教育の充実を図ります。
- スクールカウンセラーの配置など、思春期の子ども心の問題に対する相談体制の充実を図ります。また、青少年育成センターにおいて、子どもや保護者の悩みや心配事の相談を電話・面接等で受けて、その解決を支援します。
- 保健所において、医師による心の健康相談や、保健師等による電話・面接相談を実施します。学校、医療機関、児童相談所など関係機関との連携強化のもと、相談から医療までの適切な対応に努めます。

イ. 「子育て」に関する施策

(1) 家族・家庭

施策目標

家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる

単位施策 13 : 男女平等と共同参画を推進する

- 家庭、地域、職場など、あらゆる場での男女の固定的な役割分担意識の是正を図るため、フォーラムの開催など啓発・広報活動を推進し、男女がともに子育ての喜びを享受できる社会づくりを進めます。

単位施策 14 : 男性の育児参加を促進する

- 仕事・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換に向け、市民啓発や企業への働きかけを行うとともに、父親が仕事も家事も育児も主体的に楽しめるよう、「父子健康手帳」の配布や、家庭教育学級の父親参加促進などを行います。

単位施策 15 : 子どもと一緒に楽しめる機会を充実させる

- 関係機関と連携し、親子参加型子育てイベントを開催するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館等で実施する各種行事や、家庭教育学級等を通じて、家族が協力して子育てをすることの大切さを啓発します。
- 家族で仕事について話し合う機会をつくり、家族のコミュニケーションや絆を深めることができるよう、県と連携を図りながら、子どもが自分の保護者等の職場を見学する「子ども参観日」を実施します。

(2) 親育ち

施策目標

親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている

単位施策 16 : 親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する

- 地域の親子クラブの活動を支援するとともに、その存在の周知を図ります。また、地域子育て支援拠点、児童館等で実施する各種行事や、交流の場の提供を通じて、親子のふれあいや親同士の交流・仲間づくりを促進します。

単位施策 17 : 子育ての相談体制を充実させる

- 乳児のいるすべての家庭を訪問し、楽しく育児が出来るよう子育て情報を提供するとともに、保護者からの様々な不安や悩みを聞きます。また、支援が必要な場合には、適切なサービス提供に結びつけます。
- 育児についての相談をフリーダイヤルで受け付け、適切なアドバイスを行います。また、養育が困難で支援が特に必要な家庭には、専門職員の個別訪問による相談、指導、助言、家事・育児援助などを行います。

単位施策 18 : 子育てに関する情報発信を充実させる

- 市内各所の子育て支援情報コーナーの充実を図るとともに、子育てハンドブックや子育て応援マップを更新・配布します。また、ホームページ等の情報発信を強化するとともに、図書館等の子育て情報誌の充実を図ります。



(3) 子育て支援

施策目標

身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている

単位施策 19 : 地域の子育て支援拠点を充実させる

- 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター・つどいの広場）や子育て広場、児童館等で、妊娠期から切れ目なく、子育てに関する情報提供や相談対応の充実を図るとともに、親子のふれあいや親同士の交流、連携の場を提供します。

単位施策 20 : 安心して子どもが生活できる場所を確保する

- 一時的に子どもを預かる仕組みとして、休日保育や一時保育、病児・病後児保育を行うとともに、地域子育て支援拠点の託児サービスや、子育て短期支援事業等の充実を図ります。また、地域や団体等のイベントで、託児の提供を促進します。
- 育児経験豊かな専業主婦等を主な対象として、子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、修了した者を支援員として認定する等の仕組みについて、県と連携を図りながら、検討します。
- 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を図ります。また、各児童クラブの運営委員会を支援し、健全育成の充実と運営力の強化を進めます。
- 放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受け入れを促進するとともに、「障がい児対応専門研修」を開催するなど、障がいのある子ども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができる指導員の育成に努めます。

単位施策 21 : 子育ての支え合いのしくみを充実させる

- 地域の中で事前に会員登録した「子育ての援助をしたい人（提供会員）」と「子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）」とで、一時的に子育てを助け合うファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

(4) 安心・ゆとり

施策目標

総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている

単位施策 22 : ひとり親家庭への支援を充実させる

- 子育て家庭を対象とする、子ども・子育ての各施策の充実を図るとともに、各事業の認知度の向上に努めます。また、各事業の優先利用や利用料の負担軽減措置など、ひとり親家庭のニーズに配慮した支援施策の在り方を検討します。
- 関係機関と連携し、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えます。ニーズに即応した情報提供や、母子・父子自立支援員による総合的な相談対応、ひとり親福祉協力員による訪問相談などを行います。
- ひとり親家庭が修学や疾病等により一時的に生活援助や子育て支援を必要とする場合に、支援員を派遣して日常生活を支援します。また、住居に困っている母子家庭には、母子生活支援施設への入所を通じ、自立に向けた生活支援を行います。
- 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給により、職業訓練・資格取得を支援するとともに、自立支援計画を策定し、ハローワーク等の関係機関と連携をしながら就労自立を支援します。

単位施策 23 : 障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる

- 住み慣れた身近な地域で生活ができるよう、利用者本位の生活支援体制を整えます。障がいのある子どもやその家族からの相談に応じて、柔軟で適切な情報提供や助言等を行い、日常・社会生活での自立を支援します。
- 児童発達支援センターを核として、幼稚園・保育所・認定こども園、学校と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまづきのある子どもを取り巻くネットワークの機能の充実を図ります。
- 知的障がい・肢体不自由のある在宅の子どもを対象とする通所事業所における集団機能回復や生活適応の訓練等を行います。また、障がいのある子どもに対するホームヘルプサービス・ショートステイなど在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族が一時的に休息を取れる体制を整えます。また、障がいのある子どもの外出(余暇活動)を支援する体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもが将来自立して生活していけるよう、作業学習や企業実地研修を行います。また、企業やハローワーク等の関係機関と連携をしながら、進路指導の充実と就労先の確保に努めます。

単位施策 24 : 子育てに伴う経済的負担を軽減する

- 幼稚園・保育所・認定こども園の保育料について、軽減や、一定の要件のもとで減免を行います。また、特定不妊治療にかかる医療費の一部や、妊婦・乳児健康診査、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等についての助成を行います。
- 中学生までの子どもを養育している者に児童手当を支給します。また、国民健康保険加入者への出産育児一時金の支給を行うとともに、経済的な事情で入院助産を受けられない妊婦に対しては出産費の助成を行います。
- 経済的理由によって就学援助を希望する場合に、学用品や給食などの経費の一部を援助します。また、被保護世帯の子どもの学習を支援するため、教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）、学習会の開催などを行います。
- ひとり親家庭等で子どもを監護している親又は養育者に児童扶養手当を支給します。また、遺児の養育者に対し、倉敷市遺児激励金を支給するとともに、義務教育を受けるために要する費用の一部として倉敷市遺児教育年金を支給します。
- 母子及び父子家庭の父母や寡婦に対する各種資金（修学資金・就学支度資金等）の貸付を行います。また、子どもが学校に入学する場合の準備資金や、生活の安定を維持するための緊急資金を、市内母子・父子福祉団体をとおして貸し付けます。
- 障がいのある子どもとその養育者に対し、特別児童扶養手当、児童福祉年金等を支給します。また、本人には医療費の助成や、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付等を行うとともに、各種手当や制度の周知を図ります。

ウ. 「地域」に関する施策

(1) 地域連携

施策目標

地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり，子どもと子育てを支えている

単位施策 25：子育てボランティアを育成するとともに，組織づくりと活動を支援する

- 地域で子どもと子育てを支えるボランティアを養成するとともに，活動をしている委員，団体を支援します。親子のふれあいや親同士の交流を行う場となる「子育てサロン」については，新たなサロンの設置促進など，その拡大にも努めます。

単位施策 26：地域と学校・大学との連携を進める

- 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し，地域住民の協力を得て，放課後子ども教室を行います。また，学校・家庭・地域が一体となった学校教育支援活動を行い，学校を拠点とした地域交流の促進を図ります。
- 大学内に地域子育て支援拠点を設け，大学と地域の交流を進めるとともに，県と連携をしながら，大学等有する知的財産，人的財産やそのネットワーク，施設等を活用した，協働による地域ぐるみの子育て支援を進めます。
- 市内の大学・短大，大学校，附置研究所と連携し，市民の生涯学習を支援します。また，市立短期大学においては，大学が有する人的財産，施設等を活用し，資格を持ちながら就労していない「潜在保育士」の復職支援を行います。

単位施策 27：お互いのつながりを強め，地域の子育て力を高める

- 倉敷市子育て支援センターを中心として，地域子育て支援拠点，児童館・児童センターのネットワーク化を図り，さらにこれらを各地域の拠点として，母親クラブ，子育てサロンなど団体間のつながりを促進します。
- 地域で子どもと子育てを支えている委員，団体等が一堂に会する場を提供し，情報や知恵の交換・共有，ネットワークの広がりを促進するとともに，身近な地域を単位に，お互いのつながりを強める取り組みを進めます。
- 小学校区単位のコミュニティ協議会（現在46組織）の設立を促進するとともに，地域のふれあいや交流のための行事やイベント，地域独自の活動を支援し，地域における連帯感の醸成や地域力の向上に努めます。

「子育てするなら、くらしきで！」といえるために、
私たちに、どんなことができる？



みんな楽しくつ
ながって、地域で
子どもと子育て
を応援する！

倉敷地区



玉島地区



たくさんの
いたずら書きは
有意義な
おしゃべりの証！



アイスブレイク！

各地区の子育てcafeで、
みんなと一緒に
おしゃべりを楽しんで
地域ぐるみの子育てについて
考えました！

子育て支援の
資源をPR！
お互いに手を
取り合って！



テーブルを
移動しますー



収穫！
(ハーベスト)



サロンをはじめ、
身近に気軽に
集まれる場所が
あるといいネ！

子育て環境づく
りはロコミが大
事。おしゃべりっ
て大事だなあ。



児島地区

水島地区



ホントの
カフェスペースにて！



倉敷市では、地域で子育て・子育てを支えている様々な方にお集まりいただき、ほっと一息つきながら親睦を深める「子育てcafe」を各地区で開催しています。そのなかで、さらに、より多くの様々な立場の方にご参加をいただいて、「子育てするなら〇〇で！」（〇〇は地区名、身近な地域）をテーマに、ワールド・カフェという手法で、地域ぐるみの子育て支援についての話し合いを行いました。

(2) 就労環境

施策目標

子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

単位施策 28 : 育児休業制度などの利用を促進する

- 国や県、関係機関と連携して、企業に対して育児休業制度の周知を図ります。また、仕事と家庭を両立させるための制度を導入し、利用を促進した場合に企業単位で助成金が支給されるなどの、助成制度等のPRと活用促進を図ります。

単位施策 29 : 子育てしやすい職場環境づくりを促進する

- 一般事業主行動計画の策定・届出義務、認定制度や次世代認定マーク（くるみん）^{*}の周知などを行うとともに、従業員に対して仕事と子育ての両立を支援している企業を表彰するなど、子育てしやすい職場環境づくりの啓発に努めます。

※ 【次世代認定マーク（くるみん）】：次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

単位施策 30 : 出産・育児後の再就職の支援を充実させる

- 出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会などの情報提供を行います。また、国や県、関係機関と連携をして、子ども連れでも利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(3) 安全環境

施策目標

子どもや子ども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている

単位施策 31 : バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する

- 妊婦・子ども・育児者の立場からの整備や改善の視点を重視して、公共施設等におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。市営住宅については、建替え時、ライフステージに応じた良質な住宅を建築します。
- 乳幼児を抱える家族がおむつ替えや授乳等で立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」に認定し、拡大を図るとともに、県と連携して「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度を進めるなど、親子が外出しやすい環境づくりに努めます。
- 車椅子やベビーカーの通行の妨げになる歩道の段差を解消します。また、主要な鉄道駅などのバリアフリー整備を推進するとともに、小学生等を対象としたバス教室を開催し、将来に向けた公共交通利用の促進を図ります。

単位施策 32 : 子どもの事故防止対策を充実させる

- 幼児健康診査や親子が集まるイベントなどで、誤飲、転落・転倒、やけどといった子どもの事故防止のための啓発を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等での安全対策の整備と情報共有を図ります。
- 子どもの自転車乗車用ヘルメットの着用推進や、幼児二人同乗用自転車（3人乗り自転車）の貸出制度の充実など、自転車の安全利用を推進します。また、年齢、段階に応じた交通安全教室を開催するとともに、道路の安全確保を図ります。
- 交通事故の発生要因などに応じた事故防止対策や、ドライバーの交通マナー向上に向けた啓発などを行います。また、チャイルドシートの効果と正しい使用の啓発や、交通安全指導者の育成や教育力の向上に努めます。

単位施策 33 : 子どもを犯罪等から守るための活動を推進する

- 「子ども110番」の設置拡大や、防犯灯の設置促進など、犯罪の発生しない環境整備を進めます。また、警察等と連携したパトロールの実施や、地域の自主防犯パトロール活動の支援など、犯罪発生を抑止と市民の防犯意識の高揚を図ります。
- 不審者に対する対応方法の指導及び防犯意識を高めるための啓発活動のほか、学校の下校時を中心に、青色回転灯を装着した車（青パト）によるパトロールを行うなど、子どもを守る防犯活動を推進します。

(4) 青少年

施策目標

子ども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている

単位施策 34 : 子ども・若者の、将来を拓く力を応援する

- 戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に語り伝えるため、小・中学生やその保護者等を対象に「広島平和のバス」「平和アニメ上映会」「戦災のきろく展」等を実施するとともに、「被爆体験者講話会」を学校で行います。
- 各中学校や倉敷支援学校で実施される立志式への助成など、青少年健全育成に係る取り組みを支援します。また、新成人代表で構成する実行委員会とともに、大人としての自覚を持てる成人式を開催します。
- 市内企業による集団面接会の開催のほか、国や県、関係機関と連携をして、働くことに悩みのある若者への就労サポートや、キャリアカウンセラーによる職業相談、セミナーの開催などを行い、若年求職者の就業機会の創出を図ります。

単位施策 35 : 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

- 不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、支援員による家庭訪問を行うほか、自然体験活動の機会の提供や、公民館や児童館などに仲間や学生ボランティアと過ごす居場所を開設し、家庭に引きこもることなく、自分なりに学校や社会に参加していけるよう支援します。
- 不登校及びその傾向にある児童生徒の保護者を対象に、臨床心理士や不登校を体験した保護者を迎え、子どもの変化に応じた懇談会を継続的に実施するなど、保護者や家族の心理的負担の軽減に努めます。
- DVや児童虐待などに起因して、複合的な生活課題に不安を抱えて孤立している子どもとその家族に対して、自己肯定感の回復等の心のケアに努めるとともに、関係機関・地域と連携した包括的な自立生活支援を行います。
- 小・中・高等学校の不登校の児童生徒や引きこもり、ニート、スネップ[※]など、社会生活からの孤立に伴う生活のしづらさがある人に対して、一人一人の状況に応じた切れ目のない継続的な支援の在り方を検討します。

※ 【ニート (NEET)】 : Not in Education, Employment or Training の頭文字による造語。15 歳から 34 歳までの、学生でもなく、職業訓練もしていない無業者のこと。
【スネップ (SNEP)】 : Solitary Non-Employed Persons の頭文字による造語。20 歳以上 59 歳以下の在学中を除く未婚無業者のうち、普段ずっと 1 人か一緒にいる人が家族以外いない人々のこと。「孤立無業者」ともいう。

単位施策 36 : 地域とともに青少年の健全育成を進める

- 青少年健全育成推進大会や、青少年の健全育成に携わる団体の指導者研修会などを開催するとともに、子ども会や各中学校区での「青少年を育てる会」などの活動を支援し、青少年の健全育成を進めます。

第5章

今後五カ年の主要事業の 「量の見込み」と「確保方策」

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 区割りの考え方

教育・保育に係る主要事業について、その「量」を見込んで「確保の方策」を整理するため、社会福祉事務所の単位を基本として、市域を4つに区割りします。ただし、水島社会福祉事務所の管内にある連島北・旭丘小学校区については、倉敷社会福祉事務所の管内にある中学校区になるため、その地理的条件から、倉敷区域とします。



(2) 各区域の状況

各区域での就学前教育・保育施設、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブの状況（平成26年度実績）は、次のとおりとなっています。

[平成26年度]		倉敷区域				水島区域			
		施設数	定員数	利用者数	定員充足率	施設数	定員数	利用者数	定員充足率
			人	人	%		人	人	%
認可保育所	公立	5	1,005	1,076	107.1	5	570	531	93.2
	民間	27	3,615	3,824	105.8	13	1,485	1,508	101.5
	計	32	4,620	4,900	106.1	18	2,055	2,039	99.2
認可外保育施設	事業所内	9	158	124	78.5	2	60	55	91.7
	その他	11	366	161	44.0	3	74	46	62.2
	計	20	524	285	54.4	5	134	101	75.4
幼稚園	公立	20	2,990	1,907	63.8	7	845	352	41.7
	私立	6	1,160	969	83.5	5	1,690	1,233	73.0
	計	26	4,150	2,876	69.3	12	2,535	1,585	62.5
地域子育て支援拠点		7		8,744		3		2,073	
放課後児童クラブ		36		1,878		16		675	
		児島区域				玉島区域			
		施設数	定員数	利用者数	定員充足率	施設数	定員数	利用者数	定員充足率
			人	人	%		人	人	%
認可保育所	公立	8	780	629	80.6	4	430	421	97.9
	民間	13	1,260	1,220	96.8	16	1,385	1,472	106.3
	計	21	2,040	1,849	90.6	20	1,815	1,893	104.3
認可外保育施設	事業所内	3	36	16	44.4	4	93	65	69.9
	その他	1	15	15	100	0	0	0	0
	計	4	51	31	60.8	4	93	65	69.9
幼稚園	公立	10	910	329	36.2	17	1,725	724	42.0
	私立	0	0	0		5	894	433	48.4
	計	10	910	329	36.2	22	2,619	1,157	44.2
地域子育て支援拠点		3		1,623		6		2,046	
放課後児童クラブ		13		600		22		878	

- ※ 放課後児童クラブは平成26年4月1日現在
- ※ 認可保育所は平成26年4月1日現在
- ※ 幼稚園は平成26年5月1日現在

2. 各区域の「量の見込み」と「確保方策」

◆ 「量の見込み」について

ここに記載している「量の見込み」は、国の手引きを参考に、アンケート調査結果を活用して推計しておりますが、事業によっては、「量の見込み」が過大に出ていると考えられるものがあります。そのため、暫定値として、記載をしています。

今後、各事業のこれまでの利用実績や、国から示される補正の考え方などを参考に、「量の見込み」をかためていきます。

特に、3号認定（0歳、1・2歳）については、実際には、子どもを預けるには至らない家庭もあると考えられるため、

①この秋ごろの入所申込みが、これまでと比べてどれだけ増えたか

②過去の実績において途中入所がどれくらい伸びているのか

等を勘案し、補正を行う予定です。

◆ 「確保方策」について

「量の見込み」に対し、不足が生じないように充実を図ります。

(1) 幼児期の学校教育・保育

暫定値

倉敷区域		平成27年度					平成28年度				
年度		2号		3号			2号		3号		
認定の区分(※1)		1号	幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳	1号	幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		2,711	843	3,239	1,137	2,237	2,684	835	3,207	1,120	2,199
確保 方策	特定教育・保育施設 (※2)	◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●
	(確認を受けない 幼稚園)			/	/	/			/	/	/
	特定地域型 保育事業(※3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
年度		平成29年度					平成30年度				
認定の区分(※1)		1号	幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳	1号	幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		2,616	813	3,125	1,104	2,165	2,569	798	3,071	1,091	2,134
確保 方策	特定教育・保育施設 (※2)	◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●
	(確認を受けない 幼稚園)			/	/	/			/	/	/
	特定地域型 保育事業(※3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
年度		平成31年度									
認定の区分(※1)		1号	幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳					
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		2,527	786	3,019	1,079	2,106					
確保 方策	特定教育・保育施設 (※2)	◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●		◆◆ 水島区域 ●●					
	(確認を受けない 幼稚園)			/	/	/					
	特定地域型 保育事業(※3)	/	/	/	/	/					

※1 認定の区分 1号 … 3~5歳, 幼児期の学校教育のみ
2号 … 3~5歳, 保育の必要性あり
3号 … 0~2歳, 保育の必要性あり

※2 認定こども園, 幼稚園, 保育所

※3 小規模保育事業, 家庭的保育事業, 居宅訪問型保育事業, 事業所内保育事業

※4 2号認定のうち, 幼稚園の利用希望が強いと想定される者

暫定値

水島区域

年度		平成27年度				平成28年度					
認定の区分(※1)	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳	
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		867	270	836	315	741	842	257	818	306	754
倉敷区域		●●		●●		●●	●●		●●		●●
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)										
	(確認を受けない 幼稚園)			/	/	/			/	/	/
	特定地域型 保育事業(※3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
年度		平成29年度				平成30年度					
認定の区分(※1)	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳	
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		829	252	805	298	732	829	252	805	291	713
倉敷区域		●●		●●		●●	●●		●●		●●
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)										
	(確認を受けない 幼稚園)			/	/	/			/	/	/
	特定地域型 保育事業(※3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
年度		平成31年度									
認定の区分(※1)	1号	2号		3号							
		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳						
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		830	253	806	285	695					
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)	●●		●●		●●					
	(確認を受けない 幼稚園)			/	/	/					
	特定地域型 保育事業(※3)	/	/	/	/	/					

暫定値

児島区域		平成27年度					平成28年度				
年度		2号				3号	2号				3号
認定の区分(※1)	1号	幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳	1号	幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳	
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	306	132	978		261	628	298	129	952
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)										
	(確認を受けない 幼稚園)										
	特定地域型 保育事業(※3)										
年度		平成29年度				平成30年度					
認定の区分(※1)	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳	
量の見込み (必要利用定員総数)(人)	303	136	962	245	620	303	141	957	238	601	
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)										
	(確認を受けない 幼稚園)										
	特定地域型 保育事業(※3)										
年度		平成31年度									
認定の区分(※1)	1号	2号		3号							
		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳						
量の見込み (必要利用定員総数)(人)	304	145	957	231	585						
倉敷区域											
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)										
	(確認を受けない 幼稚園)										
	特定地域型 保育事業(※3)										

玉島区域

暫定値

年度		平成27年度				平成28年度				
認定の区分(※1)	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,088	396	861		371	659	1,115	406
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)									
	(確認を受けない 幼稚園)									
	特定地域型 保育事業(※3)									
年度		平成29年度				平成30年度				
認定の区分(※1)	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,092	397	866		358	623	1,081	391
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)									
	(確認を受けない 幼稚園)									
	特定地域型 保育事業(※3)									
年度		平成31年度								
認定の区分(※1)	1号	2号		3号						
		幼稚園 を利用 (※4)	左記 以外	0歳	1~2歳					
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,048	377	835	347	601			
確保 方 策	特定教育・保育施設 (※2)									
	(確認を受けない 幼稚園)									
	特定地域型 保育事業(※3)									

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援に関する事業※

					暫定値
倉敷区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)					

水島区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)					

児島区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)					

玉島区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (か所)	2	2	2	2	2
確保方策 (か所)					

※ 【利用者支援に関する事業】：教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行うもの。〈 実施場所：子どもや保護者の身近な場所等 〉

② 時間外保育事業（延長保育）

暫定値

倉敷区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）		2,427	2,395	2,346	2,310	2,276
確保方策（人）		◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●

水島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）		758	748	732	722	714
倉敷区域						
確保方策（人）						

児島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）		928	917	910	897	886
確保方策（人）						

玉島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）		781	780	764	754	736
確保方策（人）						

③ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

暫定値

倉敷区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人）	1,782	1,887	1,974	2,055	2,108
	確保方策（人）					
高学年	量の見込み（人）	352	356	438	523	531
	確保方策（人）					

水島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人）	580	585	570	552	557
	確保方策（人）					
高学年	量の見込み（人）	137	159	183	181	197
	確保方策（人）					

児島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人）	499	495	493	485	486
	確保方策（人）					
高学年	量の見込み（人）	90	106	105	102	115
	確保方策（人）					

玉島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人）	779	789	826	840	886
	確保方策（人）					
高学年	量の見込み（人）	207	239	266	299	321
	確保方策（人）					

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

暫定値

倉敷区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	13	13	13	13	12
確保方策（人日）					

水島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	17	16	16	16	16
確保方策（人日）					

児島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	26	26	26	25	25
確保方策（人日）					

玉島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	69	69	68	67	65
確保方策（人日）					

⑤ 乳幼児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業等

※ アンケート調査によらずに推計

暫定値

倉敷区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,819 人	2,785 人	2,754 人	2,727 人	2,703 人
確保方策	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○

水島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	961 人	940 人	921 人	894 人	879 人
確保方策	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○

児島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	611 人	594 人	580 人	557 人	544 人
確保方策	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○

玉島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	882 人	868 人	855 人	845 人	825 人
確保方策	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○	実施体制：○人 実施機関：○○

⑥ 地域子育て支援拠点事業

暫定値

倉敷区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人回）	8,386	8,249	8,127	8,016	7,917
確保方策（か所）					

水島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人回）	2,168	2,173	2,113	2,058	2,010
確保方策（か所）					

児島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人回）	1,593	1,599	1,548	1,502	1,460
確保方策（か所）					

玉島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人回）	2,580	2,500	2,452	2,410	2,371
確保方策（か所）					

⑦ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

暫定値

倉敷区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	1号認定による利用	54,821	54,292	52,900	51,966	51,110
	2号認定による利用	188,188	186,420	181,272	178,152	175,448
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●	◆◆ 水島区域 ●●

水島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	1号認定による利用	9,662	9,390	9,239	9,244	9,257
	2号認定による利用	61,880	58,656	57,720	57,720	57,980
倉敷区域						
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)					

児島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	1号認定による利用	4,773	4,650	4,725	4,725	4,740
	2号認定による利用	28,600	27,768	29,536	30,628	31,460
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)					

玉島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	1号認定による利用	21,862	22,421	21,948	21,724	21,070
	2号認定による利用	88,400	90,688	88,660	87,308	84,188
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)					

⑧ 一時預かり事業（その他），子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 [病児・緊急対応強化事業を除く]，子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

暫定値

倉敷区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）		75,922	74,801	73,506	72,432	71,467
確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）					
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）					
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）					

水島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）		17,440	17,311	16,894	16,597	16,342
確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）					
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）					
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）					

児島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）		12,537	12,466	12,253	12,009	11,796
確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）					
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）					
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）					

玉島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）		19,711	19,238	18,865	18,565	18,230
確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）					
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）					
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）					

⑨ 病時保育事業，子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）[病児・緊急
対応強化事業]

暫定値

倉敷区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	23,774	23,467	22,989	22,628	22,300
確保方策					

水島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	6,903	6,814	6,664	6,578	6,506
確保方策					

児島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	5,791	5,726	5,680	5,598	5,531
確保方策					

玉島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日）	5,133	5,124	5,021	4,954	4,837
確保方策					

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

暫定値

倉敷区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人日）	10,556	10,712	10,764	10,764	10,660
	確保方策（人日）					
高学年	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）					

水島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）					
高学年	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）					

児島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人日）	4,232	4,057	3,912	3,856	3,758
	確保方策（人日）					
高学年	量の見込み（人日）	2,743	2,694	2,673	2,613	2,505
	確保方策（人日）					

玉島区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策					
高学年	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策					

⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

※ アンケート調査によらずに推計

暫定値

倉敷区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	2,700人 健診回数12 回(平均値)	2,700人 健診回数12 回(平均値)	2,700人 健診回数12 回(平均値)	2,700人 健診回数12 回(平均値)	2,700人 健診回数12 回(平均値)
確保方策	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:

水島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	775人 健診回数12 回(平均値)	775人 健診回数12 回(平均値)	775人 健診回数12 回(平均値)	775人 健診回数12 回(平均値)	775人 健診回数12 回(平均値)
確保方策	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:

児島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	450人 健診回数12 回(平均値)	450人 健診回数12 回(平均値)	450人 健診回数12 回(平均値)	450人 健診回数12 回(平均値)	450人 健診回数12 回(平均値)
確保方策	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:

玉島区域					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	775人 健診回数12 回(平均値)	775人 健診回数12 回(平均値)	775人 健診回数12 回(平均値)	775人 健診回数12 回(平均値)	775人 健診回数12 回(平均値)
確保方策	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:	実施機関: 検査項目: 実施時期:

第6章

計画の推進のために

1. 計画内容の市民への周知

倉敷市を「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」としていくためには、市民一人一人が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

2. 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員をはじめ、商工会議所やコミュニティ協議会などの地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3. 計画の進行管理

この計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「倉敷市子ども・子育て支援審議会」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、倉敷市として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。

資料編

■子ども・子育ての概況（詳細） _____

- (1) 幼稚園の概況
- (2) 保育所の概況
- (3) 地域の子育て支援の概況
- (4) ハイリスク家庭等への対応

■策定経過と審議体制 _____

- (1) 策定経過
- (2) 子ども・子育て支援審議会
・条例，要綱，名簿
- (3) 庁内検討組織
・要綱，名簿

■柱ごとの主要な課題（解説） _____

■統計等の諸指標 _____

1. 人口・世帯 _____

- (1) 総人口・総世帯数の推移
- (2) 人口ピラミッド
- (3) 年齢3区分別人口の推移
- (4) 地区別人口の推移
- (5) 人口動態
- (6) 合計特殊出生率の推移
- (7) 人口推計

2. 少子化 _____

- (1) 0～9歳と20～34歳の人口の推移
- (2) 婚姻・離婚の推移
- (3) 20～30歳代の未婚率の推移

3. 女性の就労状況 _____

- (1) 女性の労働力人口の推移
- (2) 年齢別・配偶関係別有業率の推移
- (3) 育児をしている女性の年齢別有業率の推移

4. 社会的養護 _____

- (1) ひとり親家庭の推移
- (2) 就学援助の推移
- (3) 児童虐待の概況

5. 保育サービス・幼稚園教育等 _____

- (1) 保育所等
- (2) 保育サービス
- (3) 幼稚園教育
- (4) 母子保健・相談
- (5) 児童の健全育成

■ 子ども・子育ての概況（詳細）

（１）幼稚園の概況

平成26年5月1日現在、市内には、公立幼稚園が54園（内1園が休園中）、私立幼稚園が16園あります。3～5歳児人口の約43%にあたる約6,000人が幼稚園を利用しています。幼稚園における3歳児定員は、4・5歳児に比べると少ないため、3歳児の入園に関しては希望に添えないこともあります。他方、一部の公立幼稚園においては在園児が著しく減少しており、幼児教育において必要な適正規模の集団を確保することが求められています。

■教育・保育の概況

		施設数 (施設)	定員 (人)	入所児童数 ／園児数※ (人)
認可保育所	公立	22	2,785	2,657
	民間	69	7,745	8,024
認可外保育施設	事業所内	18	347	260
	その他	15	455	222
幼稚園	市立	54	7,000	3,313
	私立	16	3,744	2,635
0～5歳児人口(人)				27,626

※入所児童数は平成26年4月1日現在、園児数は平成26年5月1日現在
資料：平成26年3月末日現在住民基本台帳

（２）保育所の概況

平成26年4月1日現在、市内に公立保育所が22園（保育所2分園は本園の内数で計上）、民間保育所が69園あり、総定員は10,530人。就学前児童（0～5歳児）の約38%にあたる10,681人が保育所を利用しています。

また、保育所では年度途中に入所する児童が多く、平成26年3月1日現在では11,570人まで利用者数が増加しました。このため、保育所の増設や入所円滑化制度※の活用などにより、児童の受入れ拡大に努めていますが、それでも待機児童が発生しています。

※【入所円滑化制度】：「倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく最低基準（児童1人当たりの床面積や保育士の配置数）を満たす場合に定員を超えて児童を受け入れることができる制度。

(3) 地域の子育て支援の概況

① 地域子育て支援拠点

地域子育て支援センターを市内11か所に、つどいの広場を市内8か所に常設しています。つどいの広場は、憩の家（高齢福祉施設）1か所、民家1か所、大学内2か所、助産院1か所、児童館1か所、幼稚園の余裕教室1か所、業務系施設のテナントとして1か所の実施となっています。

② 児童館・児童センター

市内に6館を設置しています。それぞれの館の特徴を生かしながら、集団的・個別的な遊びの指導、児童の健康・行動についての保護者への連絡、及び子ども会・母親クラブ等の組織活動の育成助長を通して、児童の健全な遊びの場を提供するなどしています。また、出前型の取り組みを全館で行っているほか、不登校時の居場所として利用する子どももあり、対応しています。

③ 子育て広場、親子クラブ

幼稚園の余裕教室等11か所で子育て広場を実施しています。ボランティアが担い手となっており、週1回・2時間程度、乳児から就学前児童を対象として、遊び・友達づくり・親同士の交流などの場としています。また、就園前の親子の仲間づくりのため、親子クラブを実施しています。地域子育て支援拠点などと補い合って、親の力を引き出すことに留意しながら地域の子育てを支えています。

④ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、各学区に1～3クラブ、合計87クラブがあり、昼間保護者のいない家庭の子どもを専用の施設で預かることで、育児と仕事などの両立を支援しています。市が各クラブの運営委員会に委託するかたちで運営しており、入所児童数5人以上から委託運営しています。

■放課後児童クラブの概況

	設置数 (か所)	児童数 [1～3年] (人)	児童数計 (人)
倉敷地区	35	1,602	1,843
水島地区	17	586	710
児島地区	13	489	600
玉島地区	22	696	878
市全体	87	3,373	4,031

平成26年4月1日現在

⑤ 倉敷ファミリー・サポート・センター

「育児の援助を行いたい人」と「育児の援助を受けたい人」をそれぞれ提供会員、依頼会員として登録します。そして、ファミリー・サポート・センターが会員を紹介し、会員同士が子どもの世話を一時的に有料で援助する組織です。平成25年度での提供会員は500人程度、依頼会員は1,200人程度となっています。

⑥ 児童発達支援

未就学児童対象の児童発達支援事業、小学生を対象に放課後等デイサービス事業を実施しています。

児童発達支援事業所が多いということは、専門的な支援を受けられる場所が数多くあるという良い面と、特性のある子どもの対応を特別な場所（療育）に頼ってしまう状況を招いている側面もあります。

⑦ 周産期医療・保健

10年前（平成15年）と比較すると分娩ができる医療機関は3分の1に減少しています。また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の医師確保が難しくなっています。

第1子出産の親を対象としたパパママセミナーについて、数年前から生涯学習として位置づけ、市民学習センターとタイアップして実施しています。

⑧ 愛育委員

他県での健康づくりボランティアに類する「愛育委員」を組織しています。愛育委員は、県北で乳児死亡率が高かったことに対応するためスタートした、岡山県独自の仕組みです。

（4）ハイリスク家庭等への対応

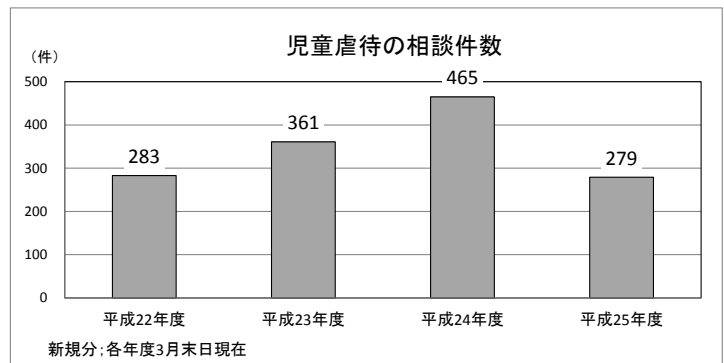
① 母子保健

妊娠届出時に保健師等が面接相談を実施し、支援が必要な場合は早期から関わりを持ち、支援が途切れないよう、努めています。近年、虐待をはじめとしたハイリスク家庭への支援に重点をおいていますが、支援に拒否的で介入が難しい場合も多く、対応に苦慮しています。関係機関との連携の強化の必要性を感じています。

岡山県産婦人科医会との連携のもと、岡山県が実施する「産科発の子育て支援システム」により、経済的な問題がある、DV被害がある、妊婦健康診査の受診が少ないなど、社会的なリスクを持つ妊産婦について、本人の承諾の上で、医療機関と保健所が情報共有・連携対応を図っています。

② 子ども相談センター

子ども・子育てに関する相談，虐待対応等を行っています。平成22年度の開設以降，虐待の通告件数は年々増加。うち，虐待として受理される件数も増加しています（児童数約2万8千人に対して，新規通告件数は，平成22年度で283件，平成23年度で361件，平成24年度で465件，平成25年度で279件。）



子ども相談センターでは，被虐待児が所属する学校園等の関係機関に対して，子どもの様子についての見守りを依頼しています。また，特に関係機関で協議が必要な事例については，学校園等，保健所や児童相談所，警察及び医療機関などと協議する検討会を開催し，各機関が連携して支援を行っています。

また，「こんにちは赤ちゃん事業」を所管しています。この事業は，生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し，様々な不安や悩みを聞き，子育て支援に関する情報提供を行うとともに，親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い，引き続き支援が必要な家庭に対しては，他の適切なサービス提供に結び付けることを目的としています。

③ 母子自立支援

ひとり親家庭や離婚を考えている人などを対象として，母子・父子自立支援員が相談を受け付け，生活全般にわたる内容に応じて適切な支援につないでいます。ひとり親世帯が子育てしながら職業訓練を受けることができる事業として，高等職業訓練促進給付金等給付事業が，また，経済的自立や，子どもの教育・福祉の増進などを図るための母子寡婦福祉資金貸付制度があります。また，市内には，母子生活支援施設 鶴心寮があり，入寮生活を通じて，母子の自立助長を支援しています。

■ 柱ごとの主要な課題（解説）

「子ども」の主要課題

- すべての子どもと子育て家庭が、この子ども・子育て支援新制度を適切に、確実に利用できるようにしなければなりません。⇒ ①
- 就学前の子どもに対し、関係機関との連携のもと、質の高い教育・保育を提供する必要があります。⇒ ②③
- 増加する保育需要に対し、各地域の実情を踏まえながら、施設・サービスの“総合力”で対応するなど、子どもが健やかに育つ環境をさらに充実させる必要があります。⇒ ④

「子育て」の主要課題

- 子育てを家族の喜びとして、「家族みんなで子育て」ができるよう、そのことを支える地域社会づくりが求められます。⇒ ⑤
- 各家庭の子育てが孤立した子育て（孤育て）にならないよう、地域子育て支援拠点などにおける相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場を増やし、親子の利用促進を図る必要があります。⇒ ⑥
- 地域で子育て・子育てを支えている支援者同士のネットワークを、対話に根ざし、強固にしつつも、さらに輪を広げ、地域ぐるみの子育て支援を充実する必要があります。⇒ ⑦⑧
- 放課後児童クラブにおいて、指導員の安定確保と資質向上を図るとともに、各児童クラブの運営委員会の運営力を強化する必要があります。また、地域で子育てを助け合う、倉敷ファミリー・サポート・センターの活動を充実する必要があります。⇒ ⑨⑩

「地域」の主要課題

- 生活のしづらさがある家庭に対し、様々な関係機関や団体の連携のもと、エンパワーメント・アプローチに根ざした、継続的で切れ目のない対応が必要です。⇒ ⑪⑫⑬
- 性と出産、身近な暴力等についての、若者啓発と相談対応の充実が必要です。また、ひとり親家庭が子育てと生活に困らない制度、相談援助を充実させる必要もあります。⇒ ⑭⑮

① 新制度の円滑な利用を支援する必要があります。

② 就学前教育・保育施設等の運営者への支援の充実が必要です。

③ 保育士・幼稚園教諭等の確保に向けた取り組みの充実が必要です。

■ 制度に大きな変化があります。利用者の混乱がないよう図ってその便益を守り、すべての子育て家庭において、適切な制度利用が確実にできるよう、制度定着に向けた取り組みを行う必要があります。

■ 新制度がめざすべき最大の方向が社会的排除のない世界といわれるなか、障がいのある子どもについても当然に包摂した、インクルーシブな（万人のための）*子ども・子育ての制度としていくことが求められます。

※ 【インクルーシブな】：障がいのある人ない人が、ともに社会の一員として分け隔てられることのないこと。

■ 就学前教育・保育施設の認定こども園化などに際して、必要な支援を図っていくことが求められます。

■ 保育士・幼稚園教諭について、養成機関との連携や、処遇改善、就労条件の調整等により、新規従事者の確保に努めるとともに、有資格者の再就職支援の充実が必要です。また、放課後児童クラブの指導員、ソーシャルワーカーといったマンパワーの確保も求められます。

④ 保育需要のピークに、施設・サービスの“総合力”で対応する必要があります。

○ 保育の需給に地域間で格差。

平成26年度の定員充足率は、倉敷地区が107.1%、玉島地区が104.3%であるのに対し、児島地区では90.6%となっています。

○ 公立幼稚園の施設には余裕。

平成26年度の定員充足率は、47.3%と、平成18年度から4.3ポイントの減少となっています。

★ アンケート調査結果から……

「現在の平日の定期的な教育・保育事業の利用内容」は、「認可保育所」が61.3%、「幼稚園」が31.0%、「事業所内保育施設」が5.5%、「幼稚園の預かり保育」が3.4%などとなっています。

また、地域別の幼稚園・保育所の利用について、倉敷、水島地区を仮にバランス利用型というとするれば、児島地区で保育所利用型、玉島地区で幼稚園利用型の傾向があります。

- 今後、児童数がさらに減少する。
- 児島、水島地区で減少が大きい。

0～11歳人口を平成36年推計値と平成25年実績値と比較すると、児島地区で18.6%、水島地区で18.0%の減少、倉敷市全体では10.5%の減少の見込みとなっています。

- 倉敷地区中心に保育所児童数が増加、児島地区の保育所では定員割れが生じている。
- 保育所増設などで定員増を図るも、それに伴い保育需要も増大している。

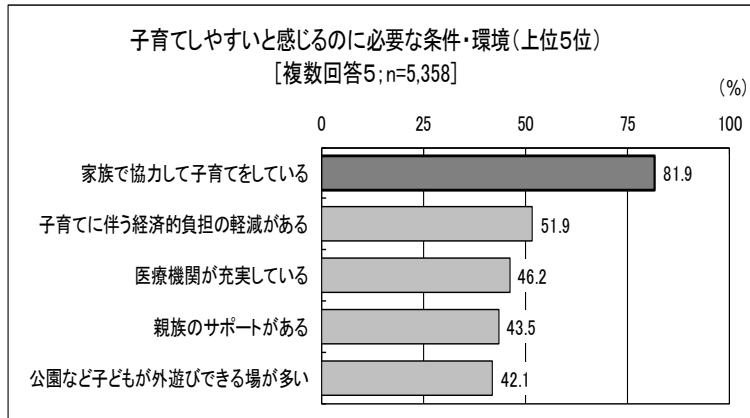
平成26年度と平成18年度間の保育児童数の増減率は、倉敷地区で13.1%、玉島地区で6.6%、水島地区で1.7%の増加、児島地区で6.9%の減少、市全体で5.5%の増加となっています。

- 公立幼稚園の園児数が減少している。

平成26年度と平成18年度間の園児数の増減率は、公立で15.7%の減少、私立で3.8%の増加、市全体で8.0%の減少となっています。

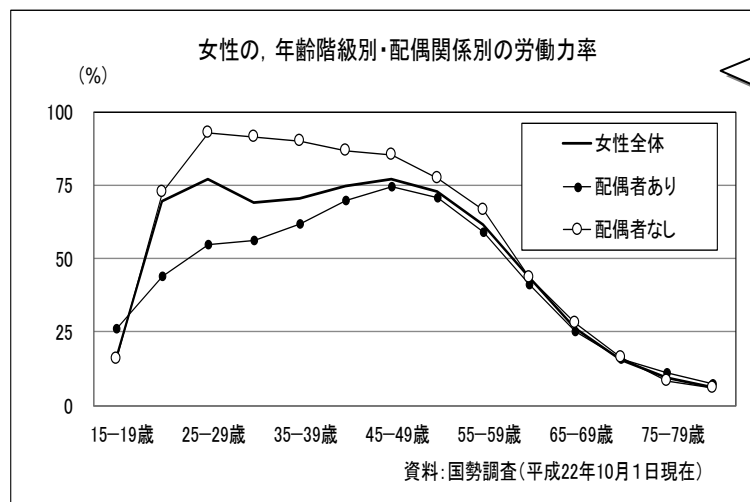
- 今後の児童数減少が確実視される中で、目の前の保育需要に即応した供給量を保育所や認定こども園の新設、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の設置のみによって確保することは、将来、供給過剰の状況を招く恐れがあります。
- 各種子育て支援サービス等を有効に活用することで、保育所機能を補完し、総合的に保育需要を受け止めていくことが望めます。
- 総合的なサービスにより多様化している保育需要に対応することで、保育所が本来の担うべき役割に集中できる効果も期待できます。
- 公立幼稚園の施設には余裕があること、また、幼稚園の預かり保育のニーズがあることから、公立幼稚園における3歳児保育、預かり保育の拡大などについても検討が必要です。
- 地域間での需給バランスの差がさらに拡大すると見込まれるため、教育・保育提供区域と各区域でのライフスタイルの傾向と需要特性を踏まえて、幼稚園・保育所・認定こども園の適正配置を計画する必要があります。

⑤ 「家族みんなで子育て」を支える地域社会づくりが必要です。



★ アンケート調査結果から……

「子育てしやすい」と感じるために必要な条件・環境について、「家族で協力して子育てをしている」が最も多く 81.9%となっています。



● いわゆる、女性の就労についての“M字カーブ”の状況があり、出産・育児に伴って、女性の就労が大きく制約されている状況がうかがえます。

・ 労働力率とは、15歳以上の人口に占める、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものの比率。

★ 子育て cafe での声から……

● サロンやイベント等の活動内容は充実しているが、父親がその輪の中に入ることは難しい。「親」＝「母」ではなく、父(育メン)でも自由に参加できる場としたい。

- 働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランスを自ら選び取ることができる社会づくりをいっそう進めていく必要があります。
- 家族の喜びである子育てに、家族で協力して取り組みやすくなるよう、情報提供や学びの機会等を充実させることが望まれます。

⑥ 地域子育て支援拠点等の相談機能の充実と利用の拡大が必要です。

★ アンケート調査結果から……

「核家族世帯」が 77.7%、「3 世代世帯」が 16.1%などとなっているほか、祖父母の「近居」は 54.2%となっています。なお、児島、玉島地区で、倉敷、水島地区より「3 世代世帯」が多くなっています。

幼稚園・保育所を利用していない人の地域子育て支援事業の利用状況は、「『子育て広場』『子育てサロン』『親子クラブ』『私立幼稚園の広場』」などを利用している」が 31.3%、「地域子育て支援拠点を利用している」が 27.1%、また、「利用していない」が 54.0%となっています。

今後の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」が 27.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 20.1%などとなっています。

★ 現場の声から……

- こんにちは赤ちゃん訪問での案内を契機に来る人が多いが「もっと前から来たかった」という声も聞く。

- 不登校者や高校中退者がボランティアなどで参加することで社会と繋がる場にもなった。

- 地域の誰もがさまざまな形で参加できる場となるなど、つどいの広場と地域のより一層のつながりが重要。

- 子育て広場は、申込不要・無料で参加しやすい。多様な人材が知識・スキルや経験を活かして活動している。

地域と協調し、子育て支援の場を地域みんなの居場所に。

遊びと子育て交流の場に、多様な地域人材を生かす。

○ 子育てを孤立させない力を、地域に。

地域子育て支援拠点等を利用していない人が多くなっていますが、利用している人には、もっと早くからの利用の希望があるといった状況となっています。

- 地域子育て支援拠点が、相談支援の機能強化・充実を進めることで、新制度における「利用者支援機能」を担い、また、親へのエンパワーメント（本人に内在する力を引き出すこと）を図ることが求められます。
- 地域子育て支援拠点は、子ども相談センターの地域拠点機能を担い、「生活場面での相談支援」「専門相談へのつなぎ」「生活のしづらさのある家庭に対する継続的な見守りと地域との関係の取り結び」など、倉敷市の子どもと子育てに係るソーシャルワークの最前線となっていくことが期待されます。
- 昼間家庭にいる親子など、地域子育て支援拠点等の利用が見込まれる層の約半数に利用・利用意向がない結果となっています。このなかには、真に支援が必要な親子が含まれる可能性があります。
- 事業の周知に努めるとともに、初めて利用する人が来やすいように、近所の人が誘い合うなど、支援が必要な人を、地域子育て支援センターやつどいの広場、親子クラブといった子育て支援の場につないでいけるよう、地域の力の広がりをつくっていくことなどが求められます。

⑦ 対話に根ざした、更なる支援者ネットワークの充実が必要です。

⑧ 次世代に広がり継続する子育てボランティアを養成する必要があります。

★ 現場の声から……

- 地域子育て支援拠点にある資源を地域の方に活用してもらえるようにしていきたい。保育からのソーシャルワークができ、地域で困難事例を支えられるようになるといい。
- 保健師を窓口に、医療や児童家庭支援センターとの連携のもとで、産じょく期ヘルパー、在宅一時保育、生活保護、難病・子どもの難病への出前対応など、さまざまな制度・サービスにつなげているケースもある。

★ 子育て cafe での声から……

- 支援団体間の連携がまだ弱い。児童館・子育てサロン・子育て広場など、相互の連携が大切。
- 子育てサロン・広場・児童館等の事をお母さん達に知らせる口コミ・PRが大切だと思う。

○ 児童館・児童センターは、それぞれの特徴を生かして、地域の子育て支援の核施設に。
各館それぞれの特徴を生かしながら、継続して、地域の多様な子育て支援資源を取り結んでいく中心となっていくことが求められます。

- 各地区で、地域性や施設・事業の特性を生かした多様な子育て支援連携も進んでいますが、**更なる連携強化**に向けた取り組みが求められます。
- 各地区での「子育て cafe」といった対話の機会なども通じて、支援者同士のネットワークを充実させていく必要があります。
- 児童館・児童センターは、地域に根ざした活動との連携のもとで、利用する子どもの幼少期から青年期まで途切れることのない居場所となるよう、持続的な活動展開が望まれます。
- 児童館・児童センターは、地元団体など従来の支援者だけでなく、一定の年齢に達した利用児童や、子育てボランティアといった担い手など、地域ぐるみの子ども・子育て支援の広がりを将来にわたってつくっていくことが望まれます。
- 児童館・児童センターは、地域子育て支援拠点、親子クラブ、子育てサロン等、多様な地域の取り組みを柔軟にサポートする子育てボランティア活動の核施設となることが期待されます。

⑨ 放課後児童クラブの運営力向上が求められます。

● 需要のピークが迫る。

放課後児童クラブの利用は着実に増加してきており、就学前教育・保育の需要がピークといえる現在の状況が、5～10年後に放課後児童クラブの需要のピークとなって顕われてくることが予想されます。

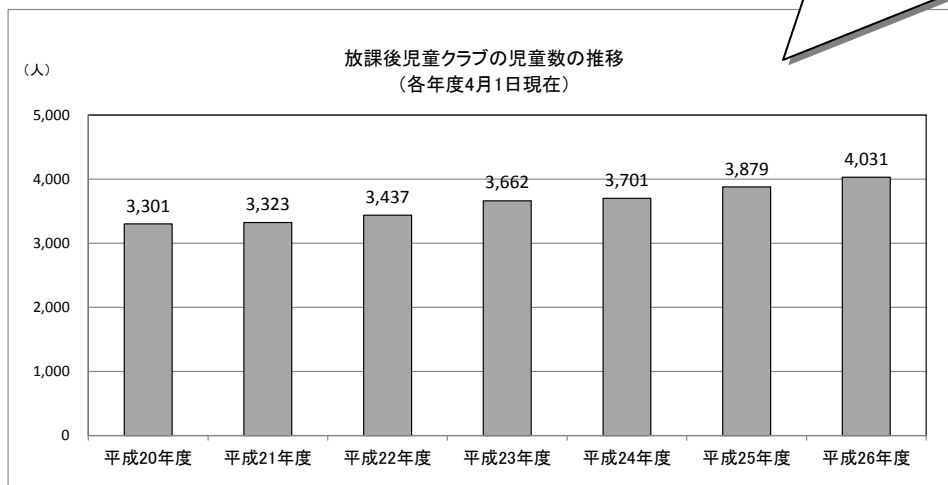
● 指導員の資格化。

国から指導員の資格化の方向性が示される予定であり、指導員の資格化の内容によっては、指導員を辞める人が出てくる可能性もあります。

★ アンケート調査結果から……

母親がフルタイムで就労している場合の放課後児童クラブの利用意向は、低学年時が64.4%、高学年時が30.1%となっています。

- 保留児の発生とクラブの増設との、いわゆる“いたちごっこ”の状況が続いています。
- 放課後子ども教室とともに、放課後や週末等の居場所づくりに努めています。
- 障がいのある子どもの受け入れについては、障がい児対応専門研修等を実施し、放課後指導員の専門性を高めています。

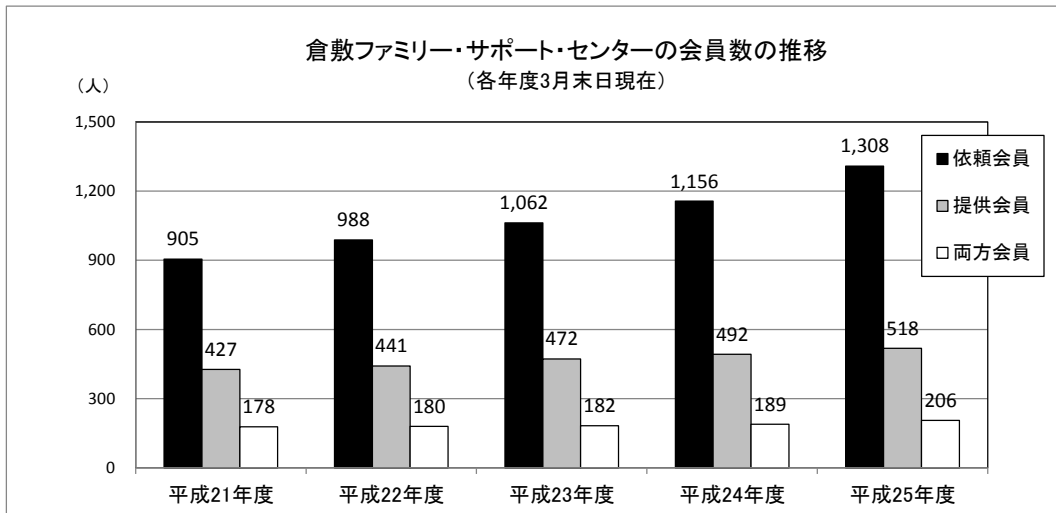


○ 放課後児童クラブの質と運営の更なる向上を。

利用者ニーズに応じて、指導員の質・数を確保することは、児童クラブの喫緊の課題となっています。また、一部の児童クラブでは、運営の大規模化が進み、また、児童クラブへの要望も多く、児童の安全安心やより円滑な運営が求められているため、施設整備や専門家による研修会等を計画的に実施することが必要となっています。

- 指導員の安定確保と質の向上のための支援を図ることや、また、各クラブの運営力を高めるため、施設整備や専門家による研修会など計画的に実施することが求められます。

⑩ 倉敷ファミリー・サポート・センターの活動の充実が必要です。



○ 提供会員の増加と多様化するニーズへの対応を。

依頼会員（子育ての援助をしてほしい人）から提供会員（子育ての援助をしたい人）になってもらいやすい仕組みの充実に余地があります。また、夕方になると赤ちゃんが泣く「たそがれ泣き」の預かりや、病児・病後児保育の送り迎え、学校夏期休業期間中の放課後児童クラブへの朝の送り、支援学校のバス停までの送りといったニーズが多くなっています。

★ 現場の声から……

- 支援学校への送りなどは、子どもや家族の状態も個別的で専門的内容も含むため、ファミリー・サポート事業で対応するには重い。

- 依頼会員の退会時に、提供会員になってもらえるよう案内を行うことで、提供会員の増加を図るとともに、広報等により認知を高めるなど、利用促進を図ることが求められます。

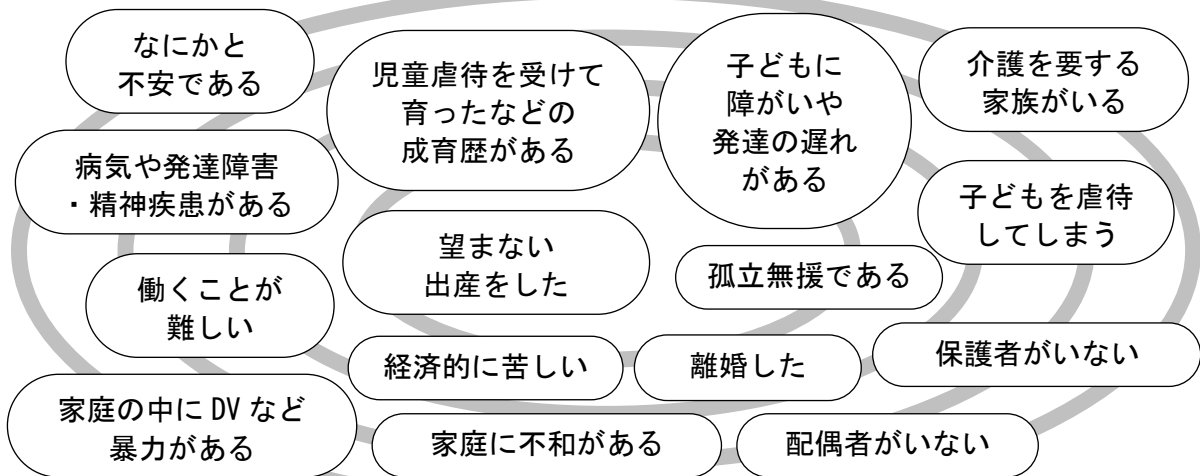
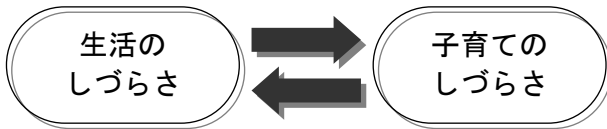
⑪ 生活のしづらさがある家庭に対する相談支援の充実が必要です。

○ 多職種協働のもとで、継続性のあるエンパワーメント型の支援を。

生活のしづらさと子育てのしづらさの、多様で複雑な交互作用に対して、多様な専門的支援の連携が重要です。また、エンパワーメントを基本とした、家庭と子どもの成長・発展に寄り添う、継続的で切れ目のない対応が求められます。

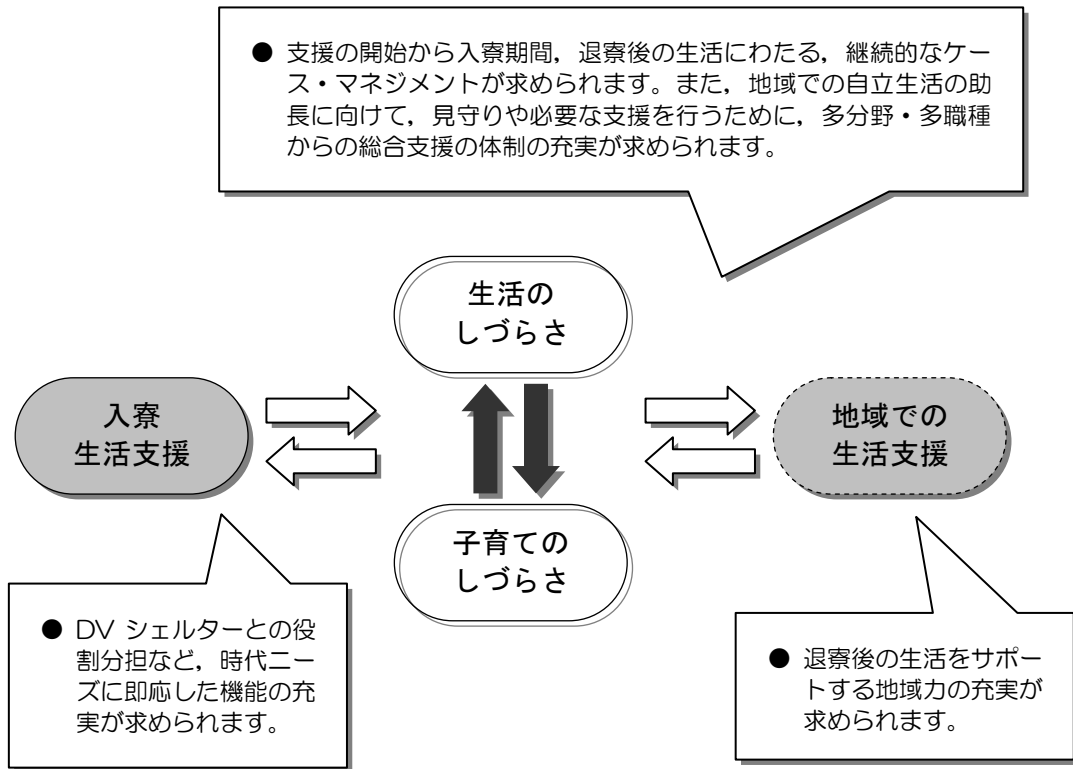
★ 現場の声から……

- 世帯が抱える事情も、住居困難、就労、経済困窮、離婚等といったもののみならず、何らかの障がい等により家庭生活及び社会生活に支障をきたしている、子育てへの不安、心身の健康問題や家族をはじめとする対人関係等、ひとつの世帯が抱える事情は多岐に渡りいくつも重なっている場合がほとんどである。



- 生活のしづらさがある家庭に対して行う子ども・子育てへの支援については、多職種協働と関連諸機関・支援者・地域のネットワークのもとで、切れ目のない見守りとエンパワーメントを基本とした総合的な対応が重要です。
- 「地域子育て支援拠点等の相談機能」、また、「若者」「ひとり親」などを対象とした相談機能の充実と併せて、総合的かつ体系的な相談・支援機能の整備が求められます。
- また、実践されるソーシャルワークの水準・対応力の確保と向上のため、種々の研修等を通じて、支援者間の“顔の見える関係”を保つことの重視が望まれます。

⑫ 母子生活支援施設退寮後の生活サポートができる地域づくりが求められます。



★ 現場の声から……

- 自立へのシフトを支援する施設だが、入寮期間は、原則1年間となっている。入寮者とともに策定する自立支援計画に沿って支援を行うが、入寮初期、中期、後期の段階のなかで、生活の安定から退寮への切り替えとなる中期から後期への移行が難しいことが多い。

- 複合的な問題に根ざした生活課題に対して、入寮生活を通じた自立助長の支援を行っていますが、入寮期間は限られています。退寮以降の生活の安定が確保されるためには、その生活の場となる地域においても、段階的な生活サポートが望まれます。
- 寮を利用した世帯の子どもについて、その成長に即応した、地域の子育て支援ネットワークによる、ゆるやかな見守りといった支援の充実が求められます。

⑬ 地域ごとでの、児童虐待への理解と対応力の充実が求められます。

★ アンケート調査結果から……

虐待を見聞きした経験について、「虐待かどうか分からないが、おかしいなと思ったことがある」が13.8%、「ある」が5.1%となっています。

「虐待かどうか分からないが、おかしいなと思ったことがある」「ある」について、水島、児島地区で、また、「ひとり親世帯」で多くなっています。

「虐待を見聞きした経験」がある人の対応は、「知り合いの人たちで相談し合った」が35.4%、「特に何もしていない」が49.5%などとなっています。

虐待行為の認識について、「しそうなったことがある」が27.9%、「したことがある」が8.2%となっているほか、「わからない」が15.3%となっています。

虐待行為の認識が「ない」において、居住地における子育ての環境や支援の満足度が高く、また、母親の就労の状況が「パート・アルバイト」の場合に虐待行為の認識で「したことがある」が多くなっています。

○ 市民の児童虐待に対する認知度が高まりつつある。

全国的に虐待に関する報道が多くあり、市民の意識が高まってきたことや、平成22年度に子ども相談センターが設置されたこともあり、年々増加傾向にあります。ただ、平成25年度は、保健所や学校などほとんどの通告先からの相談が減少し、相談件数が減っています。これまでの支援の効果の表れとも考えられますが、この1年で結論を出すことはできないので、今後の状況を見る必要があります。

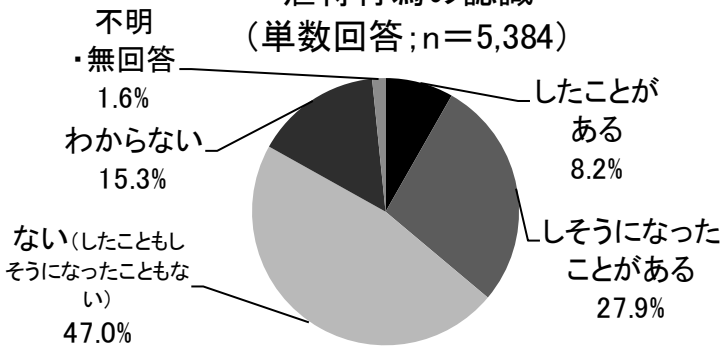
市子ども相談センターへの相談経路は、「市」の保健・福祉部門からが最も多く45.9%、次いで「幼稚園・学校」が14.0%、「保育所など児童福祉施設」「家族・親戚」が9.0%などとなっています。

○ 平成25年度の新規相談件数は279件、ネグレクトが6割弱を占める。

相談内容を種別みると「ネグレクト（養育放棄）」が最も多く58.4%となっています。

主たる虐待者は、実母によるものが最も多く78.1%、次いで実父が18.6%、その他（継父や継母など）が3.2%となっています。

虐待行為の認識
(単数回答; n=5,384)



- 児童虐待に関する相談件数は増加していますが、児童虐待を見聞きしても、なかなか対応する行動が取りにくい実態があるため、地域住民に通告を判断できる力をかん養する視点からの知識普及と意識啓発の充実が望まれます。
- “孤育て”（孤立した子育て）を少しでもなくし、地域力で児童虐待を未然に防ぐ面を重視して、地域住民の間に、“他人事”ではないことの意識、児童虐待の兆候に気づく力、孤立した子育て家庭を地域での子育て交流の輪などへつなぐ力などを強めていくことが望まれます。
- 虐待行為の認識が「ない」人で、「居住地における子育ての環境や支援の満足度」が高くなっています。身近な子育て環境の満足度を高めることが、虐待予防に結びついていることに留意する必要があります。

⑭ 性と出産、身近な暴力等についての、若者啓発と相談対応の充実が求められます。

⑮ ひとり親家庭が子育てと生活に困らない制度、相談援助の充実が求められます。

○ 離婚率は横ばい、母子世帯が増加。

離婚件数は平成22年まで増加傾向にありましたが、その後減少傾向にあり、平成24年は888件となっています。

母子世帯数は増加しており、平成22年は3,044世帯となっています。このうち、6歳未満の子がいる世帯は604世帯となっています。

父子世帯は350世帯前後で推移しており、平成22年は343世帯、このうち、6歳未満の子がいる世帯は24世帯となっています。

一定数の離婚があり、とりわけ母子世帯の増加が顕著となっていますが、この傾向は、今後とも継続することが見込まれます。

○ 経済的困窮が「中学校」で拡大。

平成25年度の就学援助は、4,613人、認定率が11.07%、支給額は約3.7億円となっています。認定率は平成21年度に11%を超え、ここ数年は横ばいで推移しています。小中学校別にみると、小学校に子どもを通わせている世帯では横ばいで推移していますが、中学校は増加傾向にあります。

★ アンケート調査結果から……

「子育てしやすい」と感じるために必要な条件・環境について、ひとり親世帯において、「保育所等の保育サービスが充実している」「子育てに伴う経済的負担の軽減がある」が多くなっています。また、居住地における子育ての環境や支援の満足度について、ひとり親家庭で満足度が低くなっていました。

★ 現場の声から……

- 子どもの養育に対する考え方の相違が離婚につながる要因になっているケースがあり、また、未婚・若年の相談者が増加している。
- 「働きたいが、子どもを預けられる場所がないため働けない」という声を聞く。支援施策によっては、その支援を必要としているひとり親家庭に知られていないものもある。
- ひとり親世帯よりも、何らかの事情により、離婚を望んでいても離婚できていない世帯が増えている。同じ悩みを抱える人たちが集まって、気軽におしゃべりのできる場所があってもよいと思う。

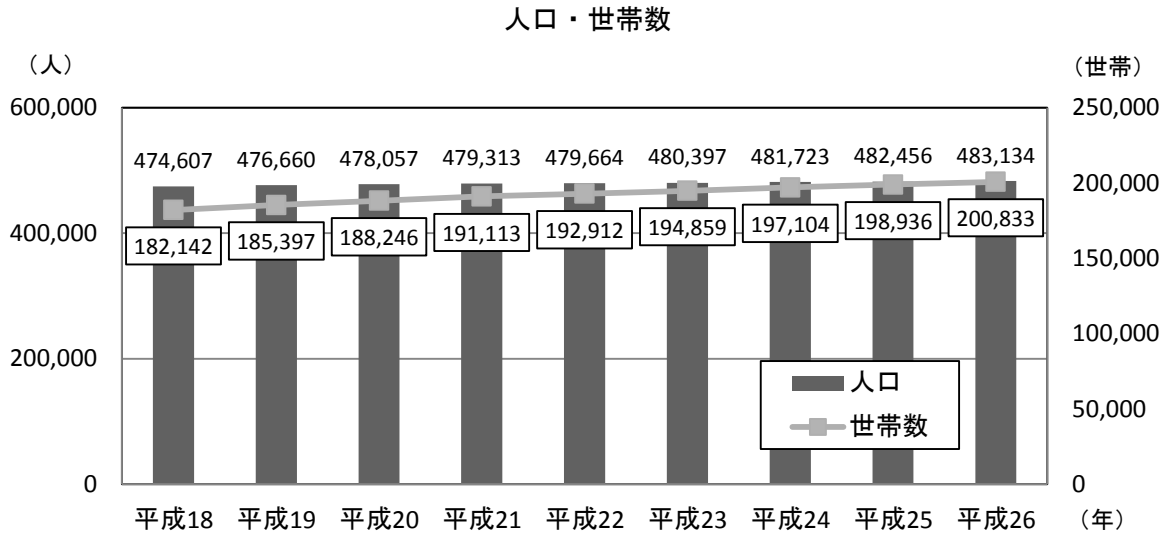
- 性と出産・育児、児童虐待やDVなどに関する知識普及と意識啓発を、小中高生、大学生等に対して、世代にふさわしい内容で充実させる必要があります。また、若者が安心して気軽に相談できる場所も求められます。
- 離婚等が、子育てと生活のしづらさに直結することがないように、ひとり親家庭への就労支援と保育の更なる連携など生活をバックアップする取り組みと、相談援助の強化の両面から、その充実が求められます。

統計等の諸指標

1 人口・世帯

(1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は、平成26年4月1日現在483,134人であり、微増が続いています。また、世帯数も増加しています。

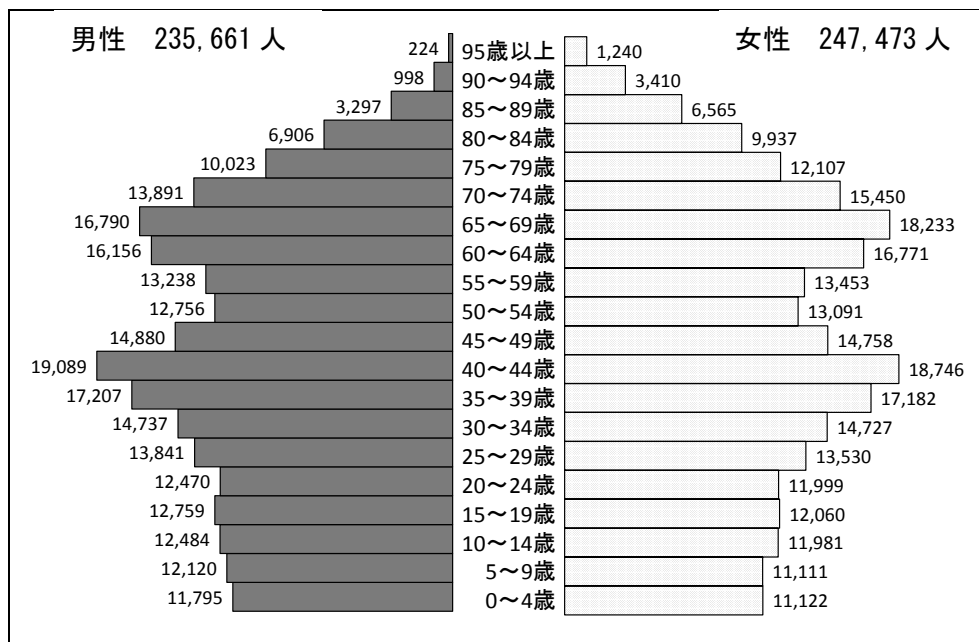


資料：住民基本台帳（各年3月末日）

※ 住民基本台帳の値は、平成24年3月末日以前の値においても外国人を含む。（以下、同じ）

(2) 人口ピラミッド

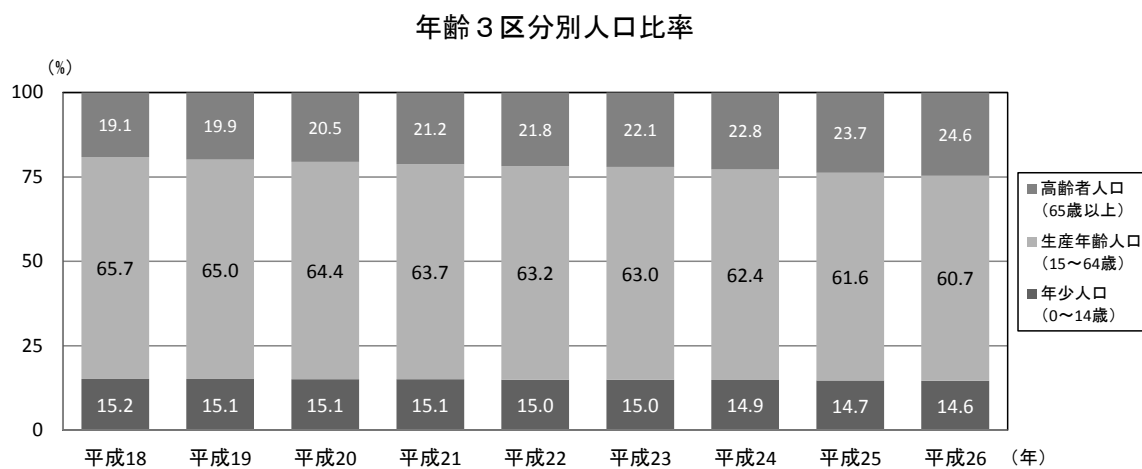
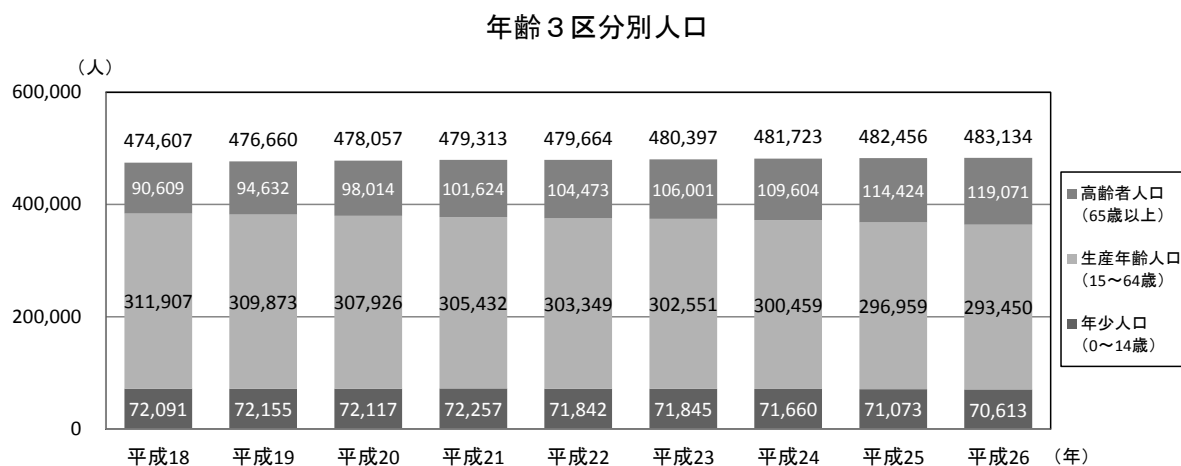
本市の人口構造は、男性が235,661人、女性が247,473人となっています。年齢階級別では、男女ともに「65～69歳」「40～44歳」が多くなっています。



資料：住民基本台帳（平成26年3月末日）

(3) 年齢3区分別人口の推移

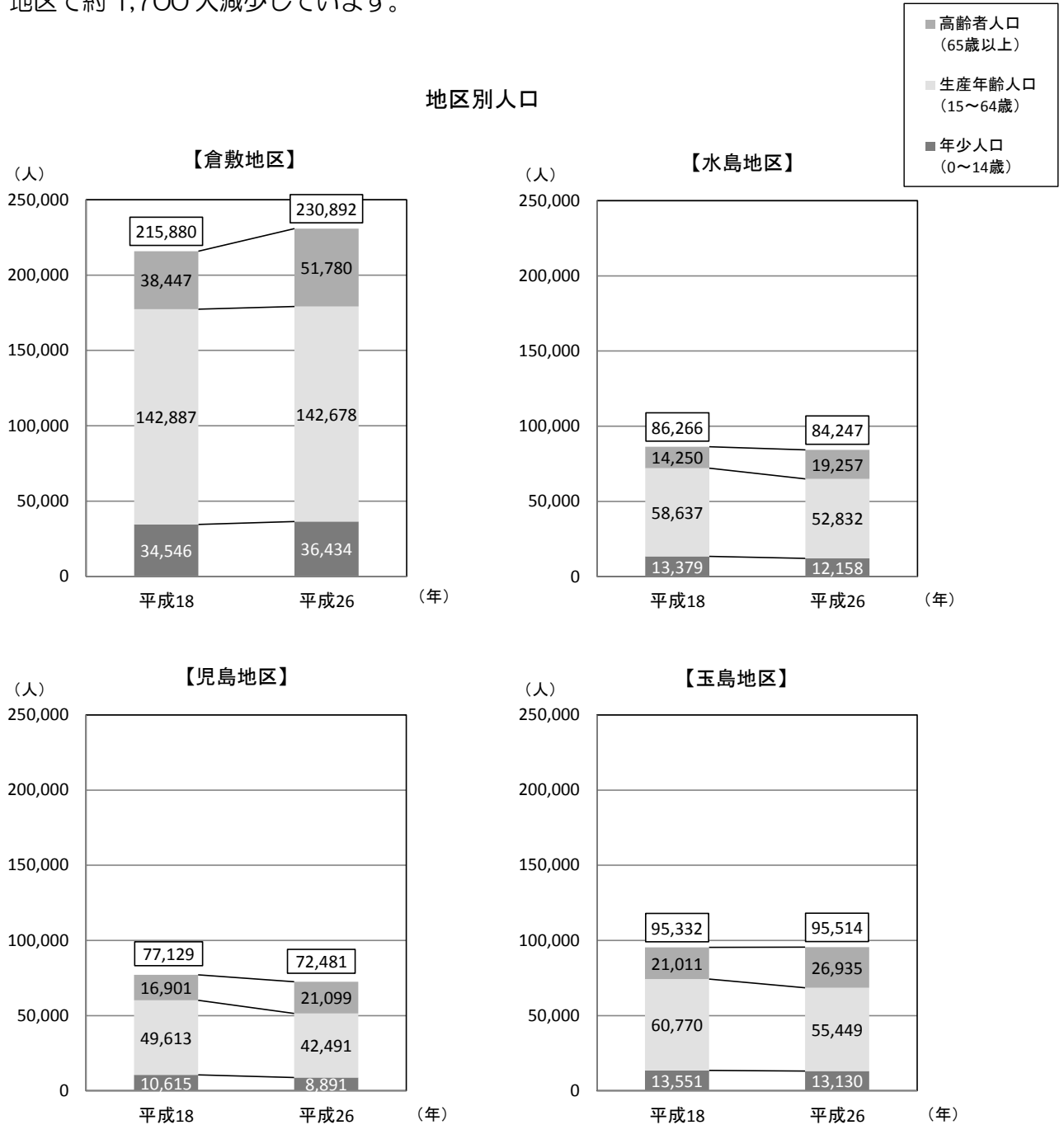
本市の人口は増加傾向にあります。年少人口が減少して高齢者人口が増加しており、着実に少子・高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

(4) 地区別人口の推移

倉敷地区、玉島地区では人口が増加しており、水島地区、児島地区では人口が減少しています。また、年少人口は倉敷地区で約 1,900 人増加し、水島地区で約 1,200 人、児島地区で約 1,700 人減少しています。



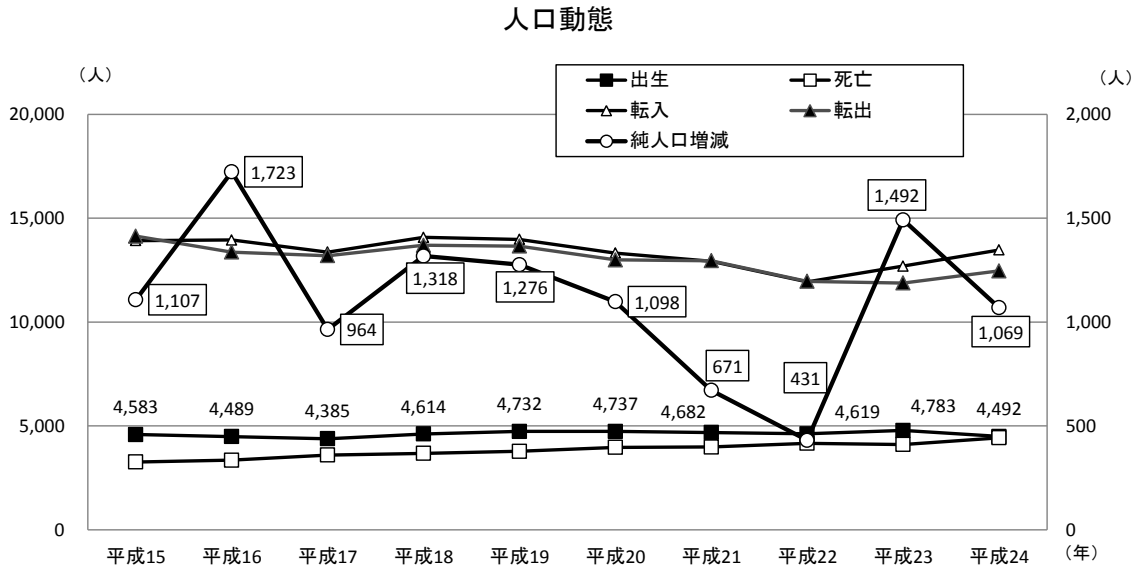
資料：住民基本台帳（各年3月末日）

(5) 人口動態

純人口は 1,000 人程度の増加が続いています。

自然動態についてみると、出生数が死亡数を上回っており、自然増となっています。また出生数は、平成 24 年が 4,492 人と例年よりやや少なくなっていますが、ここ数年は 4,600 人前後で推移しています。

社会動態は、ここ数年は転入が転出を上回っており、社会増となっています。



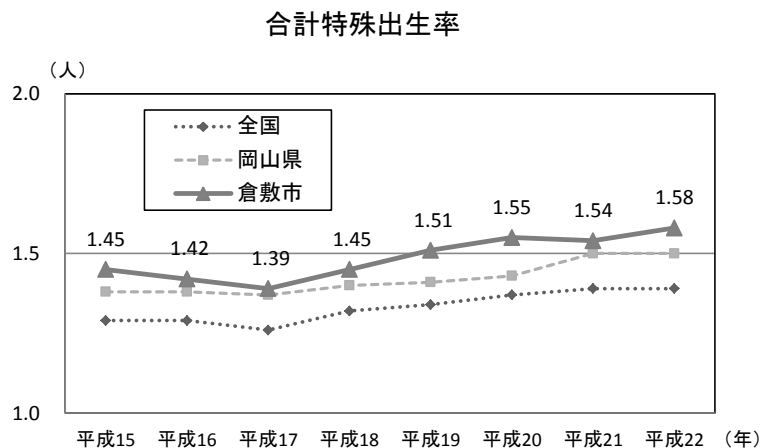
※ 自然動態・婚姻・離婚・死産については、市に届出のあったものを集計

※ 社会動態は住民基本台帳法届出数（住民基本台帳法改正施行日である平成 24 年 7 月 9 日より前は日本人のみ。以後は外国人も含む。）

資料：倉敷市統計書（各年）

(6) 合計特殊出生率の推移

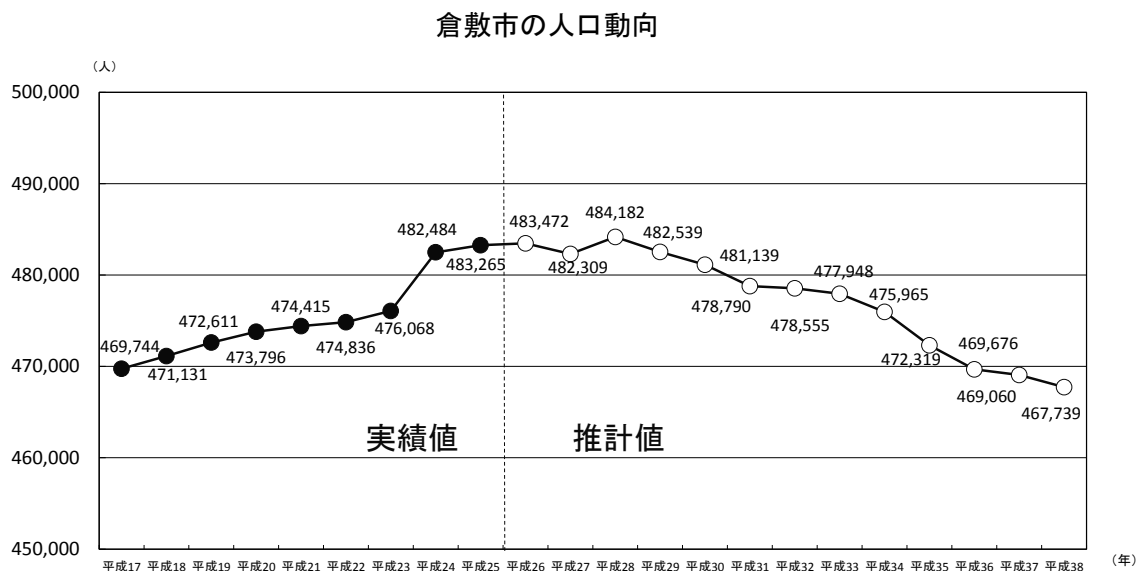
合計特殊出生率は平成 17 年に 1.39 人まで減少しましたが、その後、増加傾向にあり、平成 22 年は 1.58 人となっています。また、国や県に比べやや高くなっています。



資料：岡山県衛生統計年報（各年）

(7) 人口推計

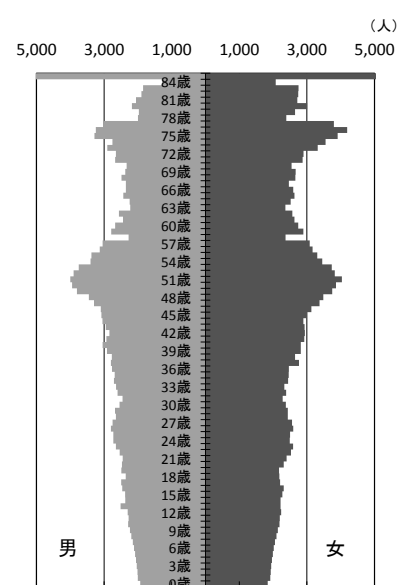
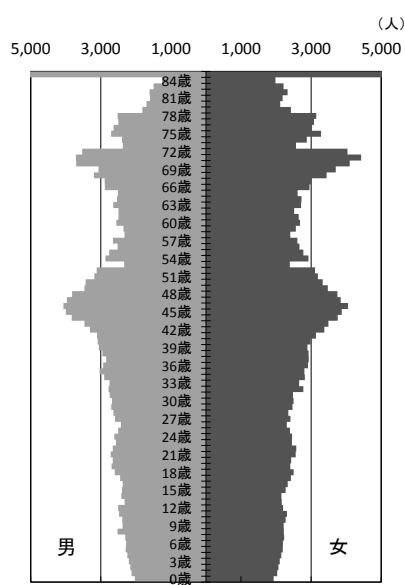
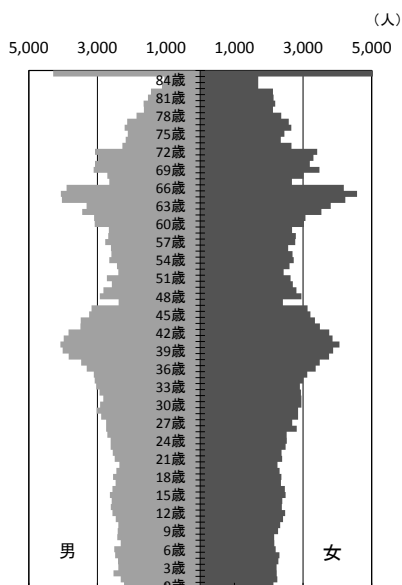
本市の人口はここ数年をピークとして、平成28年以降減少に転じ、平成36年は約46.9万人になると推計されます。



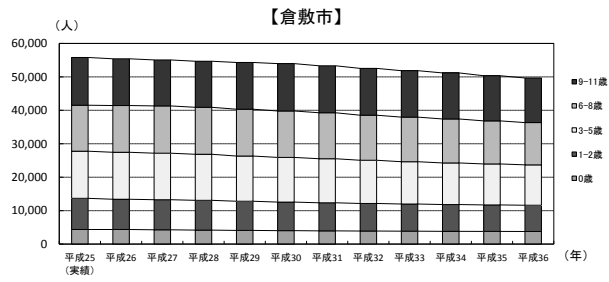
平成25年(2013年)
実績値

平成31年(2019年)
推計値

平成36年(2024年)
推計値

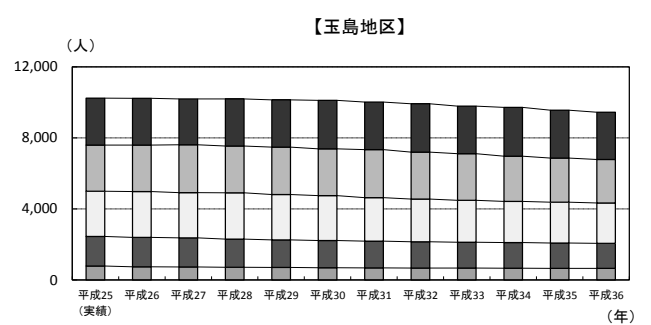
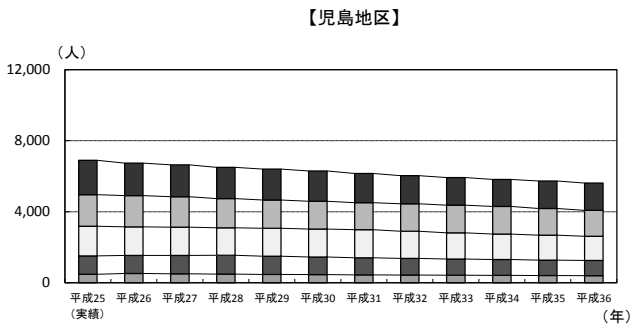
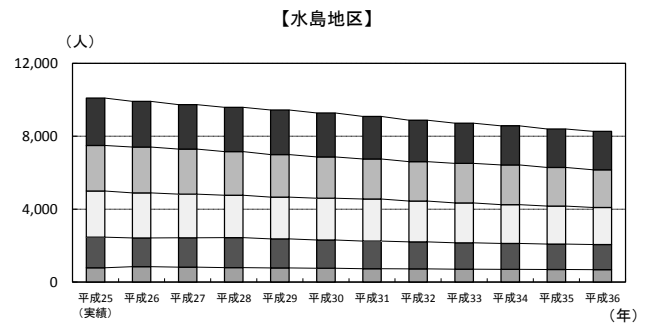
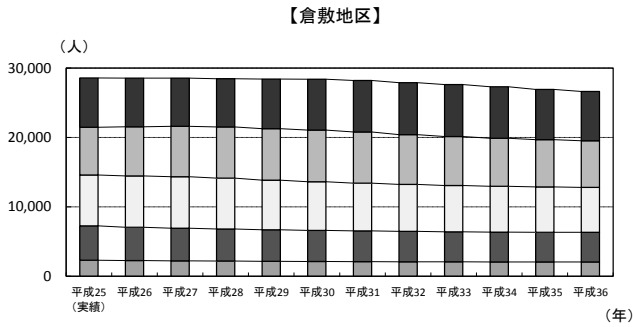


倉敷市の将来児童数の推移



■ 0-11歳人口の予測
(平成25年実績・平成36年推計人口の比較)

	平成25年 (実績値)	平成36年 (推計値)	増減率 (%)
倉敷	28,579	26,630	△6.8
水島	10,090	8,271	△18.0
児島	6,901	5,620	△18.6
玉島	10,238	9,443	△7.8
倉敷市	55,808	49,964	△10.5



※ 人口推計には、平成17～25年の9月末日現在の住民基本台帳人口を用いている。

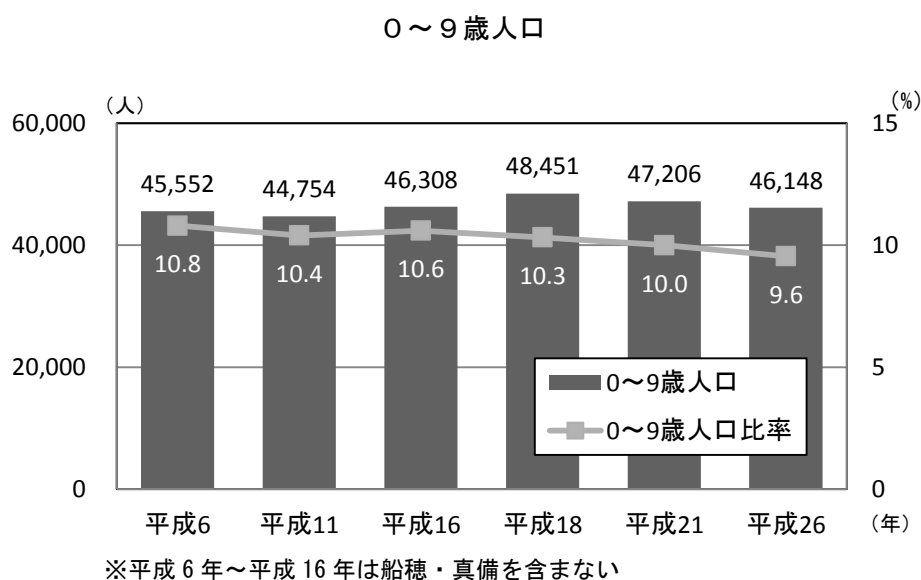
※ コーホート変化率については、各年間の平均値を採用しているが、平成24年値から外国人住民が住民基本台帳に加えられたため、平成23～24年間の変化率を除外している。

※ 推計過程で0歳児実績人口を用いた出生数推計の地域補正を行っているが、これについては、前述の影響が認められなかったため、平成17～25年間の平均値を用いている。

2 少子化

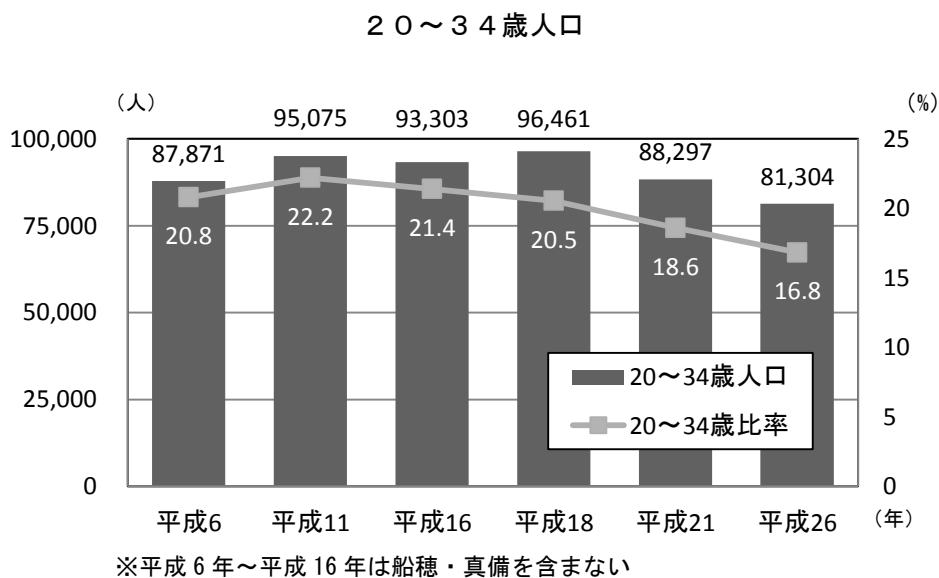
(1) 0～9歳と20～34歳の人口の推移

0～9歳人口は減少傾向にあり、平成26年では46,148人となっています。また、総人口に占める0～9歳人口の比率も減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

20～34歳人口は減少傾向にあり、平成26年では81,304人となっています。また、総人口に占める20～34歳人口の比率も減少しています。



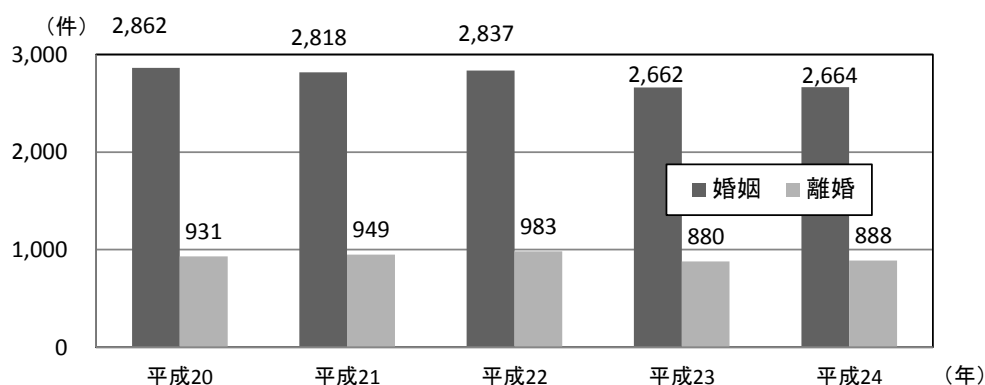
資料：住民基本台帳（各年3月末日）

(2) 婚姻・離婚の推移

婚姻件数は、平成20年から平成22年までは2,800件前後で推移していましたが、平成23年以降は減少し、2,600件前後となっています。

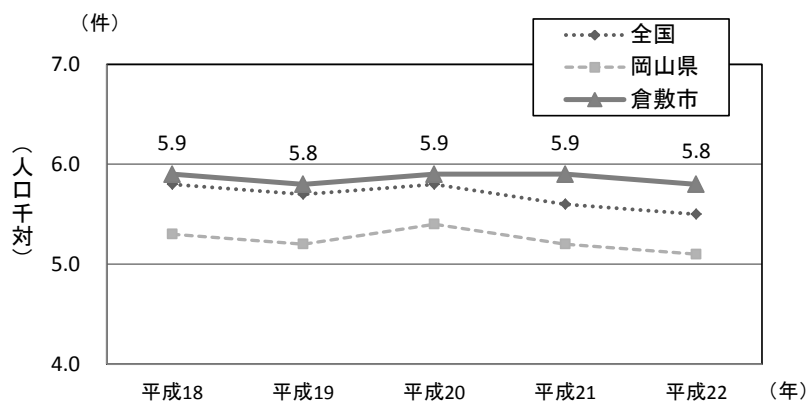
離婚件数は、平成22年まで増加傾向にありましたが、その後減少傾向にあり、平成24年は888件となっています。国・県と比べ、婚姻率、離婚率ともにやや高くなっています。

婚姻・離婚件数



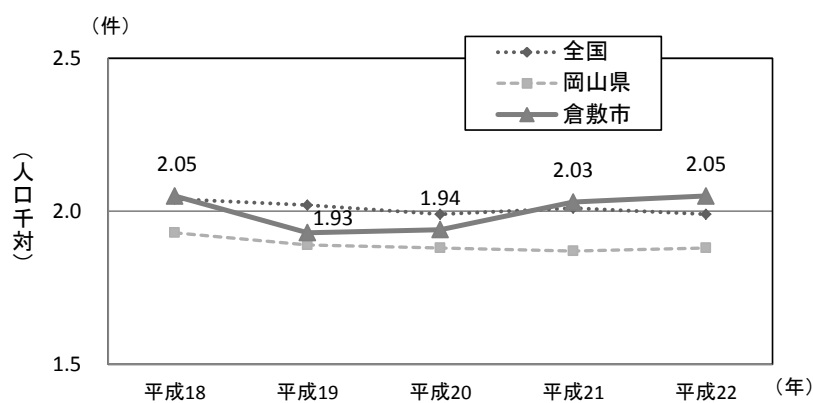
資料：倉敷市統計書（各年）

婚姻率



資料：岡山県衛生統計年報（各年）

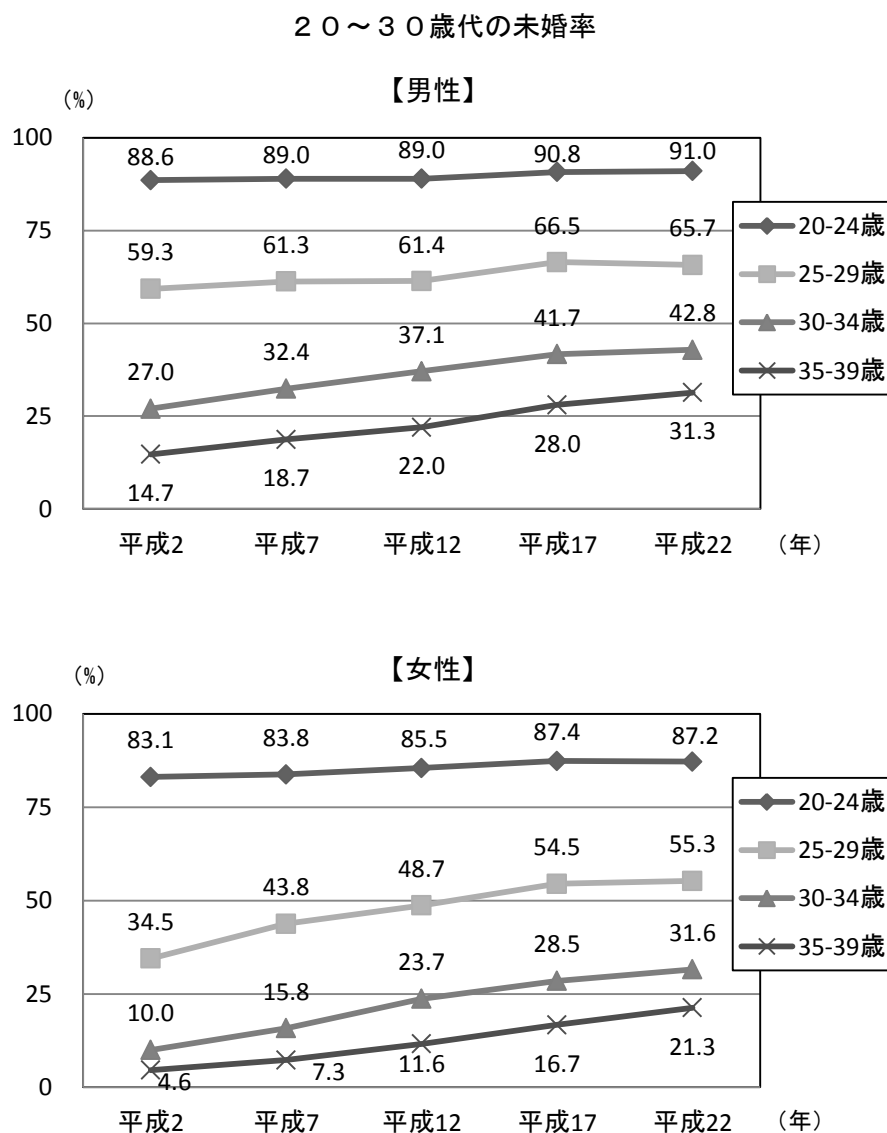
離婚率



資料：岡山県衛生統計年報（各年）

(3) 20～30歳代の未婚率の推移

20～30歳代の未婚率は、男性、女性ともに増加傾向にあります。特に「35～39歳」の未婚率は平成22年に「男性」が31.3%、「女性」が21.3%となっており、20年間で20ポイント程度増加しています。



※平成2年～平成12年には船穂・真備を含まない

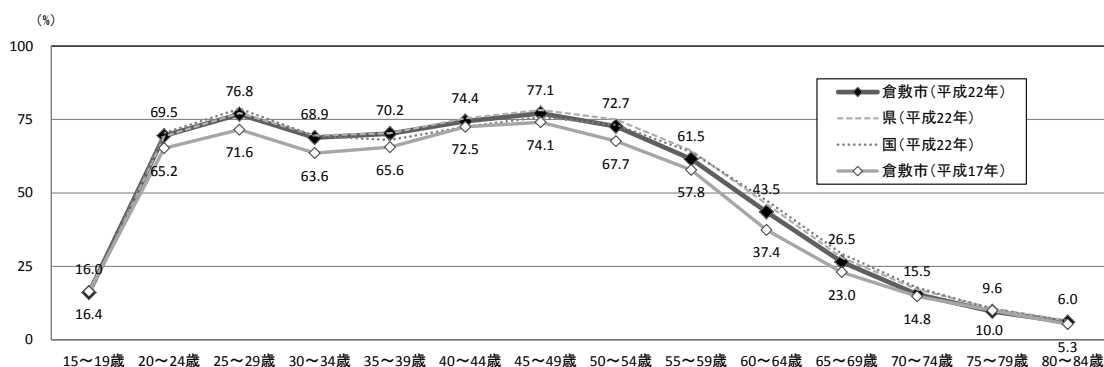
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 女性の就労状況

(1) 女性の労働力人口の推移

女性の5歳階級別の労働力率（15歳以上の人口に占める、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものの比率）は、平成17年と比べると「15～19歳」「75～79歳」を除く各年齢階級で増加しています。特に「25～29歳」「30～34歳」で5ポイント程度増加しており、いわゆるM字型カーブの底が浅くなっています。

女性の年齢階級別 労働力率



※平成17年の値は各歳人口に「労働力状態不詳」を含む

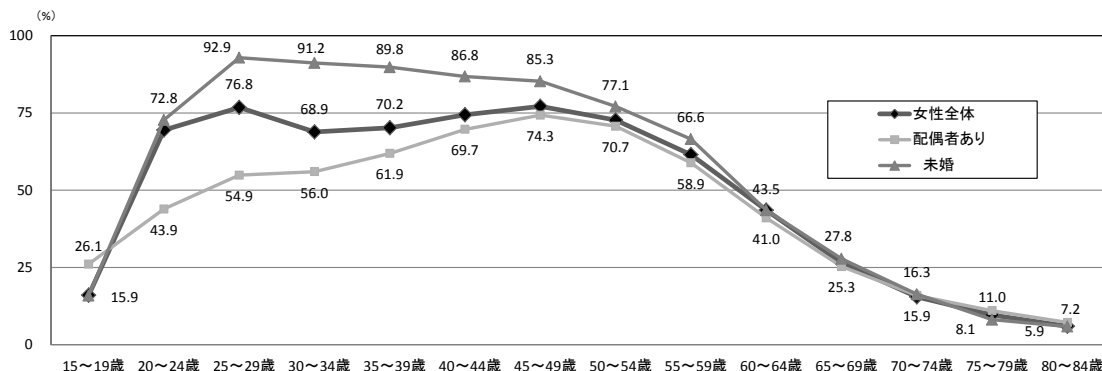
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

女性の年齢階級別 労働力率	年齢階級													
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳
倉敷市(平成22年)	16.0	69.5	76.8	68.9	70.2	74.4	77.1	72.7	61.5	43.5	26.5	15.5	9.6	6.0
県(平成22年)	15.1	69.3	77.2	69.6	70.3	75.4	78.2	75.0	64.5	46.3	28.0	17.1	10.7	6.5
国(平成22年)	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	29.2	17.7	10.5	6.3
倉敷市(平成17年)	16.4	65.2	71.6	63.6	65.6	72.5	74.1	67.7	57.8	37.4	23.0	14.8	10.0	5.3

(2) 年齢別・配偶関係別有業率の推移

「配偶者あり」は「女性全体」に比べ有業率が低くなっています。年齢別にみると、特に「25～29歳」「30～34歳」において、「未婚」と「配偶者あり」との間で有業率の差が大きく、結婚や出産、育児等によって就労が大きく左右されていることがうかがえます。

年齢階級別 配偶関係別 労働力率

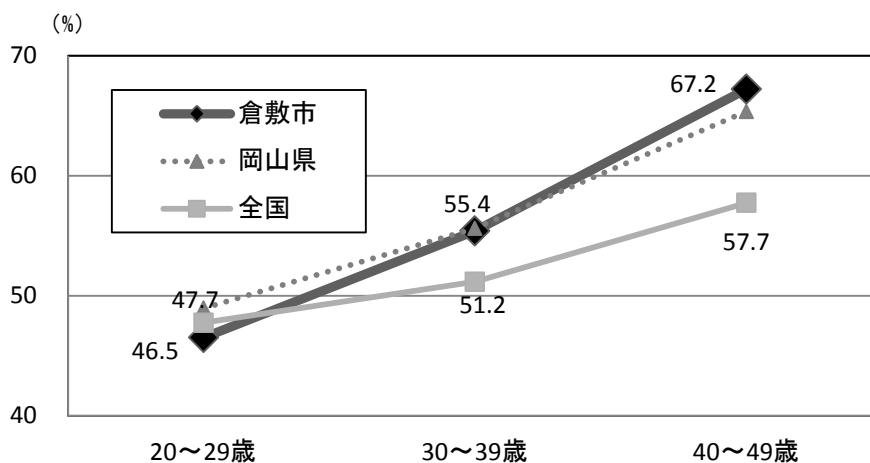


資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

(3) 育児をしている女性の年齢別有業率の推移

育児をしている女性の有業率は年代が高くなるにつれ増加しており、「40～49歳」では67.2%となっています。

育児をしている女性の年齢別有業率



※ 全国の20～29歳の値は25～29歳の値

※ 「育児をしている」とは、未就学児（小学校入学前の幼児）を対象とした育児をいう。なお、1年間に30日以上育児をしている場合を「ふだん育児をしている」とする

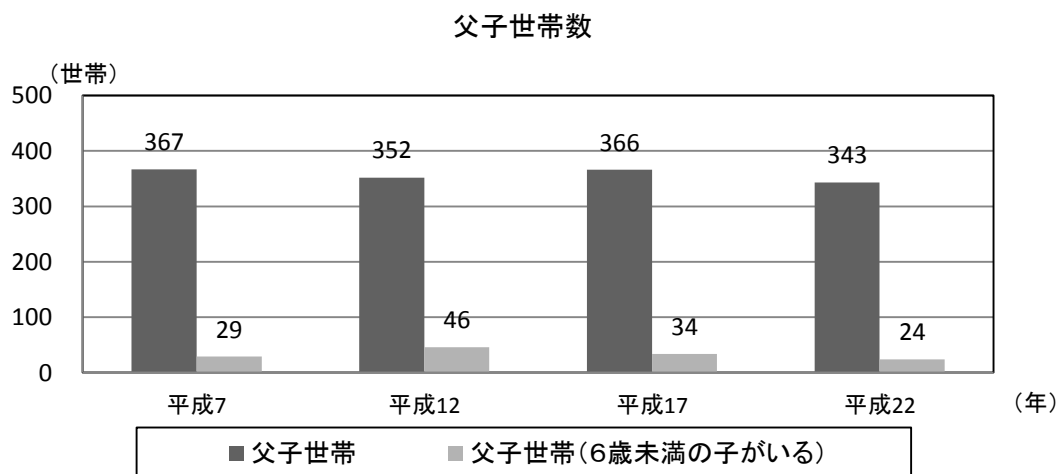
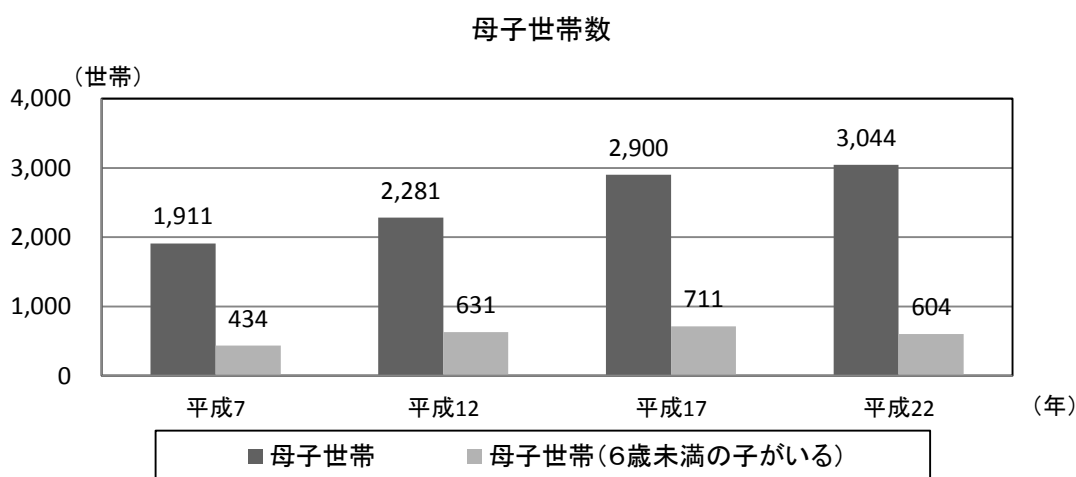
資料：就業構造基本調査（平成24年）

4 社会的養護

(1) ひとり親家庭の推移

母子世帯数は増加しており、平成22年は3,044世帯となっています。このうち、6歳未満の子がいる世帯は604世帯となっています。

父子世帯は350世帯前後で推移しており、平成22年は343世帯、このうち、6歳未満の子がいる世帯は24世帯となっています。



※ 平成7年、平成12年には船穂・真備を含む

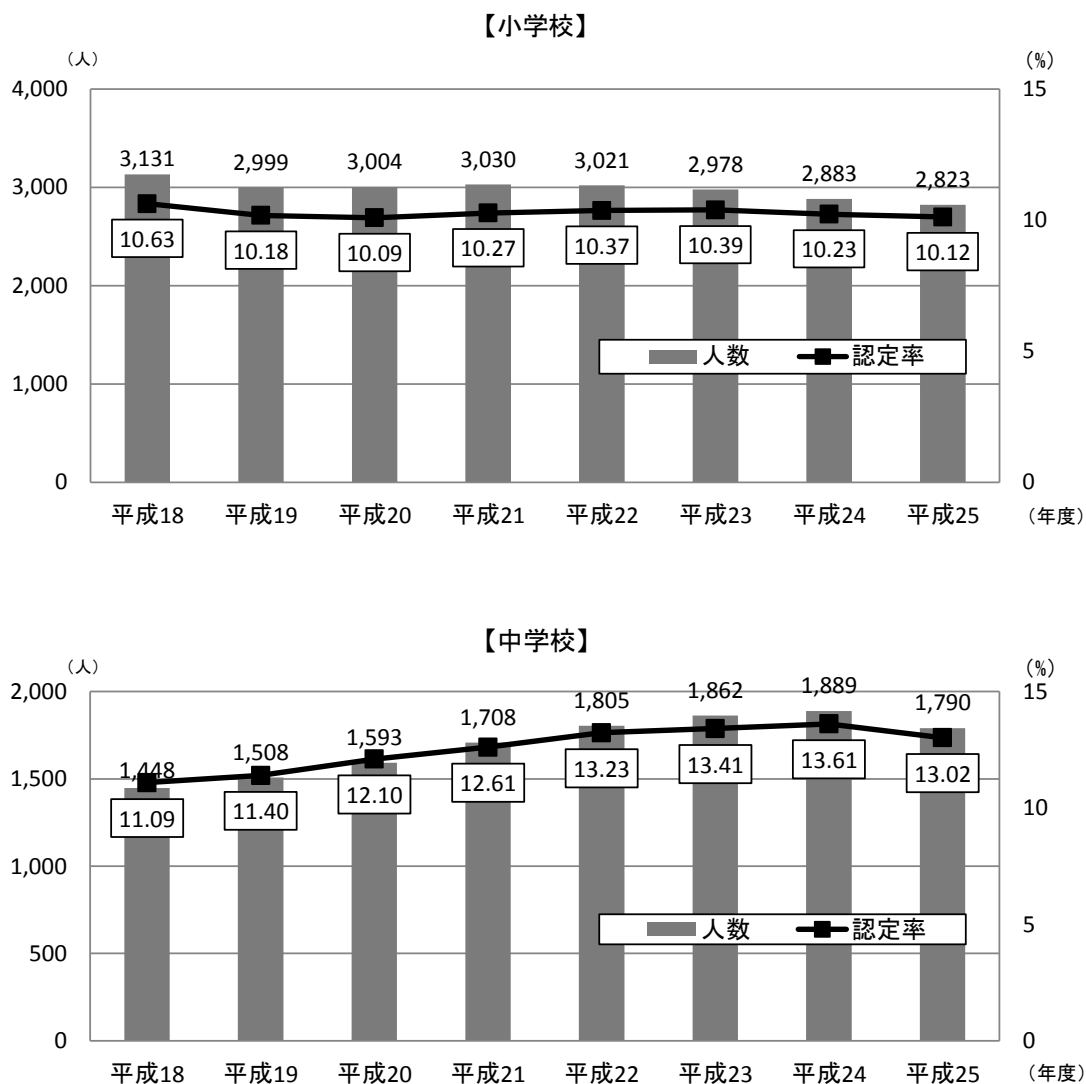
資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

(2) 就学援助の推移

小学校の就学援助は、平成25年度において2,823人、認定率が10.12%、支給総額は約1.9億円となっています。

中学校の就学援助は、平成25年度において1,790人、認定率が13.02%、支給総額は約1.8億円となっており、平成18年と比べると認定率は2ポイントアップしています。

就学援助数と認定率



■就学援助の状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	人数(人)	3,131	2,999	3,004	3,030	3,021	2,978	2,883	2,823
	認定率(%)	10.63	10.18	10.09	10.27	10.37	10.39	10.23	10.12
	支給総額(円)	199,819,550	186,662,727	192,889,912	194,977,026	204,159,972	196,794,025	191,042,650	190,839,354
中学校	人数(人)	1,448	1,508	1,593	1,708	1,805	1,862	1,889	1,790
	認定率(%)	11.09	11.40	12.10	12.61	13.23	13.41	13.61	13.02
	支給総額(円)	140,231,854	143,965,763	152,744,490	167,707,464	180,393,330	182,965,664	191,364,830	181,024,598
全体	人数(人)	4,579	4,507	4,597	4,738	4,826	4,840	4,772	4,613
	認定率(%)	10.77	10.56	10.71	11.00	11.28	11.37	11.34	11.07
	支給総額(円)	340,051,404	330,628,490	345,634,402	362,684,490	384,553,302	379,759,689	382,407,480	371,863,952

資料：倉敷の教育（各年度）

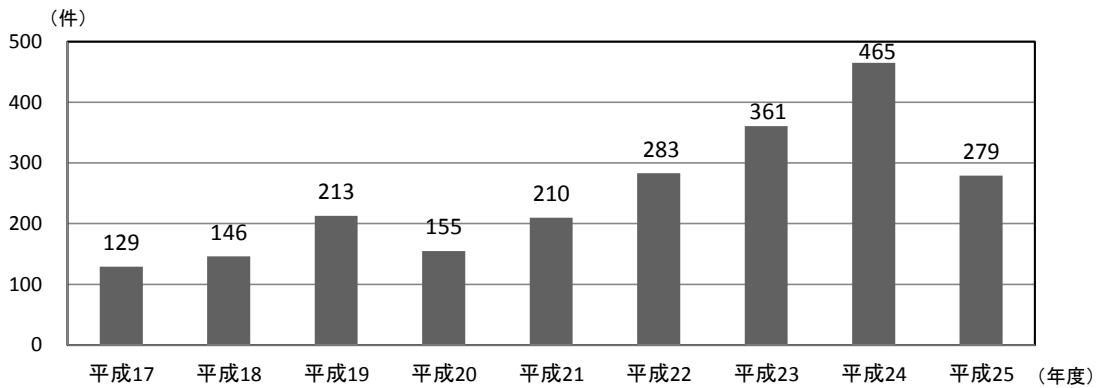
(3) 児童虐待の概況

平成25年度の新規虐待相談件数（倉敷市受付分）は279件となっています。全国的に虐待に関する報道が多くあり、市民の意識が高まってきたことや、平成22年度に子ども相談センターが設置されたこともあり、年々増加傾向にありましたが、平成25年度は減少しました。平成25年度は、保健所や学校等ほとんどの通告先からの相談が減少しており、これまでの支援の効果の表れではないかと考えられますが、この1年度だけで結論を出すことはできません。

市子ども相談センターへの相談経路は、「市」の保健・福祉部門からが最も多く45.9%、次いで「幼稚園・学校」が14.0%、「保育所など児童福祉施設」が9.0%などとなっています。

相談内容を種別にみると「ネグレクト（養育放棄）」が最も多く58.4%となっています。

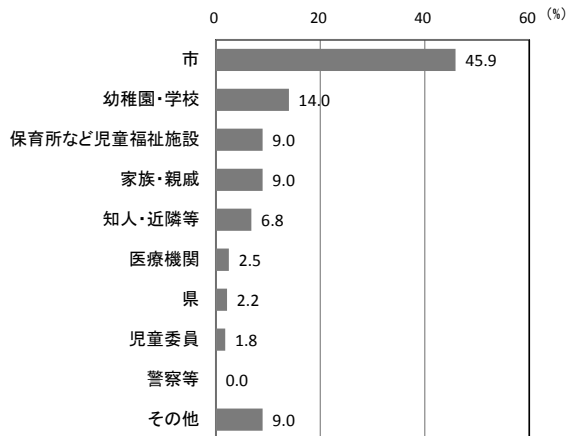
児童虐待の相談件数



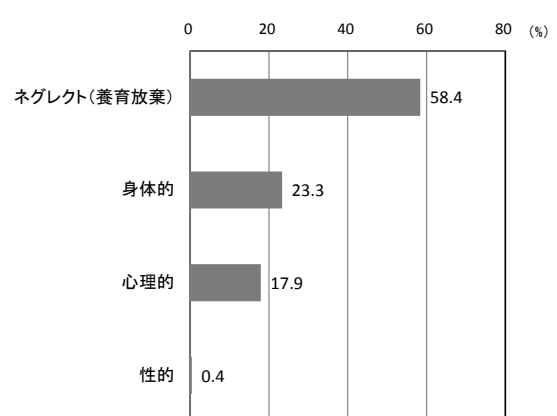
※ 新規分；各年度3月末日現在

資料：子ども相談センター

児童虐待相談経路（平成25年度）
(n=279)



種類別相談件数（平成25年度）
(n=279)



資料：子ども相談センター

5. 保育サービス・幼稚園教育等

(1) 保育所等

地区別保育所入所状況等の概況は以下のとおりです。

ア 地区別保育所入所状況等

■ 平成26年度の地区別保育所入所状況

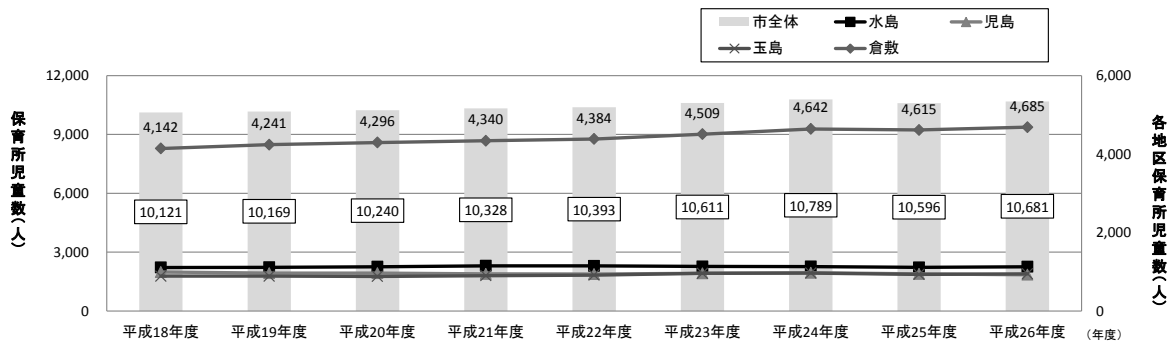
地区	区分	保育所数 (か所)	定員 (人)	0~5歳児人口 (人)	0~5歳児人口 に対する 定員割合(%)	入所児童数	入所率
倉敷	公立	5	1,005	14,440	30.5	1,076	107.1
	民間	25	3,405			3,609	106.0
	計	30	4,410			4,685	106.2
水島	公立	5	570	5,041	44.9	531	93.2
	民間	15	1,695			1,723	101.7
	計	20	2,265			2,254	99.5
児島	公立	8	780	3,158	64.6	629	80.6
	民間	13	1,260			1,220	96.8
	計	21	2,040			1,849	90.6
玉島	公立	4	430	4,987	36.4	421	97.9
	民間	16	1,385			1,472	106.3
	計	20	1,815			1,893	104.3
合計	公立	22	2,785	27,626	38.1	2,657	95.4
	民間	69	7,745			8,024	103.6
	計	91	10,530			10,681	101.4

※ 保育所分園2園は、本園の内数で計上

※ 入所児童数は平成26年度4月1日現在

資料：住民基本台帳(平成26年3月末日現在)、保育・幼稚園課

地区別保育所児童数



■ 地区別保育所児童数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減率(%)
倉敷	4,142	4,241	4,296	4,340	4,384	4,509	4,642	4,615	4,685	13.1
水島	2,217	2,227	2,255	2,301	2,300	2,268	2,267	2,224	2,254	1.7
児島	1,986	1,926	1,928	1,889	1,879	1,917	1,948	1,889	1,849	△ 6.9
玉島	1,776	1,775	1,761	1,798	1,830	1,917	1,932	1,868	1,893	6.6
市全体	10,121	10,169	10,240	10,328	10,393	10,611	10,789	10,596	10,681	5.5

平成26年4月1日現在、市内認可保育所数は公立22、民間69、合わせて91か所あり、総定員は0~5歳児人口の38.1%にあたる10,681人となっています。

地区別にみると、0~5歳児人口に対する定員割合にばらつきがみられ、倉敷地区では30.5%、児島地区では64.6%となっています。水島地区と児島地区では、入所児童数が定員を下回っている状況です。

平成18年度と比べ入所児童数は市全体では5.5%増となっていますが、地区別では児島のみ減少しています。

イ 施設数および定員・入所（園）児童数の推移

■ 施設数および定員・入所（園）児童数の推移

			平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度
0～5歳児人口(人)			28,456	28,172	27,763	27,605	27,426	27,575	27,866	27,797	27,626
認可 保育所	公立	施設数(施設)	30	29	29	29	29	29	29	22	22
		定員(人)	3,360	3,330	3,270	3,255	3,275	3,290	3,320	2,785	2,785
		入所児童数(人)	3,319	3,229	3,243	3,330	3,359	3,380	3,408	2,713	2,657
	民間	施設数(施設)	58	58	58	58	59	60	60	67	69
		定員(人)	6,530	6,630	6,690	6,680	6,790	6,945	6,975	7,535	7,745
		入所児童数(人)	6,802	6,940	6,997	6,998	7,034	7,231	7,381	7,883	8,024
認可外 保育施設	事業所内	施設数(施設)	14	14	13	15	15	15	17	18	18
	その他	施設数(施設)	13	16	15	16	18	15	14	14	15
幼稚園	市立	施設数(施設)	59	59	59	57	56	54	54	54	54
		定員(人)	7,605	7,625	7,645	7,525	7,525	7,460	7,500	7,540	7,000
		園児数(人)	3,928	3,717	3,584	3,537	3,391	3,369	3,430	3,409	3,313
	私立	施設数(施設)	15	15	15	15	15	15	15	16	16
		定員(人)	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	3,708	3,744
		園児数(人)	2,539	2,446	2,316	2,230	2,268	2,372	2,468	2,591	2,635

※ 入所児童数は各年度4月1日現在

※ 園児数は各年度5月1日現在

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在），保育・幼稚園課，学事課

(2) 保育サービス

認可保育所の入所状況と特別保育等の実施状況，認可外保育施設と倉敷ファミリー・サポート・センターの概況は下表のとおりです。

ア 認可保育所の入所状況（年齢別）

■ 認可保育所の入所状況（年齢別）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳児	児童総数(人)	4,406	4,538	4,576	4,314	4,424
	入所児童数(人)	498	545	607	527	606
	入所率(%)	11.3	12.0	13.3	12.2	13.7
1歳児	児童総数(人)	4,684	4,574	4,702	4,716	4,433
	入所児童数(人)	1,640	1,645	1,699	1,732	1,659
	入所率(%)	35.0	36.0	36.1	36.7	37.4
2歳児	児童総数(人)	4,662	4,667	4,586	4,721	4,706
	入所児童数(人)	1,877	1,929	1,897	1,872	1,947
	入所率(%)	40.3	41.3	41.4	39.7	41.4
3歳児	児童総数(人)	4,643	4,685	4,657	4,600	4,746
	入所児童数(人)	2,133	2,148	2,161	2,052	2,065
	入所率(%)	45.9	45.8	46.4	44.6	43.5
4歳児	児童総数(人)	4,463	4,645	4,716	4,694	4,608
	入所児童数(人)	2,172	2,254	2,203	2,210	2,180
	入所率(%)	48.7	48.5	46.7	47.1	47.3
5歳児	児童総数(人)	4,568	4,466	4,629	4,752	4,709
	入所児童数(人)	2,094	2,090	2,222	2,203	2,224
	入所率(%)	45.8	46.8	48.0	46.4	47.2
合計	児童総数(人)	27,426	27,575	27,866	27,797	27,626
	入所児童数(人)	10,414	10,611	10,789	10,596	10,681
	入所率(%)	38.0	38.5	38.7	38.1	38.7

※ 入所児童数は各年度4月1日現在

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在），保育・幼稚園課

イ 特別保育等の実施状況

■ 特別保育等の実施状況

		平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
延長保育	実施か所(か所)	71	72	73	73	77
	延べ利用児童(人)	120,347	116,408	118,661	118,277	124,364
乳児保育	実施か所(か所)	69	70	71	71	73
	延べ利用児童(人)	11,093	10,793	11,862	12,208	11,806
一時保育	実施か所(か所)	16	15	15	15	15
	延べ利用児童(人)	25,825	27,165	28,132	26,709	29,020
特定保育	実施か所(か所)	2	2	3	4	4
	延べ利用児童(人)	2,295	3,369	2,603	3,877	3,344
休日保育	実施か所(か所)	6	6	6	6	6
	延べ利用児童(人)	1,386	1,409	1,520	1,506	1,493
病児・病後児保育	実施か所(か所)	4	4	4	4	4
	延べ利用児童(人)	3,404	3,673	4,438	3,955	4,453
夜間保育	実施か所(か所)	1	1	1	1	1
	延べ利用児童(人)	416	402	424	428	389
心身障がい児保育	実施か所(か所)	90	91	91	91	93
	延べ利用児童(人)	2,614	3,069	3,921	4,272	4,152

資料：保育・幼稚園課

ウ 認可外保育施設の入所児童数（市内在住の就学前児童）

■ 認可外保育施設の入所児童数（市内在住の就学前児童）

	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度
事業所内	176	180	186	212	230	260
その他	181	182	156	172	184	222
合計	357	362	342	384	414	482

資料：保育・幼稚園課

エ 倉敷ファミリー・サポート・センターの状況

■ 倉敷ファミリー・サポート・センターの状況

	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
依頼会員(人)	905	988	1,062	1,156	1,308
提供会員(人)	427	441	472	492	518
両方会員(人)	178	180	182	189	206
活動件数(月平均)	373	399	469	526	558

資料：子育て支援課（各年度3月末日）

(3) 幼稚園教育

幼稚園の就園状況、預かり保育の状況は下表のとおりです。

■ 幼稚園の就園状況

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
3歳児	児童総数(人)	4,643	4,685	4,657	4,600	4,746	
	公立園	園児数(人)	284	326	368	402	460
		就園率(%)	6.1	7.0	7.9	8.7	9.7
	私立園	園児数(人)	748	801	793	849	861
		就園率(%)	16.1	17.1	17.0	18.5	18.1
4歳児	児童総数(人)	4,463	4,645	4,716	4,694	4,608	
	公立園	園児数(人)	1,511	1,475	1,523	1,448	1,359
		就園率(%)	33.9	31.8	32.3	30.8	29.5
	私立園	園児数(人)	775	808	873	874	896
		就園率(%)	17.4	17.4	18.5	18.6	19.4
5歳児	児童総数(人)	4,568	4,466	4,629	4,752	4,709	
	公立園	園児数(人)	1,596	1,568	1,539	1,559	1,494
		就園率(%)	34.9	35.1	33.2	32.8	31.7
	私立園	園児数(人)	745	763	802	868	850
		就園率(%)	16.3	17.1	17.3	18.3	18.1

※各年度5月1日現在

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）、学事課

■ 幼稚園の預かり保育の状況

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
公立園	実施園数	53	53	53
	延べ利用人数	3,281	3,126	3,125
私立園	実施園数	15	15	16
	延べ利用人数	実施	実施	74,482

資料：学事課

(4) 母子保健・相談

相談事業、乳幼児健康診査の概況は下表のとおりです。

ア 相談事業の実施状況

■ 母子保健について

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子健康手帳交付数(人)		5,053	4,916	4,776	4,831
パパ・ママセミナー	実施回数	6	6	6	6
	参加人数(延)	301	320	310	375
母と子のふれあい教室	実施回数	132	96	94	47
	参加総数	2,094	1,995	2,123	959
乳児のための離乳食教室	実施回数	28	28	28	26
	参加人数(延)	715	794	883	909
乳児のための歯の教室	実施回数	12	12	12	12
	参加人数(延)	332	306	410	364

※母と子のふれあい教室は、平成25年度から子育てはじめの一步教室に変更し、対象年齢を生後1年から6ヶ月に変更して実施している。

資料：保健衛生年報

イ 乳幼児健康診査の実施状況

■ 乳幼児健康診査の実施状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1歳 6か月児 健康診査	受診状況					
	対象者(人)	4,755	4,655	4,611	4,761	4,578
	受診者(人)	4,239	4,260	4,267	4,424	4,301
	受診率(%)	89.1	91.5	92.5	92.9	93.9
むし歯有病者率(%)		2.4	2.0	1.7	1.8	1.6
2歳児 歯科 健康診査	受診状況					
	対象者(人)	4,682	4,704	4,617	4,696	4,793
	受診者(人)	3,053	3,157	3,099	3,090	3,168
	受診率(%)	65.2	67.1	67.1	65.8	66.1
むし歯有病者率(%)		11.5	10.6	9.7	7.7	6.4
3歳児 健康診査	受診状況					
	対象者(人)	4,457	4,633	4,764	4,608	4,625
	受診者(人)	3,710	3,991	4,092	4,093	4,079
	受診率(%)	83.2	86.1	85.9	88.8	88.2
むし歯有病者率(%)		24.2	21.9	20.6	21.8	17.8

資料：保健衛生年報

(5) 児童の健全育成

放課後児童クラブ，児童館・児童センター，地域活動の概況は下表のとおりです。

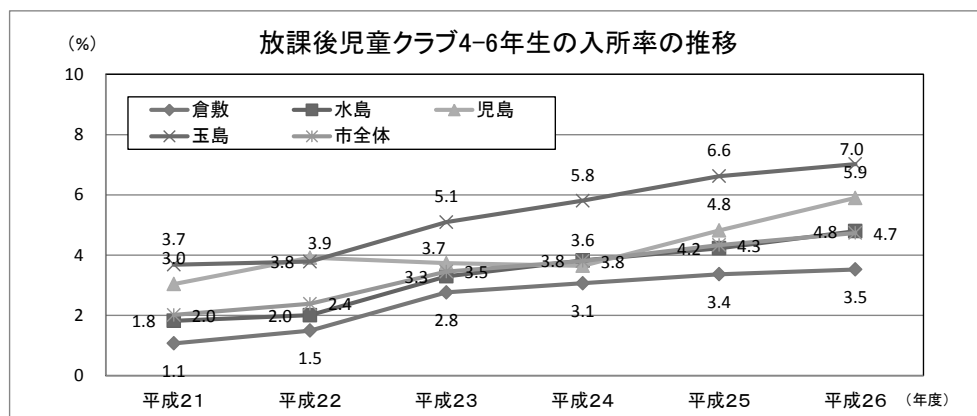
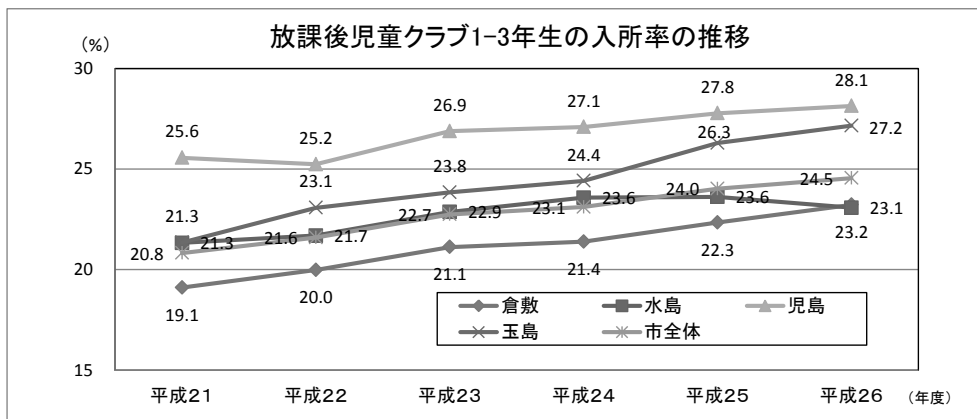
ア 放課後児童クラブの状況

■ 放課後児童クラブの状況

		平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		1-3年	4-6年	計	1-3年	4-6年	計	1-3年	4-6年	計	1-3年	4-6年	計	1-3年	4-6年	計	1-3年	4-6年	計
倉敷	児童数(人)	7,051	7,013	14,064	6,978	7,026	14,004	6,786	7,096	13,882	6,752	7,108	13,860	6,724	7,042	13,766	6,900	6,841	13,741
	入所児童数(人)	1,347	75	1,422	1,394	105	1,499	1,433	196	1,629	1,444	218	1,662	1,502	237	1,739	1,602	241	1,843
	入所率(%)	19.1%	1.1%	10.1%	20.0%	1.5%	10.7%	21.1%	2.8%	11.7%	21.4%	3.1%	12.0%	22.3%	3.4%	12.6%	23.2%	3.5%	13.4%
	設置数(か所)	28			31			32			32			33			35		
水島	児童数(人)	2,785	2,857	5,642	2,711	2,793	5,504	2,589	2,790	5,379	2,532	2,746	5,278	2,528	2,696	5,224	2,539	2,586	5,125
	入所児童数(人)	594	52	646	588	56	644	592	92	684	597	105	702	597	114	711	586	124	710
	入所率(%)	21.3%	1.8%	11.4%	21.7%	2.0%	11.7%	22.9%	3.3%	12.7%	23.6%	3.8%	13.3%	23.6%	4.2%	13.6%	23.1%	4.8%	13.9%
	設置数(か所)	13			16			17			16			17			17		
児島	児童数(人)	1,964	2,205	4,169	1,918	2,120	4,038	1,897	2,037	3,934	1,794	1,975	3,769	1,750	1,909	3,659	1,738	1,882	3,620
	入所児童数(人)	502	67	569	484	83	567	510	76	586	486	72	558	486	92	578	489	111	600
	入所率(%)	25.6%	3.0%	13.6%	25.2%	3.9%	14.0%	26.9%	3.7%	14.9%	27.1%	3.6%	14.8%	27.8%	4.8%	15.8%	28.1%	5.9%	16.6%
	設置数(か所)	12			12			12			12			13			13		
玉島	児童数(人)	2,708	2,933	5,641	2,674	2,907	5,581	2,584	2,886	5,470	2,540	2,739	5,279	2,556	2,704	5,260	2,563	2,592	5,155
	入所児童数(人)	578	108	686	617	110	727	616	147	763	620	159	779	672	179	851	696	182	878
	入所率(%)	21.3%	3.7%	12.2%	23.1%	3.8%	13.0%	23.8%	5.1%	13.9%	24.4%	5.8%	14.8%	26.3%	6.6%	16.2%	27.2%	7.0%	17.0%
	設置数(か所)	19			20			20			21			21			22		
市全体	児童数(人)	14,508	15,008	29,516	14,281	14,846	29,127	13,856	14,809	28,665	13,618	14,568	28,186	13,558	14,351	27,909	13,740	13,901	27,641
	入所児童数(人)	3,021	302	3,323	3,083	354	3,437	3,151	511	3,662	3,147	554	3,701	3,257	622	3,879	3,373	658	4,031
	入所率(%)	20.8%	2.0%	11.3%	21.6%	2.4%	11.8%	22.7%	3.5%	12.8%	23.1%	3.8%	13.1%	24.0%	4.3%	13.9%	24.5%	4.7%	14.6%
	設置数(か所)	72			79			81			81			84			87		

※ 各年度4月1日現在

資料：子育て支援課



イ 児童館・児童センターの状況

■ 児童館・児童センターの総利用者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
倉敷児童館(人)	55,151	54,989	53,608	53,850	51,886
倉敷北児童センター(人)	51,881	53,039	53,196	54,709	55,239
水島児童館(人)	38,516	43,320	45,455	45,510	45,649
児島児童館(人)	39,461	46,021	45,266	41,969	45,233
玉島児童館(人)	32,973	57,805	63,208	58,468	59,194
真備児童館(人)	35,749	40,141	42,186	40,334	37,833

資料：子育て支援課

ウ 地域活動の状況

■ 地域活動の状況

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
子ども会	団体数(団体)	247	233	221	211	193	175	165
	会員数(人)	19,359	18,456	17,589	16,480	14,572	12,162	10,910
ボーイスカウト	団体数(団体)	4	4	4	4	4	4	4
	会員数(人)	259	224	213	198	174	178	172
ガールスカウト	団体数(団体)	3	3	3	3	3	3	3
	会員数(人)	52	71	81	72	80	70	91
幼年少年消防クラブ	団体数(団体)	30	30	32	32	32	33	37
	会員数(人)	1,403	1,403	1,439	1,420	1,450	1,462	1,551
スポーツ少年団	団体数(団体)	77	74	73	73	77	72	72
	会員数(人)	2,330	2,184	2,116	2,016	1,903	1,721	1,731

※子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトは各年度4月1日現在
 幼年少年消防クラブは各年度5月1日現在
 スポーツ少年団は各年度末現在

資料：市民学習センター、生涯学習課、予防課、倉敷市体育協会

(仮称) 倉敷市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

◆ 発行 岡山県倉敷市
〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 6 4 0 番地

事務局：保健福祉局 子ども未来部
子ども・子育て支援新制度準備室
TEL 086-426-3335
FAX 086-427-7335
e-mail kosodate@city.kurashiki.okayama.jp
